

政

刑

第 五 號		五 月 號		第 五 十 四 卷		
北米合衆國ニユ一 ヨ一ク州矯正法 (十完)	統一せられたる スイス聯邦刑法 (三)	泉二博士と刑事立法	構外作業の現地報告	犯ヒ罪一心理學の (二)	刑務所に就て (一)	時局と行刑衛生 (卷頭言)
天	ウオルフマガング ミツテルマイアー 五〇	玖波文一郎 四	武藤 亘 三	高橋正己 三	鷺津愛十郎 六	芥川 信 二
財團法人 刑務協會 發行						



(阪大) 式了修所習講官務刑



(島 廣 同)

刑
政

五
月
號

第
五
號
第
五
十
四
卷

時局と行刑衛生

警世家の言に依れば銀座を歩行して居る人々の中には往々にして現在戦争の行はれて居るを知らない人もある様であると。これ程我が國內に於ては前古未曾有の時局に直面して居るに拘らず平和である様である。ただ我が國民各自に重大なる時局に直面して居ると云ふことを直感せしめて居る主要なるものは物資の制限と不足とである。又政府が低物價政策を堅持して居るに拘らず物價高である點である。又高度國防計畫に伴ふ各種産業方面に於ける勞務員事務員等の需要である。

故に私は往々素人から刑務所にも時局に依る影響がありますか殊に醫務衛生方面に影響がありますかと云ふ質問を受けることがある。成る程生活必需品の制限や不足に依る影響はあらう。併しながら受刑者であるからさまで大なる影響でもないであらう。又幾分あるとしてもそれは當然であるといふ様な觀察である様に私は感ぜらるゝのである。

時局に依つて行刑衛生上第一に受けた影響は人的方面である。即ち各刑務所に於て其の行刑衛生を擔任して居る保健技師、技手、囑託、藥劑師及び保健助手等の中から軍醫として藥劑官として又は看護兵として應召せられる者の尠くないことである。又社會各方面に於ける特種技能者の不足の爲め退職する者の尠くないことと新任する者の皆無ともいふべき點である。行刑衛生技術員の中から應召者を出すことは名譽でありこの應召に依る衛生技術員の留守中は同僚技術員の精勵に待つと共に別に其の補充も考慮せられ易い

のである。然しながら退職者の尠くないこと及び新任者の皆無ともいふべき點に就いては考慮せられねばならない。今日の保健技師等は悉く高文試験合格者に比肩すべき醫師免許證の保持者であるばかりでなく其の大多數の者は大學令に依る大學の卒業者であり殊に其の中には學位保持者もあるのである。それにも拘らず保健技師等に對する待遇は各省所管の衛生技術員に比し劣つて居ることである。癩療養所醫官には勅任官があるに拘らず保健技師には奏任待遇の二級がないのである。この點を當局に於て特に考慮せられたいものである。他面私は保健技師諸君に考慮を求めたい。それは保健技師は人格を陶冶し技術を練磨すると同時に清貧に安んずるといふ氣分に缺けて居るといふ批難である。物質主義に傾き過ぎはしないかといふ點である。所謂開業醫に比して収入の少いことを託つなといふ點である。

時局に依つて行刑衛生上第二に受けた影響は物的方面である。この方面を二つに分けることが出来る。其の第一は保健技師等の毎日必要とする保健衛生、検査、診療器械及藥品、其の他の衛生材料並に療養品等の制限及不足である。併し乍らこの制限及不足に關しては幸にも保健技師諸君は十數年以來訓練せられて居る爲めに比較的其の影響は少ない様に感ぜられる所である。ただ消耗品である藥品及衛生材料に就いては相當な覺悟を必要とする様である。これに對しては私は保健技師諸君に考慮を求めたいのは節約と代用品の利用といふ二點に細心の注意を拂ふといふことであると信ずる。

其の第二は收容者の日常生活必需品の制限及不足並に高騰である。勿論收容者の日常生活必需品も相當の種類がある。然し乍ら最も重要な物は食糧及被服である。依つて茲にはこの二點に就いて考察して見ることにはしたい。

併し、時局の影響に依つても幸今日なほ收容者の食糧の中主食は變化を受けて居らない。これは由來自由刑の執行に於ては其の内容として物質の制限を實施して居る。(因にこれに反對する學者もある)従つて收容者に支給する食糧に於ても又收容者に貸與する被服に於ても制限がある。即ち其の主食は社會人に比し最低限度のものとして一人一日平均米二・四合、麥三・六合であり、副菜品代金は一日一人平均四錢四厘(因に次年度に於ては幾分増加せらるゝ豫定)である。この米麥の混炊歩合は二十數年間の實驗を経て居るのである。今日漸く社會人は普通勤務者一人一日二・二合の米、最強労働者一人一日四合といふ制限を受けて論議せらるゝ以前から實行して居るのである。而して受刑者は一人一日平均米二・四合を食するのであるけれども最大の米量を食するものは一人一日三・六合最少を食する者は一・四四合である。刑務官にして往々受刑者の食量は多きに過ぎると主張する人がある。それは米麥を合して一人一日平均九合一八・四合又は七・八合等を食する受刑者のあるのを指して云ふのである。この如き受刑者は強作業に従事する人であつて全部でないのである。結局受刑者は麥量を多く取つて居るのである。これは受刑者の副菜品代が廉價である爲めこれを補つて居るのである。故に麥量に相當する金額と規程の菜代を合した金額でこの麥及菜に相當する以上の副菜品を多數に確保することが可能なれば米量を幾分節減することは可能であると信ずる。又米量を節減する必要に迫られこれに代はる食糧費の増加が認められるばかりでなく現に米に代はる物資を多量確保出来るならばこれも可能と信ずる。

物價の高騰に依つて副菜品の給與には影響は免れ難い所である。これは幸ひ本年度に於ては菜代を幾分増加せられたのを活用すると同時に空地利用等に依つて野菜増産の實施は最も緊要と考へる。要するに私

は社會人に比し最低限度の食糧を給與せられて居つた收容者に時に發生することのある浮腫病患者を多發せしめない様に常に收容者に対する榮養のあらゆる事項に付觀察して行くことは行刑衛生擔任者の責務であると思ふ。

收容者の被服は社會人と同じく時局に依つて直ちに影響を受けたのである。それは純綿を使用して居つた被服を「スフ」に變更せしめられたのである。周知せられて居る様に「スフ」は高價であるに拘らず耐久力弱く又短縮性に富み保温力も少ないので木綿に比し保健上及經濟上不利益である。併し乍らこれは時局上止むを得ざる影響であるからこれに對しては「スフ」の利用に付特と研究するの要切なるものあると思ふ所である。

右の外時局に伴つて構外作業の擴大せられて居る爲め收容者の被服は「スフ」を以て不可能なること社會に於ける農夫又は漁撈夫に比較する場合は少くないのである。これ等に對しては既存の純綿布を利用するの外特例を設けらるゝ様當局に考慮を煩はしたい所である。なほ構外作業に於て往々外傷患者の尠なからず發生する場合がある様である。この患者に對しては保健技師の適切な診療と當局の患者に對する慰藉にはこれ亦考慮を煩はしたい所である。

之を要するに時局は行刑衛生にも尠なからず影響がある。殊に人の問題である保健技師の不足問題並に收容者の食糧問題等に於て尤も重大な影響のあることを忘れてはならないと思ふ。

芥川 信

刑務所に就て (一)

鷺津愛十郎

目次

- 一 刑務所の觀念
- 二 刑務所は司法官廳か
- 三 司法保護事業關係官廳としての刑務所(以上本號)
- 四 司法保護官廳としての刑務所
- 五 營造物としての刑務所
- 六 公務所としての刑務所
- 七 稅的義務者としての刑務所
- 八 結語

一 刑務所の觀念

通俗的には刑務所は監獄と其の觀念を同じうするものとされて居るが、嚴格に謂へば兩者の觀念は異なる。即ち監獄法、刑法、刑事訴訟法等に於て監獄とは拘留所、刑務所、少年刑務所及刑務支所の總括的名稱(代用監獄の含まれて居る點には觸れない)であるから、刑務所は監獄の一分類に過ぎない。之に反し監獄官制に於ける監獄なる用語には拘留所、刑務所及少年刑務所の三者のみを含み刑務支所が含まれてない場合(例へば第四條第一項の如し)と、刑務支所をも含まされてある場合(例へば第一條の如し)とある。従つて刑務所の觀念と法律的用語としての監獄の觀念を同じからしめんには、刑務所を分ちて拘留所、狹義の刑務所、少年刑務所及刑務支所と爲すの外はないものと

思はれる。而してこゝに狹義の刑務所は監獄官制第十三條第一項に依る別表に掲記された「〇〇刑務所」の刑務所、高等官官等俸給令別表第一表の文武高等官官等表並同第五表の刑務所及奏任文官特別任用令第二條の刑務所と其の觀念を同じうする。(註一)然し司法省令、司法省訓令、司法次官以下の各種通牒の類に於ては、便宜上監獄と同一觀念の下に刑務所なる文字の用ゐられてあるものが相當に多い。昭和八年司法省令第三十五號行刑累進處遇令第十八條、大正十一年司法省訓令行甲第一一〇五號刑務所現業員勤勉手當給與規程第一條、昭和二年行刑局長通牒行甲第一八三四號刑務職員服忌内規ニ關スル件の如き其の一例である。本稿も亦兩者の觀念が同じからしめてある。なほ正木博士の「行刑法」(新法學全集、第三十三卷第八頁)には「監獄官廳が刑務所で、拘禁場が監獄といふことになる。然し之は行政上の工作に過ぎないので、法律上の用語は其の後に制定されたものも皆監獄といふ語を以て統一して居る」と説明されてある。

然るに一方、司法部内政府職員共濟組合規則第十八條(註二)には監獄なる用語あり、司法省所管昭和十五年國整調査特別區域調査手續に於ける刑務所なる用語には拘留所が除外(註三)されてあるなど、用法極めて雜然たるは如何なる理由に基くものであらうか。刑務所と改稱せられた事情(註四)に鑑み司法部は率先して監獄なる用語を驅逐すべきではないか。

註一 高等官官等俸給令別表第五表は東京拘留所の長たる者及小菅、豊多摩、府中、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、札幌の刑務所の長たる者並に奏任稅關長、奏任鑛山監督局長、帝國圖書館長、東京科學博物館長等の級俸を定めた表である。従つて控訴院所在地刑務所長の俸給は所謂一號表に依るものであるとなす常識的説明は誤である。

又奏任文官特別任用令第二條は左に掲ぐる奏任文官の特別任用に關する規定である。

- 一 典獄(東京拘留所の長たるもの及小菅、豊多摩、府中、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城又は札幌の刑務所の長たるもの)及朝鮮總督府典獄(京城、西大門、平壤又は大邱の監獄の長たるもの)
- 二 朝鮮總督府府尹(京城、仁川、大邱、釜山、平壤又は羅津の府尹たるもの)

三 臺灣總督府地方理事官（臺北市尹たるもの）
 四 臺灣總督府廳長たるもの

昭和十六年勅令第五號を以て改正奏任文官特別任用令が公布施行（昭和十六年一月四日より施行）せらるゝ迄は控訴院所在地刑務所長は所謂有資格者たるを要するとの説明が行はれて居つたやうであるが、其の法制的根據を私は知らない。改正後の奏任文官特別任用令に依ればさうではない。今回の大改正に伴ひ特別任用に依る典獄も四年以上其の官に在職した場合には、高等試験委員の銜を経て司法事務官、司法書記官等に任用せられ得る。（奏任文官特別任用令第三條第一項、週報第二二三號第一頁以下参照）

註二 司法部内政府職員共済組合規則（昭和十五年司法省令第九十三號）第十八條には「監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ」とある。これと全く同一の文言が健康保險法第六十二條、船員保險法第五十三條、職員健康保險法第六十五條等に存するけれども、監獄法との對比上已むを得ない。然し監獄官制以外の勅令に於ても、刑務所なる用語の採用せらるゝに至つた今日、何故に最近の司法省令は監獄なる用語を帶ばされたか。むしろ母子保護法第一條のやうに「法令ニ因リ拘禁セラレタルトキ」とするか、或は「法令ニ因リ拘禁又ハ留置セラレタルトキ」と定むればよいではないか。されば司法部内政府職員共済組合規則第十八條は逕信共済組合規則第十四條、陸軍共済組合規則第二十四條、海軍共済組合規則第十一條等に存する同一文言を模倣したのではあるまいかと思はれる。

註三 司法省所管昭和十五年國勢調査特別區域調査手續第二條には「調査ノ區域ハ刑務所、拘留所、少年院及其ノ構内トス」と定められてあつた。之に反し地方分與稅法施行規則（昭和十五年^{内務省令第三號}）第九條第二項には「前項ノ人口ニハ刑務所（拘留所ヲ含ム）内ニ在リタル人員ハ之ヲ含マズ」とされてある。

註四 岡部常氏 監獄の沿革（行刑論集第六二七頁以下）「抑も、監獄なる用語は、明治五年囚獄の二字を不適當とし、監は鑑と同意義にて鑑み又は司るの意味にて採用せられたるものなるも、新時代の行刑を司掌する官署の名稱としては時人の感情に適合せざるものあり、殊に昔時の牢屋牢獄等の名稱と通ずるものあり、因襲の久しき復讐主義を聯想せしむる點あり、これが延いて行刑改良事業に影響すべきを顧慮し、大正十一年勅令第四百三十四號監獄官制を以て、對社會的の呼稱として監獄の二字を避け、刑務所なる名稱を採用することとなれり。」
 右説述中「對社會的の呼稱として」の文言は、監獄官制以外の勅令中にも刑務所なる用語が採用せらるゝに至つた今日に於ては其の必要を見ないであらう。何故か朝鮮の刑務所に付ては高等官官等俸給令、奏任文官特別任用令などに「監獄」と示

されて居るから、朝鮮に關する限り「刑務所」は對社會的の呼稱と解すべきであらう。臺灣はどうなつて居るか私はそれを知らない。

二 刑務所は司法官廳か

刑務所が司法官廳に屬するや否やは、「司法」に關する意義の定め方如何による。形式的意義に於ける司法は裁判所及検事局又はこれらの補助的國家機關の權限に屬する作用を指す。刑務所は裁判所又は検事局の補助的國家機關ではないから、形式的意義に於ける司法官廳ではない、實質的意義に於ける司法は之を廣狹二つの意義に分ち得る。廣義の司法は法規の下に於て民事及刑事の目的の爲めにする國家の一切の作用を指す。而して廣義に於て刑事の作用とは法規の定めに従ひ、犯罪者を搜索逮捕し、公訴を提起し、豫審を爲し、公判を開き、刑を宣告し及宣告せられた刑を執行する作用の全體を謂ふのであるから、結局廣義の刑事訴訟（註一）に關する作用と其態様、範圍を同じうする。従つて廣義の司法官廳には裁判所は勿論のこと、検事局、警察署、刑務所をも包含する。故に刑務所は廣義の司法官廳である。司法省は専ら司法部内の行政事務を行ふ官廳であるが、司法省官制第一條に依り司法大臣は檢察事務を指揮するから、この點に關する限り司法省も廣義の司法官廳たる部面を有する。然し通俗的には判事と檢事を司法官と稱し、裁判所と検事局を司法官廳と謂ふ。森山博士は其の著「思想犯保護觀察法解説」に於て「元來司法と謂ひ行政といふも、共に法規の範圍内に於て行はるゝ國家作用である點に於ては其の性質を同うし、これが限界を實質的に肯定することは不可能であるともいへるのであります。たゞわれ／＼はその内容觀より致しまして、法規のもとに行はるゝ國家作用の中で、司法は民事又は刑事上の法律關係に關與するものであり、行政はその他の國家作用を擔任するものであるとの理論を是認することが出來ようと思ひます。この理論に従ひますれば、刑事文化の進化型態として生成したるものが保安處分であり、保護觀察處分はその一環を爲すものでありますから、この點より見ますれば、保護觀

察處分は廣義の司法の範圍に屬するものといふことを得ませう、さすれば、この保護觀察に關する事務を掌る保護觀察所は、廣義の司法官廳であると斷定して差支ないものといはねばなりません。……もつとも、保護觀察所を少年審判所と比較いたしますれば、少年審判所の方が、幾分か餘計に司法官廳的色彩を有するものといへないでもありませんが、結局は五十歩百歩のものであります」と説かれる。果して然らば、刑務所は保護觀察所や少年審判所よりも一入濃厚な司法官廳的色彩を有する部面があるやうに思はれる。さりとて司法部内の官廳は盡く廣義の司法官廳ではない。司法保護委員事務局の如きは純然たる行政官廳である。又陪審員、辯護士、執達吏、公證人等は廣義の司法機關に屬するけれども、便宜上こゝに所謂廣義の司法官廳には含ましめない。

狹義の司法は民事及刑事の裁判のみを意味する。裁判は必ずしも民事及刑事に限るものではなく、行政裁判、懲戒裁判（註二） 權限裁判（註三） などがある。唯民事及刑事の裁判は古い歴史を有する爲め、單に裁判といへば民事及刑事の裁判を意味するのが一般である。かくの如く、狹義の司法は民事及刑事の裁判のみを指すのであるから、狹義の司法官廳は通常裁判所と特別裁判所のみである。通常裁判所は一般の民事及刑事の裁判を行ふもので、其の組織は裁判所構成法に定められてある。特別裁判所は特殊の民事又は刑事の事件に付裁判權を有するもので、現行法上認められて居るものは陸海軍の軍法會議、特許局審判官（註四） 及領事官（註五） である。

裁判所は主として裁判事務（狹義の司法事務）を行ひ、従として司法行政事務を行ふ。所謂司法權の獨立とは裁判事務に關する權限即ち裁判權のことであつて、司法行政事務に關するものではない。裁判所は本來的の司法官廳であるが、司法行政事務を行ふ範圍に於ては行政官廳と異なる所がない。即ち司法官廳は司法作用と共に行政作用をも行ふのである。而して司法行政事務とは、司法の運用に關する行政のことで、廳舎の新營修繕、職員の任免、物品の購入及俸給、給與其の他の支拂等枚擧に遑がない。因に裁判所構成法第三百三十四條の司法行政には次に述ぶる檢察行政を

含んで居る。

檢事局は主として檢察事務を行ひ、従として檢察行政事務を行ふ。檢察事務には廣狹兩意義がある。廣義の檢察事務は犯罪の捜査、公訴の提起、其の遂行及裁判の執行監視に關する事務を指し、裁判の執行を監視せらるゝものは裁判所に非ずして、判決執行に當る者である。狹義の檢察事務は刑事に付公訴を提起し、其の取扱上必要なる手續を爲し、法律の正當なる適用を請求することのみを指し、通常檢察事務と稱するは狹義のそれを謂ふ。檢事局は廣義の檢察事務を行ふ範圍に於て司法官廳であるが、檢察行政事務を行ふ範圍に於ては行政官廳と異なる所がない。檢察行政事務は司法行政事務と大同小異であるけれども、檢事局では會計事務は取扱はない。こゝに注意すべきは裁判權行使の主體は裁判所であるが、檢察權行使の主體は檢事局に非ずして檢事であることである。されば檢事局は檢察事務を行ふ官廳ではなく、檢事又は書記が執務する物的施設である。

又檢事局は檢察事務及檢察行政事務を掌るの外、司法警察官吏の訓練に關する事務と司法保護事業の指導監督に關する事務を掌る。前者は司法警察官吏訓練規程に依るもので主任會議、實務修習及警察署巡回の三種がある。主任會議は檢事正が毎年一回其の管内の司法主任、特高主任又は經濟主任を召集して之を開催する。實務修習は檢事正が關係警察部長と協議の上修習生を選定し、檢事局に招集して専ら實務に關する訓練を行ふものである。警察署巡回は檢事が警察署へ出張して司法警察官吏を啓發指導する訓練方法である。後者即ち司法保護事業の指導監督に關する事務は、司法保護事業法、司法保護委員令、司法保護事業法施行規則等の實施と共に本格的に檢事局に於て之を掌ることになった。然しこれは過渡的現象に過ぎないから獨立の官廳によつて司法保護事業が統制、指導及監督される日も遠くはあるまゝ。

警察署に於ては司法警察事務と行政警察事務を行ふ。行政警察は今日普通にいはゆる警察を意味し、社會公共の安

率秩序を保持する爲めに人民に命令し強制する國家の作用であるが、司法警察は既に犯罪の行はれた後に於て犯罪事實を捜査し犯人を逮捕し證據を蒐集することを目的とする國家の作用であるから、検事が公訴を提起する爲めの資料を提供する行爲に外ならぬ。司法警察は廣義の司法權の作用に屬し元來検事の職權に屬すべき事項であるが、實際の便宜上行政警察官吏を同時に司法警察官吏として検事の職務を補助せしめて居る。警察署は司法警察事務を行ふ範圍に於て廣義の司法官廳であるが、行政警察事務を行ふ範圍に於ては行政官廳である。

前述の通り刑務所は廣義の司法官廳であるが、検事局の附屬物でもなく、又検事の監督を受けるものでもない。然るに世上動もすれば刑務所が検事局の支配下に在るやに觀て居るのは、裁判所構成法第六條には「検事ハ………判決ノ適當ニ執行セラル、ヤヲ監視シ………」とあり、刑事訴訟法第五百三十五條には「裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲ爲シタル裁判所ノ検事之ヲ指揮ス」とあり、又監獄法第四條第一項に依り検事が依命巡閱を爲すこともあり得るし、同條第二項に依り刑務所を巡視し得るから右様の見解が醸されたものと思ふ。固より刑務所は検事局の支配下に在るのではないが、兩者の間には職務上緊密な關係が存するから、平素交渉聯絡に遺憾なきを期すべきは言を俟たぬ。

裁判は確定後に於て其の執行權を生ずる。裁判の執行中最も重要なるは刑の執行である。自由刑の執行は刑務所に於て之を爲すこと勿論であるが、自由刑の執行には種々なる行政的措置が必要である。監獄法は主として自由刑の執行に必要な行政的措置を規定したものであるから、監獄法及之に基く省令、訓令、通牒によつて行はるゝ事務は主として行刑行政事務である。行刑行政事務は廣義の司法事務でないから、この事務を掌る範圍に於ては刑務所は行政官廳であつて、廣義の司法官廳ではない。刑務所が廣義の司法官廳たる地位を有するのは行刑事務を行ふ範圍に限られる。然らば如何なる事務が行刑事務に屬するか。刑法第十一條、監獄法第七十二條及刑事訴訟法第五百四十條の規定に依る死刑の執行、刑法第三章の規定に依り刑期を計算して釋放日を決定する事務、刑法第十八條の規定に依り

罰金を分納した者の勞役場留置日數を短縮變更する事務（註六） 刑事訴訟法第五百四十三條乃至第五百四十六條の規定に依る刑の執行停止に關する事務、裁判の解釋に付ての疑義の申立及刑の執行に付ての異議の申立（刑事訴訟法第五百六十一條以下）に關する事務の如きは行刑事務である。又判決書及執行指揮書を査閲して爲す收容事務（監獄法第十一條）關係文書を査閲して爲す釋放事務（監獄法第六十三條）も行刑事務ではなからうか。何れにしても行刑事務と行刑行政事務との限界に關する抽象的標準を定めることは困難であるから、個々の事務に付て行刑事務に屬するか或は行刑行政事務に屬するかを検討決定すべきであると思ふ。（司法部内臨時職員設置制第三條「在監者ノ行刑事務ニ從事セシムル爲………」の行刑事務には行刑行政事務を含む）刑務所の事務は其の分量から觀れば行刑行政事務が大部分であつて、行刑事務は少いけれども、本來の性質が廣義の刑事作用の一部分を掌る行刑機關であるから廣義の司法官廳といふべく、純然たる行政官廳ではない。

刑務所は行刑機關として廣義の司法官廳たるのみならず、刑務所長又は刑務支所長は刑務所又は刑務支所に於ける犯罪ならば其の罪質、種類の如何を問はず當然に検事の補佐として其の指揮を受け司法警察官の職務を行ふ者（註七）として犯罪を捜査するから司法警察機關としての廣義の司法官廳たる地位をも有する。（刑事訴訟法第二百五十一條大正十二年勅令第五百二十八號司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ關スル件）刑務所長、刑務支所長は捜査に着手するに當つては其の事件職務の範圍に屬するや否やに付慎重なる注意を爲し（司法警察職務規範第二十四條）其の職務の範圍に屬する被疑事件にして、犯罪の性質、場所の關係又は其の他の事情に因り司法警察官其の職務を行ふに不便なる場合には進んで捜査を爲すべく、捜査に着手した刑務所長又は刑務支所長は捜査を遂行し、必要ある場合には司法警察官の援助を求めることが出来る。刑務所長又は刑務支所長が其の職務の範圍に屬する被疑事件を司法警察官に先ち覺知したときは、該事件が司法警察官の職務執行に不便ならざる場合に於ても速に捜査

に着手したる上司法警察官に通知せねばならぬ。若し司法警察官が其の捜査を爲すに至つたならば之に譲り且必要な援助をせねばならぬ。(司法警察職務規範第二十一條、第二十二條)又捜査其の他の職務に付補助を要するときは、本來の職務の關係に於て下僚たるべき司法警察吏の職務を行ふ者(看守)を使用するを例とするが、他の司法警察吏又は司法警察吏の職務を行ふ者を使用する必要があるときは検事の指揮を請ふべきである。(司法警察職務規範第二十八條)

又收容者が逃走したときは刑務職員は逃走後四十八時間内に限り之を逮捕することが出来る。この場合に於ける刑務官吏の活動は、司法警察官吏としてのそれでないのは勿論、司法警察官吏の職務を行ふ者としての活動でもない。監獄法によつて付與された刑務官吏の逮捕権を現實に行使するのであるから、刑務官吏としての活動である。然し實質に於ては司法警察機關の活動と同一視すべきである。四十八時間經過すれば刑務官吏の具體的逮捕権は消滅するが、一般私人としての資格に依り逃走者を準現行犯として逮捕することが出来る。この場合には逮捕された逃走者を検事又は司法警察官吏に引渡すのが本體である。(刑事訴訟法第二百二十五條、同第三百十條)

註一 刑事訴訟には廣狹の兩意義がある。狹義の刑事訴訟とは公訴の提起から判決の確定までを謂ひ、廣義の刑事訴訟とは狹義の刑事訴訟に加ふるに犯罪の捜査に關する事項、判決の執行に屬する事項を併せて謂ふ。公訴に附帶する私訴は性質上刑事訴訟に屬するものではないが、便宜上之に屬せしめてある。

註二 懲戒裁判制度は刑事懲戒法、會計検査官懲戒法及行政裁判所長官評定官懲戒令に認められて居る。陸海軍の法務官を初め、一般の文官に付ては懲戒委員會の制度がある。(陸軍法務官及海軍法務官懲戒令、文官懲戒令参照)

註三 行政裁判所法第二十條第二項には「行政裁判所ト通常裁判所又ハ特別裁判所トノ間ニ起ル權限ノ爭議ハ權限裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス」との規定あり。第四十五條には「權限爭議ハ權限裁判所ヲ設クル迄ノ間樞密院ニ於テ之ヲ裁定ス」「裁定ノ手續ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル」と定められてあるが、今日に至るまで未だ權限裁判所の設置なきのみならず、裁定手續に關する勅令も制定されなから、實際上權限の衝突を生じても爭議を提起するに由なく、行政裁判所法の規定は全く空文と化して居る。即ち我が國には權限裁判の制度は現存しない。

註四 特許權に關する争訟は訴願の手續に依らしめて居る場合を除くの外、特許權に關する争訟を審判する爲めに特に審判及び抗告審判の制が設けられて居り、特許局に審判官及抗告審判官を置いて之を掌らしめて居る(特許局官制)。特許權に關する審判及び抗告審判は、共に其の性質は一種の民事訴訟であつて、審判は第一審の民事訴訟に相當し、審判に對して提起する抗告審判は第二審の民事訴訟に相當する。抗告審判の審決に對し不服ある者は、其の審決が法令に違反することを理由とする場合に限り、法定期間内に大審院に上告することが出来る。この外再審の制度も認められてある。(特許法第二百一一條以下)

註五 條約又は慣例に依り領事裁判權を行ふことを得る領事官は、法令、條約及慣例に牴觸せざる範圍に於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ふ。この場合に於ける領事官は死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る罪に付ては豫審を爲すべきであるが、公判を爲すことは出来ない。領事官の豫審を爲したる罪の公判は長崎地方裁判所之を管轄する。尙詳細に付ては明治三十二年法律第七十號領事官ノ職務ニ關スル件、明治三十三年勅令第五百十三號領事官職務規則、昭和十五年勅令第一百八十八號領事裁判委員會官制参照。

註六 刑事訴訟法 第五百六十五條 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲シタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス
勞役場留置は罰金又は科料の執行方法であつて、自由刑の執行ではないけれども、其の實質は身體の自由を制限して勞役に服せしむるものであるから、自由刑の執行に關する規定を準用して之を執行するが妥當である。準用の結果の主なるものは勞役場留置の執行を受けた者に付て、自由刑の執行停止理由と同一の事由を生じたときには其の執行を停止すべきことである。

註七 司法警察官吏と司法警察官吏の職務を行ふ者とは異なる。而して司法警察官には次の三種がある。

- 1 廳府縣の警察官(警部補以上)
- 2 憲兵の將校、准尉及下士
- 3 外務省の警察官(領事裁判權を行ふ爲め、検事又は書記の職務を掌らしむるべく、領事館に分屬せしめらるゝ警視、警部、警部補を謂ふ)

司法警察にも次の三種がある。

- 1 廳府縣の巡查（巡查部長を含む）
- 2 憲兵兵長（補助憲兵を含まない。又憲兵上等兵なるものは現在ない）
- 3 外務省巡查（巡查部長を含む）

司法警察官吏の職務を行ふ者は極めて多く前掲大正十二年勅令第五百二十八號に列擧されてある。刑務官吏に付て之を見れば、刑務所長及刑務支所長は當然に司法警察官の職務を行ふ者であり、刑務所長又は刑務支所長に非ざる典獄、典獄補、看守長又は副看守長にして、所屬所長が其の刑務所又は刑務支所の所在地を管轄する地方裁判所の檢事正と協議して指命したるものも司法警察官の職務を行ふ者である。右と同様の手續に依り指命せられた看守（看守部長を含む）は司法警察官の職務を行ふ者であるが、當然に司法警察官の職務を行ふ待遇刑務官吏はない。

三 司法保護事業關係官廳としての刑務所

昭和十一年、司法省訓令「思想犯保護觀察法施行令第三條ノ通知ニ關スル件」の第一條に依れば裁判所、檢事局及刑務所は所謂關係官廳である。（註一）司法保護事業法施行規則には檢事局、刑務所が關係官廳たることを知るべき規定（第四十九條、第五十八條）はあるけれども、裁判所が關係官廳たることを窮ふに足る規定は存しない。然し明文の規定あると否とに拘らず裁判所は檢事局、刑務所と同様に關係官廳たるの地位を有するものと思ふ。然るに司法保護事業年鑑第一卷の附録に於ては裁判所及檢事局を司法保護事業關係官廳に列せしめず、又純然たる司法保護官廳が司法保護關係官廳中に列せしめてある。恐らく便宜の取扱であらふ。刑務所は司法保護事業關係官廳であるから、司法保護事業法第一條第三號乃至第六號に掲ぐる者の内一般釋放者に對し、一時保護又は收容保護の必要ありと認むるときは、本人歸住地の司法保護團體に之を通知し（司法保護事業施行規則第四十九條）觀察保護の必要ありと認むるときは司法保護委員會に通知せねばならぬ。（同第五十八條）而して其の通知の方法は司法保護票に依るべきである。（同第五十條及第五十九條）保護の要否を定むるに當つては特に本人の改悛の程度、心身の狀況及生活能力を參酌すべきことに定められて居るが、（同第四條）畢竟するに更生の意思と素質を兼ね具へる者、換言せば改悛の情あり而して改悛の情を具體化し得べき素質を具へる者は保護適格性を有するものと爲すのが、司法保護當局の嚮導原理である。（昭和十五年十一月十五日發行「司法保護」第四頁森山博士所説）然しながら、保護適格性を有するもを盡く保護對象者たらしむるは危険であり且不合理である。従つて保護適格性を有せざる者は、之を保護に付するの要なきは勿論であるが、本人が保護適格性を有し而も其の保護者の保護意思、保護能力共に充分なる場合、保護適格性を有するも犯罪の性質上保護に付するを適當ならずと認めらるゝ場合、又は本人が保護を受くるを拒否若は嫌惡する場合等に於ては對象者たらしめないのが妥當である。刑務所としては保護適格性を有するも、保護對象者たらしむるの要なき釋放者の一人でも多いのが望ましい。而して少年法第四條、思想犯保護觀察法第三條、司法保護事業法施行規則第三條、司法保護票（司法保護事業法施行規則第五十條に依る）等に於て「保護者」とは極めて廣い意義を有し、事實上、法律上本人の保護を爲し得る地位に在る者の汎稱である。（大正十二年五月司法省保護課長回答參照）従つて本人の父母、後見人、雇傭主その他現實に本人を保護し得る意思と能力を有する者なれば、本人の親族たると否とを問はずこゝに所謂保護者であるが、司法保護事業關係者は含まれて居らぬ。之に反し累進處遇令第六十一條の「保護關係者」監獄法施行規則第六十九條の「保護ヲ引受ク可キ者」及び假出獄少年取締規則並に假出獄思想犯處遇規程の「保護ヲ引受ケタル者」は保護者よりも更に廣義にして、司法保護事業關係者をも包含するものと解する、假釋放審査規程第四條の保護者に司法保護事業關係者の含まれて居ることは、昭和六年司法省訓令、假釋放上申書様式並記載例、三の（へ）「保護者ガ保護團體ナルトキハ其ノ保護方法ヲ開示スルコト」とあるに依り明である。とに角司法保護事業關係法規に於ける保護者の觀念は極めて廣く、國民學校令、種痘法、國民體力法等に於けるそれとは著し

く内容を異にする。この點に付ては後に述べる。

又更生の意思素質共に有せざる者、及更生の素質を有するも更生の意思を具へざる者に付ては、司法保護事業施設以外の國家的施設の強制使用を實現すべきであり、更生の意思を有するも更生の素質を具へず而も適當な保護者なき者に付ては、司法保護事業法施行規則第二十一條（註二）の擴充的活用を期待するか或は救護法規の發動を俟つの外はない。

而して更生の素質は吾人の五感の作用に依つて容易に之を認識し得るけれども、更生の意思即ち改悛の情は客観化せざる心理状態であるから、之が判断測定は極めて困難なことに屬する。再過の虞なきものと認められて假釋放された者が再犯に陥り、更生の見込なしと認定された者が社會的復歸を遂げた實例が多數に存するのは、社會の情勢、環境に因るところもあらふが、改悛の情の有無に關する判定が如何に困難なるかを雄辯に裏書するものであると思はれる。故に思想犯の保護觀察制度に於ては改悛の情なき非轉向者と雖保護觀察の對象とされて居る今日なれば、一般釋放者に對しても改悛の情の有無に拘らず一應保護の手をさしのべよと爲す宗教家の意見には確に理由がある。單に釋放官廳のみの意見に依り、保護適格性の有無を判断決定することは、之亦危険にして不合理であると共に、専ら保護の合理化と經濟化に重點を置いて司法保護事業を運営せんとする態度、方針は人道的、宗教的の觀點よりすれば妥當でない様に思はれる。さりとて玉石混淆式に保護の手をさしのべるが如きは、司法保護事業に對する社會的評價を昂揚し、ひいて其の圓滿なる發展を期する上に於て障碍となるのではなからうか。刑政的の司法保護事業關係者と宗教的のそれとの間に現存する思想の相剋摩擦を拂拭することは、今日に於ては恐らく至難であらふ。又司法保護事業に於て、一般社會に要望する保護の本質的内容は結局「差別的待遇の是正排除」といふことである。この點に關する限り、かの融和事業（地方改善事業）と趣を同じくする。司法保護事業の主務官廳たる司法當局は社會各層に向つて、

對象者の保護指導に付、理解ある協力と同情ある後援を冀求翹望して居るから、司法省は勿論のこと、部内の各官廳は率先垂範的の舉措に出づべきであるに拘らず、依然として直接には言はずもがな、刑を一身に止まらしむることなく間接にも刑餘者を排撃して居るのは矛盾たるを免れぬ。司法保護機構の劃期的整備に伴ひ、たとへ其の成績が飛躍的に向上しても、それは矛盾を藏する成績であるから眞の成績とは謂ひ得ないのではあるまいか。

思想犯に付ては思想犯保護觀察法第一條に定むる事由の生じた場合、即ち治安維持法違反受刑者が刑の執行を終り又は假釋放を許された場合には、刑務所は其の事由を本人の歸住地を管轄する保護觀察所に通知せねばならぬ。この場合に於ける通知は全部通知の原則に依るのであるから、刑務所の意見によつて通知を省略することは出来ない。思想犯保護觀察法施行令の附則（註三）は全部通知原則の例外規定ではあるけれども、昭和十二年、行秘甲第二一號通牒によつて右例外規定は事實上活用せしめられなかつたから、刑務所から觀れば同附則は無用の長物と化した譯である。保護觀察所に於ては刑務所から通知のあつた思想犯を盡く保護觀察に付するのではない。轉向完全にして生活上の保護を必要とせざる者は敢て保護觀察に付する必要はない。（森山博士、思想犯保護觀察法解説第五二頁）

假出獄思想犯處遇規程第二條に依れば「刑務所ノ長司法大臣ニ對シ假出獄ノ具申ヲ爲シタル場合ニ於テハ速ニ其ノ旨ヲ本人ノ歸住地ヲ管轄スル保護觀察所ニ通知スベシ假出獄ノ許可アリタル場合亦同ジ」と規定されてあるから刑務所に於ては假釋放の上申をした場合と、假釋放の許可のあつた場合、即ち都合二度保護觀察所へ通知せねばならぬ。而して本人を釋放する場合には成るべく保護司又は保護を引受けた者に之を引渡すべきである。（假出獄思想犯處遇規程第三條）尙假釋放期間中は保護觀察所の監督指導を受けねばならぬ。（思想犯假出獄心得）滿期釋放の場合に付ては通知の時期に關し別段の規定はないけれども、保護觀察所に於て保護觀察を爲す必要あるに鑑み、少くとも滿期一月前に通知を發するが適當であらう。この點に付ては當局に於て何等かの指示を爲すべきではないか。

少年（假釋放執行時に於て十八歳に満たざる者）に對し假釋放證票を交付したときは、速に住居の地を管轄する地方裁判所の檢事及び少年審判所に通知し、釋放するに際しては本人の觀察を爲すべき少年保護司又は保護を引受けたる者に引渡さねばならぬ。而して假釋放期間中は住居地の少年保護司の觀察を受け其の指導命令に従はねばならぬ。少年審判所の管轄區域外に於ては、住居地の司法大臣の指定した保護團體に通知すべきである。其の故は少年審判所の管轄區域外に於ては假出獄少年取締規則に依る少年審判所又は少年保護司の事務は司法大臣の指定した保護團體をして之を行はしめ得るからである。而して假釋放期間中は所謂指定保護團體の觀察を受け其の指揮命令に従はねばならぬ。かくの如く少年法の施行地域と然らざる地域に於ては假釋放少年の取扱が著しく異なるけれども、蓋し已むを得ない。かゝる跛行的現象は少年法の全國的實施と共に解消せしめられる。（大正十二年行刑局長通牒行甲第七九五號、少年假釋放通報ニ關スル件参照）

註一 思想犯保護觀察法施行令第三條ノ通知ニ關スル件

第一條 思想犯保護觀察法施行令第三條ニ所謂關係官廳左ノ如シ

- 一 本人ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合ニ於テハ其ノ言渡ヲ爲シタル裁判所
- 二 本人ニ對シ訴追ヲ必要トセサル爲公訴ヲ提起セサル場合ニ於テハ其ノ處分ヲ爲シタル檢事局
- 三 本人刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合ニ於テハ其ノ釋放ヲ爲シタル刑務所

註二 司法保護事業法施行規則

第二十一條 身體虛弱者、精神薄弱者其ノ他特殊ノ者ノ保護ヲ目法トスル司法保護團體ニ在リテハ醫療及監護ノ爲必要ナル設備ヲ爲スベシ

註三 思想犯保護觀察法施行令附則

本法施行前ニ思想犯保護觀察法第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ依ル通知ハ關係官廳必要アリト
 思想スル者ニ付之ヲ爲スヲ以テ足ル

ヒューリーの犯罪心理學(二)

高橋正己

- 一 はしがき
- 二 研究對象
- 三 研究方法の特色
- 四 犯罪の原因的類型（後半以下本號）
- 五 結論

(七) 自由選擇に因る犯罪（職業犯）
 (SPOFFORD)

常習的犯罪者には二種類ある。一は意志薄弱、智能低級にして常人に伍して生活し得ざる結果、浮浪・竊盜より遂には強盜殺人にさへ至る者であり、二は意志的・智的な人間であり乍ら生活環境による情性若は習性、特殊の生活體驗より生じた社會反抗心、安逸遊惰を好む性癖等の種々の原由から職業的犯罪者となる者で、「堅氣の商賣なんて馬鹿らしくて出来ぬ」といふ類が其の典型的なものである。この種の職業犯は刑事統計上では少數であるが、彼等の犯罪が巧妙にして檢舉を免かるること多き

を想へば、犯罪の實數は意外に多いものであらう。少年犯に付いては其の年齢の關係上職業化したる犯罪者を見ることは比較的稀であるが、併し將に職業的犯罪者たらんとする契機を發見するには甚だ都合であり、職業的犯罪の一般的原因及び對策に付いて多大の示唆が得られるのである。

職業的犯罪者たる原因が環境、素質又は心理内容に求めらるる者は、それぞれ當該の原因的類型に關して考察されるのであつて、ここに別に具體例を引用する必要はないが、注意すべきは何等の原因的要素が認められざるに拘らず、自ら進んで犯罪者たる道を選ぶ者があることである。其の眞の原因は何處にか伏在するのもかも知れぬが、併し如何なる研究方法を採るにしても此の種の絶對的自由選擇型犯人を認めざるを得ぬであらう。左に其の一例を挙げよう。

自由選擇的犯罪の例（男、十五歳）この少年は既に十歳にな

るかならぬ中から竊盜や夜盜を始め、遂には性欲犯・偽造罪・殺人罪に迄到つたのである。之が原因は何處に求められるであらうか。遺傳關係に付いては父が酒癖者であつて、彼が十歳の時死亡した以外に言ふべきこともなく、この少年の身心何れの點にも大なる缺陷なき點より見れば、遺傳的悪素質を有するものとは考へられぬ。妊娠も出生も發育も凡て良好であり、現在も淋病に罹つてゐる他は甚だ健康である。智能も常人以上に良好で智的な顔付をして居り、理解力も迅速で話振も明快である。これ等の點では何處にも彼を犯罪者たらしめる原因を認め難いのである。唯一つ考ふべきは生活環境の點で、多くの悪友と交はり早くから異性との關係を覺えたことが、不良化の原因と認められるが、併し母の言によれば、彼には良友を撰び又は正道に戻るべき充分の機會が存せしにも拘はらず、悪友のみと交り悪行のみを事としたのであり、數回の感化院入りも何等の效なく何人も彼を感化し得なかつたのである。彼自らも曰く「普通の者と違つた者になつたからだ」と。さればヒールも之を純自由意志的犯罪者の中に算へざるを得なかつたのである。

(八) 心理的習癖若は幻想に因る犯罪 (§§233, 241)

心理的習癖が犯罪の原因となり得ることは勿論であつて、常習犯が多く改善し難いのも、其の心理的習癖が容易に失はれぬ爲である。されば身體的及び環境的な凡ての

心理分析的質問、例へば「何うしてあんな事をする氣になつたのか」又は「其の時何を考へてゐたのか」等の非暗示的質問に對して、少年が意外の事實を物語る事が少なく、而も其が犯行と重大・密接な關係に在ることを發見したに由來するのである。左にこの種の犯罪の一例を示さう。

幻像に因る犯罪の例(女、十二歳)この少女は身體健全、發育營養共に佳良、智能亦平常者以上であるにも拘はらず、多くの盜を取つたのである。其の原因を考ふるに父は酒呑の無賴の徒であつて家庭は常に不良であり、母は良い女であるが外で働くことが多く、一人子のこの少女は全く放任状態に於て育てられたのであつて、之も確に犯罪的素地を作つたものであらう。併し竊盜行爲の直接の原因としては、この少女が活動狂であつて、其の見る映畫中の盜賊に關するものが異常に心裏に記録されてゐることを挙げねばならぬ。この事は「何うして盜をおぼへたか」の問に答へて「見に行つた活動寫真中に泥棒が窓から忍び込んで、金庫を開けて金を奪つて逃げるのがあつた。そして最後まで捕まらなかつた。この事を思ひ出すと何時も盜む氣になる」と言つたことに徴しても推測される。尙性的體驗(男に製はれたこと、小年の卑猥な言葉)も心的葛藤の因となり、これ又犯罪の傍的原因となつたと考へられる。

(九) 心的葛藤による犯罪 (§§235—241)

原因要素を取り去りたる後に於ても、尙犯罪することは可能であり、かかる場合には心理的習癖が唯一又は最重要の犯罪原因と考へられるのである。然らざる場合も習慣形成を伴はぬ行爲は有り得ぬ故に、習癖は常に犯罪の附隨的な併し一般的な原因と見るべきものである。ヒールはこの種の犯罪に付いては別に具體例を示す所がないが、習慣形成を重要視することは特に改善處遇に不可缺の條件なりとし、舊來の悪習癖を壓伏するに足るべき強力な良習癖を養成する事を以て、reformatoryの任務の主眼とすべきであると説いてゐる。

次に心理的幻像 mental imagery による犯罪を認むることもヒールの特徴である。心理學者中には幻像と視覺的記憶 visual memory 又は想像 imagination との區別を認めぬ者もあるが、ヒールはここには其の學的差別を論議せず、唯犯行時犯人の心理に浮ぶ心的映像を概稱して幻像と呼ぶのである。かかる幻像が如何なる経路をとつて犯罪的衝動を生ずるに至るかは不明であり、犯人自身も多く之を明かにせぬのであるが、併し其が時として強烈なる影響を及ぼすものなることは争へぬ事實であり、或る犯人の如きはこの幻像より脱せざれば、到底幸福を期し得ぬと主張する者さへある程である。ヒールがこの種の犯罪原因に想到したのは、彼の

内心の葛藤若は重壓 mental conflict and repression が人の情緒生活を攪亂し、其の結果として犯罪的行狀を生ぜしむることを注意したのも亦、ヒールの心理分析的研究法の主たる特徴の一である。而して性生活(廣義)程少年の情緒を深く亂すものはない故に、心的葛藤を生ぜしむる主たる原因は隠された性的思念、性的幻像又は性的經驗である。この他繼父母關係・家族關係の隱蔽(例へば養父母を實父母なりと信ぜしむる如し)、父母の不和・別居、家庭内の秘密、家族中に狂人等のあること、愛育を期待する人から虐待さるること、最も信頼する人の不信行爲を見ること、遺尿、吃音、望郷病等も心理葛藤を生ぜしむる原因となる。これ等の心的苦惱より生ずる犯罪は種々雑多であつて、其の原因が性生活に關する場合に於ても、決して單に性的犯罪のみを生ずるものではなく、寧ろ竊盜・浮浪等の別方面に其の排け口を求めるのが普通である。この種の犯罪者を救濟せんが爲には、先づ彼等自身をして自己の不良化又は反社會感の原因が特定の心理葛藤にあることを自覺せしめ、第二にこの種の心理葛藤を再發せしむる虞ある環境より遠ざけ、新たな心理習慣を養はしめ、第三に父母其の他の家族の理解ある協力に俟つ必要がある。左にこの種の犯罪の一二例を掲げやう。

一、性に關する空想が犯罪の原因となつた例（男、二十一歳）
 生活歴を見るに七歳より九歳迄孤兒院にあり、歸來幾度か竊盜を反覆して reformatory に入ること八回に及び、現に牢獄刑（life）を受けてゐる。彼の先系血屬には酒癖者多く、父も亦大酒家で且つ甚だ性的に不品行であつたが、この遺傳負因が彼を害せしや否やは不明であつて、同胞は皆眞面目な働き手である。生育關係を見るに、彼を妊娠中母は精神的に大なる苦悶を有して居り、出生後も幼時彼は諸々の疾病に罹つたのであつたが、其の後は發育良好であつて、現在の所視力に障碍（近視らし）ある外、身體的にも心理的にも全く異常は認められぬ。ヒリーはこの若者を數年間に互り觀察した結果、彼の犯罪の原因が性生活に關する心理葛藤にあるを知つた。即ち彼は未だ幼兒期を脱せざる七乃至九歳の時孤兒院にあつて年長の院兒より bad sex matter を知り、其れ以來性行爲に關する心理葛藤を生ずる毎に竊盜を爲すに至つたのである。例へば最近彼が我る商店に雇はれ中、其處の商品を積んで或る料理店の前を通りかかつた時、其の窓から前夜彼の店に来て戯れに彼に接吻した女が顔を出してゐた。彼は之を見ると頭の中が其の女の事で一杯になり、車を其處に抛り出したまま、下町に行き芝居・料理屋・カフェー等で遊び、主人の金三十五弗を費ひ込んで二三日後に歸つて來た。其の時は主人に謝罪して三ヶ月間よく働いて、費ひ込みを辨償したが、其の後又盗んで遂に罪に問はれ牢獄刑に處されたのである。

二、家族關係の隠蔽が原因となつた例（女、十四歳）
 遺傳負因は認められないが、實母は妊娠中から病氣（恐らく癌）であつて、生れたばかりのこの娘と三歳違ひの兄との二人を残して死亡した。兄は間もなく遠方の祖父の下にやられ、この娘はまだ物心の付かぬ時から繼母の手で育てられ、繼母を實母と信じて居り、兄のあることも知らなかつた。父は大都市の場末で小間物店を出して居り、賣上も相當で、この娘は幼少より不自由なく育ち、健全なる趣味にも富んで居り、寧ろ惠まれた幼女時代を過してゐた。然るに七歳の時思ひも掛けなかつた兄が遠方から戻つて來、これだけでも危懼を招くに充分だつたのに、その上この兄から現在の母が實母でないこと、實母はとうに死んだことを聞かされたのである。最初は信ぜず何度も繼母に問ふて毎度否定されてゐたが、兄に證據を示さるるに及んで深き精神的衝撃を受け、爾來母に隠れてこそ物を盗むやうになり、遂には盜に情熱を覺えるに至り、次第に盜癖が根強くなつて行つた。
 三、信賴を裏切られて反抗的になつた例（男十二歳）
 これは少年犯には珍らしい反抗的な子供で、年を問へば十一歳だといひ六歳だといひ、メンタル・テストをやらせやうとすれば何も出來ぬといふ。學校では何も習うとせず、家に歸つては小さい女の兒をいぢめたり、人の大切な品を奪つたり匿したりするなど、悪戯のみを事とし、教師も母も彼には手古摺つてゐたのである。健全なる趣味は全くなく、他の子供のやうに歌を唱つたり繪本を見たり漫畫を喜んだりすることは絶無

で、彼の好きな事と言へば食ふ事と寝ることだけである。ヒリーは最初この少年に付いては何の診斷も療法も講ずることが出來なかつたが、或る日彼の好意的なる折を捉へ得て心理検査をなし、彼が略良好なる智能を有することを確め、且つ次の如き事實を聞き出し得たのである。即ち七八歳の頃悪友があつて彼に盗みと性的悪習とを教へ、以後就寢時この悪習を反復するに至つたが、其の後彼が純眞であると考へてゐた少女が他の男子と關係するのを見てから、彼は極度に反抗的となり性的悪習も甚だしくなつたのである。

(110) 性欲異常に因る犯罪 (§§212—213)

性欲過剩、手淫、幼少時の性的經驗、反自然的性欲等が單獨に又は他の要素と關連して、種々の犯罪の原因となり得ることは、種々研究のある所でここに多言するを要せぬ。ここには唯性欲異常と精神病とが相互に因果關係に立つ場合も少くないことを注意するに止める。

(111) 癲癇性犯罪 (§§219—220, 288, 303)

癲癇と犯罪との關係はロンブローゾ以來刑事學者の注意を惹く所であるが、ヒリーが癲癇を原因的要素の一と認めた場合は僅に七%に過ぎず、この七%に付いても癲癇なる生來的素質が其れのみで犯罪の原因となつた場合は甚だ稀であつて、其の多くは習慣形成又は環境状態と相共に理解さるべきものであつたのである。因に一

概に癲癇といつても其の症狀には數種の別があり、其の心身に及ぼす變化も種々雜多であつて一々枚舉に遑がないが、主として身體的には性的早熟を來たすことと、心理的には強情又は不安定となり、或に二重人格的・豹變的・衝動的・利己的となり、智能が漸次減退することが注意される。尙其の甚だしきに至つては精神病を以て論ずべきこと勿論である。癲癇的犯罪に對する鎮壓策としては、刑罰の他永久的隔離又は斷種を必要としやう。左に癲癇的犯罪の著例を一つ掲げる。

癲癇的犯罪の例（男、十八歳）
 父は實直な男であり、母は智的ではあるが神經的な傾向を有する。父系母系共に狂疾・低能・癲癇等の遺傳惡質は存せぬといふ。妊娠出産共に平常で乳兒時代も異常はなかつたが、二歳頃より號泣時に失神を伴ふことがあり、爾來年々數回の癲癇的發作があつた。身體的發育は良好で性的には早熟であり、心理的能力は不規則で時により意識濁濁を呈することもあるが、然らざるときは概して良好で、學業も十五歳時に第七學年に達して居り、學習欲も相當あり法律家たる才能を示してゐる。併し性狀は甚だ不安定で時としては、怖るべく怨恨的となり兄弟でも何でも殺してしまふと公言することがあり、時としては自殺したくなる時もあるといふ。或る時は下町通行中——何うして其處へ行つたかは自ら記憶せぬ——鐵道線路を見て急に列車顛覆を思ひ立ち、材木を線路上に並べたことがあり、この他

にも喧嘩・家出・反自然姦・買淫等の不良行爲があり、何れも癲癇的心理状態と關係してのみ理解するべきものであつた。

(一一) 心理異常的犯罪 (§§259-264)

犯罪原因を専ら心理的に説明せんとする立場をとるヒリーが、心理異常と犯罪との關係を最も詳密に研究せしことは怪むに足らぬのであつて、彼の犯罪類型はここに至つて完成されるのである。然らば心理異常とは何であるか。元來人の精神は最も複雑な最も捕捉し難い現象であつて、心理異常の何たるかを定義し分類するは容易の業ではない。ヒリーは其の實際的觀察に基いて心理異常を次の如く分類したが、其の分界は常に不分明であり流動・重複を免れぬことを強調してゐる。

- 低能兒 (白痴—痴愚—魯鈍)
- A、智能缺陷 (低級者 (subnormal))
 - 特定才能の缺陷者 (一時的又は永久的)
- B、肉體的不健全に基く心理遲鈍者
- C、身體的素質劣等者 (physical constitutional inferior)
 - 重症型 (一時的又は永久的)
 - 輕症型 (一時的又は永久的)
- D、精神病者
- E、心理特異者 (mental peculiarities)
- Aはメンタル・テストにより判斷し得る智能低級者を

るを最善の策とする。ここには比較的知られてゐない智能缺陷者の犯罪例を挙げやう。

魯鈍者の犯罪の例 (男、十五歳) 身體の發育及び榮養状態は可良であるが、動作は不活潑であり、齒列は不整で蝕齒があり、眼球は突出し頭は特に大きい。心理検査を試みるにビネー式では心理年齢八歳に當り、明らかに魯鈍者に屬する。但し心理再生 mental representation 及び心理分析の能力は相當に高い。母の言に依れば遺傳的缺陷はないといふが、眞實は不明である。尙母の言によれば、この子の出生の四週間前ガスタックの爆發の爲に家と夫と四兒とを一時に失つたので、其の時の精神的激動がこの子の生來的低能の原因となつたのだといふ。何れにせよ生來的魯鈍者であつたことは確であつて、生後大した病氣もせず、身體的發育は良好なりしにも拘はらず、智能は發達せず學校を怠け、學業は三學年で止まり、家出・竊盜・夜盜を事とするに至つたのである。これが原因が主として生來的低能にあること勿論であるが、母が常に家を外にして勞働し、この子を全く放任状態に置いたことも輕視出來ぬ。この少年は簡単な肉體勞働を爲す能力を有する者であつて、之に適當な職業を與へるならば、社會に立つて自活することが出来るであらう。この見込に基き感化院より農場に送られた所、其の後行狀甚だ良好となり、勤勉に働いて都會に歸へることを欲しなくなつた。是れ夜盜のみでも十數回犯した者でも、處置の宜しきを得れば改善の可能なることを示す適例である。

云ひ、其が生來的なる點に於てBの一時的又は後天的の智能障碍と異なるのである。Cは大體所謂變質者に該當するもので、生來的にして治療し難い點に於てAに類し、智能障碍といふよりは精神病的なる點に於てDに近い。Dは一般に Insanity, Psychoses, Psychopathy 等と呼ばれる精神病を指すので、其が大體に於て治療可能な後天的病變であり、治療すれば智能平常者となり得る點に於てA及びCと異なる。Eは才能分布の不均者、特異性格者等を指すものである。以下順次各類に付き其の具體例を引き救治策に言及しやう。

(A) 智能缺陷による犯罪 (§§265-281)

白痴又は痴愚による犯罪は少い。否多くは心神喪失者の故を以て罪責に問はれない。主として問題となるのは魯鈍者 (心理年齢七乃至十二歳)、低級者 (ストによれば平常なるも、高等智能に於て) 及び特定才能の缺陷者常人に劣る者及びこの逆なる者) である。但し他の如何なる場合に付いても然る如く、心理缺陷のみが唯一の犯罪原因となることは稀であつて、其の多くは環境に對する抵抗力が弱く、誘惑に敗ける爲に犯罪するものなることを注意せねばならぬ。さればこの種の犯罪者に對しては一般的智能教育を施すよりも、比較的良好な才能を發見して、之に適當する環境を供す

魯鈍者又は低級者中特に注意を要するものは、自己の智能程度を理解せざる爲に犯罪する者である。其の最も著しきは會話能力に於て常人以上であり、之が其の洗練された坐作進退と相俟つて、容易に他人をして其の眞に在る以上の者として評價せしめ、自らも亦他人の考ふるが如き者なりとの自己欺瞞に陥り、自己の不成功の原因を内省せず、只管之を他に轉嫁して徒らに怨恨的となるか、又はこの欺瞞的・表見的な虚我と無意識的・潜在的な眞我との破綻不一致を糊塗せんが爲に、詐欺的犯罪に深入するに至るのである。次に其の一例を挙げる。

會話能力の優れし低級者の犯罪の例 (男二十歳) この男は辯口型犯人の典型であつて、虚偽の申立により一年内に二十箇所に職を見付けた程であり、詐欺と嘔吐の天才である。或は高等學校を卒業したと詐り (事實は小學三年迄しか行つて居ない)、或は通譯官何某なる名刺を刷らせる等、其の言ふこと爲すこと虚偽ならぬはなく、詐欺取財・横領・文書偽造等により再三刑を受けてゐる。其の生れを檢するに父母共に智的な勤勉な人であり、父系母系共に遺傳的缺陷なく、三人の同胞中他の二人は性行・智能共に良好である。唯從兄弟姉妹中一人の狂人と一人の低能兒がある事が、遺傳的惡質を疑はしむる唯一のものである。二度の流産後の妊娠であつたが、胎兒中の發育及び出生は良好であつた。三歳の時重いデフテリーに罹り、二、三週間も譫妄状態にあつた位で、恐ら

彼の智能はこの時以來不良になつたのではあるまいかと思はれる。其の後九歳の時猩紅熱に罹つたが、身體發育には大した障碍はなく、現在多少の感覺的異常ある他（瞳孔反射不整、十四歳迄遺尿癖あり）、常人並の身體を有してゐる。心理能力を検するに明かに低級者であつて、最も判断及び推理の能力を缺き、従つて抽象的事案を扱ふ能力がなく、唯會話能力のみ異常に發達してゐる状態にある。之が彼の犯罪の直接原因であつて、幼兒の疾病は其の間接原因と見られる。

次に一般の才能は通常であり乍ら、一、二の特定才能を缺く爲に社會的劣敗を招き、罪に陥る者がある。勿論常人中にも繪畫・音樂等に於て甚だしく拙劣なる者もあらう。併しこれ等の才能の缺陷は之を業とせざる限り、社會的には大なる意義を有せざるが故に、他の才能にして優秀ならんか、社會的成功は之によつて得られるのであるが、之に反し一般に社會的に有意義なる才能、例へば言語才能・數理才能・判断力・豫見力・自制力等に於ける缺陷は、往々にして犯罪の原因となるのである。左に其の一例を掲げる。

數理才能の缺陷による犯罪の例（男、十七歳） 遺傳的には何等の缺陷なく父母家庭共に通常以上に健全であり、他の同胞三人は皆智能・性行共に優良である。この少年は幼時より發育良好でさしたる疾病に罹りたる事もなく、身體は強大健

やは常に必ずしも明白ではない。幼少時の心理發育又は學校成績が良好であり乍ら、其の後健康に障碍を來たし、之と平行して心理薄弱者に相當する心理能力しか示さざるに至つた場合には大體に於て、この種の者なるべしと推定され得るのである。かかる者に於ては肉體的健康さへ回復すれば智能も平常に復し、之と共に行狀も改るのが普通である。併し身體の不健全を來たす諸原因には必ず環境的若は素質的條件が加つてゐるので、兩々相俟つて改善するに非ざれば、何等の効果を期待し得ぬことが多い。

過度の性的惡習に因る犯罪の例（男十六歳） 父母共に健全にして、母の姉妹に二人の舞蹈病者ある他、遺傳的缺陷は認められぬ。この少年は七人同胞中の長子であり、他の子供は皆良好である。妊娠・出産・發育凡て良好であつて、體性發育に至つては現在殆ど成人並に達してゐる。學業も亦好調で十四歳にして八學年を終了した程であつた。十三歳の時一度外泊したことがあつた外、最近まで變つたことも無かつたが、近頃は家出・外泊相次ぎ性甚だ不從順となり、當てがはれた仕事もせぬやうになつた。仍つて心理検査を行ふに八學年を終了した者としては智能一般に甚だ不良であり、之を各部的に見れば知覺力は大體良好であるが、注意集注力又は應用を要するテストに特に不成績であり、心理再生若は推理を要するテストは全く出來ぬ。ヒールーは之が原因を求めて、少

全であるが、少年時代より茶・コーヒーを過飲し、且つ折々はビール・煙草等を用ひたことがある。學校は十四歳の時小學六學年に進み、其後八箇月間商業學校に學び、以後其處の夜學に通つたが、數學の成績が甚だ不良であつて、學校を嫌ひ怠學・家出・竊盜等の經路を踏み、遂に裁判沙汰となつたのである。

心理検査の結果によれば、數理的才能に於て著しく劣る他、何等の缺陷認め難く、其の最も嫌ふ所は簿記であり、其の最も好む所は旅行・農場・馬等である。彼の兩親は彼の最も嫌ふ所を職業たらしめんとしたので、其の結果學校を嫌ひ怠學して悪友と交はるに至り、遂に罪に陥ちたものと見られるのである。この診断に基き彼を農場に就職せしめた所、爾來勤勉に其處で働いてゐて、現二十歳に至るまで何等の脱線行爲なく、彼の父母兄弟等は毎年の夏休を其の農場に行き、彼と共に暮すのを樂しみにしてゐる有様である。

(B) 肉體的不健全に基く心理遲鈍者の犯罪 (Sprengel, 1900)

肉體的疾病が直接犯罪の原因となる場合に付いては前述した。ここには疾病に至らざる身體的不健全、例へば營養不良、虛弱、麻醉劑若は刺戟物の濫用、性的惡習、頭部の傷害等より心理能力の低下を來たし、由つて間接に犯罪を誘發する場合を扱ふのである。

心理缺陷が先天的なりや又は後天的な身體障礙に因る年自身の口から彼が最近甚だしい自潰癖に陥つて居ることを知り、心理遲鈍も不從順も家出も竊盜も皆之に起因するものと認めたのである。仍つてこの少年を其の家庭に委し、父の嚴重なる監督の下に置いた結果、二年後には全く改善の效を挙げ得たのである。

(C) 身體的素質劣等者の犯罪 (Sprengel, 1900)

世には狂人・精神薄弱者・神經病者の何れにも屬せずして、而も先天的に正常なる心理反應を示し得ざる社會的劣等者がある。ヒールーは之を身體的素質の劣等者と呼ぶのであつて、其の大部分は通常變質者と呼ばれてゐる者に該當するのであるが、ヒールーは變質なる語の意義の漠然たるを嫌つて、故更に之を避けたのである。この種の者は一般に智的方面には大なる障碍はないが、情緒的方面に於ては甚だ特異であり（例へば利己的なること、怒り易いこと、暗示を受け易いこと、無氣力なること等）、通常の刺戟に對して異常の反應を示すことを其の特徴とする。又身體的方面に於ても倭小・小兒樣體格・破瓜期遅延・體軀發達不均齊等の所謂變質徵候が認められるのを常とする。如何にしてかかる變質者が生ずるかには明確ではないが、ヒールーは父母に於ける遺傳的惡質の合成、妊母の疾病若はモルヒネ中毒、先天梅毒、父母の酒癖等を其の主なる原因と見てゐる。かかる心身

的異常者が社會生活に適應し得ずして、犯罪に陥り易いことは見易き道理であり、別に引例する迄もないであらう。

之が對策としては重き者は永久的に刑務植民地に移送するを必要とすべく、輕き者は家族の監督に委ねることも可能であらう。何れにせよ田園生活を可とし刺戟的な都會生活は不可であり、刺戟的嗜好物も避けしめねばならぬ。遺憾なことには、この種の犯罪者は刑務所内の被強制生活にはよく適應する能力を有するが爲に、比較的早く假釋放の恩典に浴し易いことであつて、かくして彼等は迅速により怖るべき犯行へと落ちて行くのである。

(D) 精神病的犯罪 (SIMPSON)

元來精神病ほど病徴、病名及び其の限界の不明瞭なものはない。故にヒーリーは錯雜せる精神病學的分類を爲すことを避け、犯罪に對する原因的關係の有無厚薄により、顯著なる精神病 major psychoses と輕微なる精神病 minor psychoses の二種に分け、前者中には早發性痴呆症・麻痺性痴呆症・不全麻痺・憂鬱症・躁鬱狂・癲癇性精神病・痴呆・偏執狂、及び病名不明なるも症狀顯著なる精神病を算へ、此等は犯罪又は刑事責任の問題を生ずること少しとして簡單に敘するに止めて居る。後者

に陥ることがある。ヒーリーは舞踏病を治療した結果全く犯罪性を改善し得た例を引用してゐる。尙健忘症状態に於ける放浪中に犯罪する者のあることは人の往々見る所であるが、其は多くは癲癇・早發性痴呆・ヒステリー等の一病徴に過ぎぬものであらう。又頭部傷害は其の當時に於て意識喪失又は頭蓋骨折を來たさぬ場合にも、時として性格的・情緒的變化、殊に短慮・易激・自制心減少・心理不安定・酒精不堪性等を由來することがある。かかる場合に其が犯罪の原因となり得ること言ふ迄もない。次に性的惡癖によつて心理能力の鈍重を來たすことは前に述べたが、それが更に進んで精神異常の域に到り、犯罪を誘發する場合も稀ではない。最後に擬似的精神病も犯罪の原因となり得ること勿論である。

此等の精神病的犯罪の實例を一々枚舉するは煩に過ぐる故に之を略するが、其の對策に付き一言せんに、この種の犯罪者は其の原因たる疾病を治療せしむれば、殆ど皆救濟し得るものであるが、中には治癒の望なき者、再發の虞ある者等も少くない。又全然自制力を失ふものではない故に、醫療のほか刑罰をも考慮すべく、刑事責任能力は其の道德的識別力の程度に應ずべきである。

(E) 心理特異者の犯罪

以上述べ來つた心身的缺陷の何れにも屬せぬもの、即

の中には各種の中毒性精神異常、思春期・月經時・妊娠時の心理異常、ヒステリー、舞踏病、健忘症、頭部傷害に因る精神異常、性的惡習に因る精神異常及び其の他の擬似的精神病を屬せしめ、最も犯罪と關係し易く、又必ずしも責任能力を阻却せざるものとして稍詳細に論述してゐる。

中毒性精神異常に付いては已に述べた所であり、思春期の心理異常に付いては、思春期の心理的特異性に關連して後に述ぶるを便宜とする故に、ここには全く觸れぬ。又月經妊娠等の女性的生理機能と犯罪との關係も良く知られてゐて、別に述べべきこともない。止だヒーリーが月經時のみならず、其の前後の或る期間にも精神障礙が伴はれることを明かにし、且つかかる者は既に何等かの精神神經病的素質を有する者なりとして居る點が注意される。次にヒステリーは通常は女性に關してのみ考へられるが、男性にも往々にして認められる。之は通例癲癇的發作、一時的失明、手足の感覺脫失等の顯著な症候を伴ふのであるが、併し稀には全くかかる外的昂奮状態を示さぬものもある。其の犯罪は主として誣告(特に強姦に關するもの)、金錢詐取・小竊盜・猥褻姦淫等である。舞踏病的癡癡をなす者は、通常精神的にも異常を有して居り、之が爲に怠學・家出・詐言・盜・性的犯罪等

ち心身共に平常者と見るべき者にして、尙且つ犯罪發生的の特異性格を有する者がある。ヒーリーが特に注意したものは被暗示性・思春期的心理・虚言癖・冒險癖等であつた。以下順次其の概要を述べやう。

(イ) 被暗示性 (SIMPSON) 被暗示性は實に社會生活に必須の性能であつて、之が存在は毫も忌むべきことではないが、然し其の特に強度のもの、群衆暗示、特定人に因る暗示及び相互暗示は時として犯罪發生の原因となる。

被暗示性は人により大差があるが、概して若年者に於て大であり思春期的心理の一特徴とも見られるが、年齢に係はらず特に大なる被暗示性を有する者もある。かかる者が良からぬ友・讀物・映畫等の影響を受け易きは當然であつて、其の犯罪發生的徑路は實例を引く迄もなく明かであらう。注意すべきはこの種の犯罪者は善にも惡にも影響され易いことであつて、其の強烈なる被暗示性を善用すれば、其の改善も亦容易であらう。次に群衆心理としての暗示は諸方面より研究されて居り、歴史上數々見る革命、虐殺、米國のリンチ等は其の好例である。尙特定人のみより暗示を受け易い性質が犯罪の原因となることがも人のよく注意する所であつて、或は之を性的從屬關係を以て説明し、或は又英雄崇拜の心理を以て説明

する。最後に相互暗示が犯罪の誘因となることも看過し難い所で、一人にては爲し得ず否爲す氣さへ起らぬ犯罪的行爲も、二人寄れば平氣で之を敢てするのである。シゲールは之を dual social suggestibility と呼び、マリエル及びブツペは神經的な人間が最も相互に影響し易いと説き、ヒーリーも亦之に讃して居る。

(ロ) 思春期の心理特性 (§§316-319, 330-343) 思春期は人生に於ける第二の生誕にも喩ふべきもので、人の遺傳的素質が最も良く表現されるのはこの時期であると言はれて居り、心身はここに至つて急激な發達を遂げ、少年期を通じて存続して居た心身の平衡關係が、この時期に到つて往々にして破られ、ここに一種特異の思春期心理を現出するのである。殊に生來的に心理能力の低級な者は、この混亂の時期に於て心理的統制を持すること不可能となり、精神病類似の現象を來たす者がある。然らざるも平常者に於てさへ、無思慮、觀念及び情緒の支離滅裂、不規則性、強情、反抗、怠惰、利己性、衝動性過大、自制力不足、過敏性、空想性等が甚だしくなり、環境の如何によつては之が一轉して犯罪の誘因となり得ること、固より當然と謂はねばならぬ。これ等の不安定な特異の性格は年齢と共に漸次安固となり、之と共に行狀も改るのが通常であるが、一度處置を誤れば生

涯取り返へし難い道德的敗殘を結果することもある。蓋し思春期は善にも惡にも最も形成的な時期で、改善不能犯は多くここに其の犯罪性固定化の第一歩を有するものである。故に青少年犯の處遇は最も戒心すべき社會的事業であるが、ヒーリーは之に關し左の如き對策を必要なりとしてゐる。

(1) 少年法適用の範圍を二十歳前後迄擴大すること。(2) 形成的な期間中健全なる趣味を養ひ、不良なる刺戟より遠ざかるに適當な環境(例へば農村生活)に置くこと。——この意味に於て少年院生活殊に classified cottagesystem が推奨される。(3) 環境を變へること、特に兩親の家より離すことは自制心を養はしむるに好都合なことがある。(4) 衛生状態の改善。

(ハ) 病的虚言癖 (§§344-356) 何等の見得べき理由なくして徒らに人を誣罔するを事とする者がある。殊に念の入つた誣告(自己又は他人に對する)には裁判所も少からず手を焼くことがある。之を通常 mythomania 又は pseudologia phantastica などと呼んでゐるが、之が果して一種の病氣であるか、又は他の原因の一面的徴候であるかは遽に斷じ難い。ヒーリーは多くの病的虚言者を檢した結果、彼等の間には其の共通なる虚言癖を他にしても、尙多數の類似點が見出されるとし(例へば

特殊な性的體驗・心理葛藤・頭部傷害等の如し)、且つ遺傳的にも何等かの特異性が期待される者であるとしてゐる。之が對策としては具體的事實に付き一々其の眞の原因を探索して、之に應ずる方法を考究する他はないが、深い病的素質に根ざす虚言癖は殆ど改善の見込なく、中には明かな精神病に轉化する例さへある。

(イ) 冒險癖、刺戟欲及び其の他 (§§351-364) 少年犯罪の觀察に當つて看過し難い一點は冒險癖乃至は刺戟欲と犯罪との關係である。成年犯に於ても勿論この種の犯罪を見出し得るが、最も典型的なものは少年犯(殊に男子)に於て見られるもので、之を思春期心理の特性の一に數ふるも敢て不當ではない。惟ふに銳氣勃々として平凡な環境に嫌き足らず、活動と刺戟多き異常なる環境を求め、此處に於て自我表出を試みんとすることは、最も喜ぶべき進取的少年氣質であつて、之が發露が間々常軌を逸することありとするも、強いて之を彈壓すべきではなく、適宜に之を善導するときは、多くは長すると共に常道化を期待し得べきものである。これ等の點に於て其は、病的な放浪癖に由來する犯罪と明かに區別されるのである。然らばこの進取的活動欲は如何なる環境又は素質と結合し、如何にして犯罪的發露をとるに至るか。ヒーリーは之に次の四類型ありとしてゐる。ここに注意

すべきは活動欲・闘争争等が最も男性的なものである當然の結果として、この種の犯罪は男子に多いのであるが、併し女子にも決して稀ではなく、演劇生活に對する憧憬等から數々家出等の非常行爲に出で、遂には墮落又は犯罪の途を歩むに至る者あることは人のよく知る所である。

(1) 性的早熟又は身體發育の過度と結合する場合(これは發育異常に關して述べた所である)。(2) 空想過度の爲に異常な活動欲を生ずる場合。(3) 好奇心過大なる爲に旅行癖を生ずる場合。(4) 映畫・競技・賭博等の外的刺戟を欲求する場合。

此等と混同すべからざるものは精神癲癩・早發性痴呆症等に因由する刺戟欲、及び心理葛藤の避難現象 relief phenomenon としての刺戟欲である。

尙人種的特性・反暗示性・復讐癖・易激性等が犯行の原因と見られることもあり、又特殊な場合には自己の有する特殊才能を自他共に發見せず、而も他の方面には何等の興味を有せざるが爲に、何故とも知らず不満の日を送り、遂に犯罪に陥る者もある。

以上にて犯罪類型の敘述を終るが、この全部を通じて注意されることは、ヒーリーがロンブローゾと同じく精神病學者なるにも拘はらず、否或は正にこの故に、ロン

ブローゾ以來の諸學者によつて一般的に認められて來つた生來性犯罪人・悖徳狂・竊盜狂・放火狂等の犯罪類型を認めなかつた點である。これ等の犯罪は行爲類型としては兎も角、原因類型としては眞實なきものであつて、其の眞因を探索すれば結局前記の諸原因類型の何れにか屬すべきものであらう。名が體を顯はし、行爲の性質が行爲者の性格と一致するものならば、犯罪行爲型と犯罪原因型との相關々係の研究は興味ある問題であらうが、ヒトリーは行爲と行爲者、犯罪名と犯罪原因との間の相關々係の存在を全く否定し、この種の研究は其の必要なしとして全然扱つてゐないのである。

五 結 論

理性的な實際家は必然的に理論家となるのである。千件といふ多數の具體的犯罪例を個別的に深く研究した結果として、ヒトリーが犯罪全般の問題に關し或る種の一般的結論を得るに至つたことは理の當然と謂はねばならぬ。其の結論は之を大別して犯罪原因に關するものと、犯罪鎮壓策に關するものと二とすることが出来る。左に其の概要を述べやう。

(一) 原因論的結論 (S17-122, 202)

さへ出來ぬのである。されば原因論的研究は個別的・心理的方法によつてのみ可能であり、かくて初めて犯罪の眞相と其の有効なる對策とが解明されるのである。而して一見、個別研究によつては無數の具體的事實の混沌たる集積を見るのみで、其處には何等の學的統一が存せぬ如く考へられ易いが、事實は決して然らず、無數の個別性の中にも其の無數の個別差の基準とも見らるべき類型の存することが、自ら領會されるのである。即ち類型化的研究法こそ犯罪原因の個別研究の唯一の學的な方法なりと謂ふべきである。

(二) 鎮壓策 (S17-123, 203)

眞に有效なる救治策は過去の犯罪原因の全部殊に犯人の心理的状況を明かにすることによつてのみ得られるのであるが、更に進んで將來の展望、即ち犯人が如何なる方面に於て社會的に有用なる人物となり得るかを明かにするときは、數々最も確實なる改善の鍵が得られるのである。如何なる對策が最も有効なるべきかは個々の事例に付き具體的に論究すべき問題で、ここに敘すべき限でないが、其れ等の處置の全部を通じて、其の成否・功過の跡を顧るとき、左の諸點に付き一般的結論を得るに至るのである。仍ほヒトリーの犯罪鎮壓策が特殊防衛的な改善・教育主義を主眼としてゐるにも拘はらず、尙且つ

犯罪の原因は素質的に見ても環境的に見ても無數雜多であり、クイントンの言へる如く、殆ど犯罪數と同數の犯罪原因及び犯罪的人格があると謂ひ得るのであつて、かの刑事人類學派の如く犯罪人に定型を見出さんとする試は勿論、之を系統的に分類せんとする試の如きも、犯罪の實相に即せざる無謀な研究法と謂はねばならぬ。ヒトリーは浮浪・竊盜・性欲犯・夜盜の四種の犯罪行爲中、其の原因的關係の最も明瞭なるもの數件を選び、此等の犯行と其の原因的要素(即ち心理異常・低能・神經病・肉體的缺陷・思春期的不安定等の素質的要素、及び悪友、健全なる趣味の缺乏、父母の躑の不良、家庭紊亂、酒癖等の環境的要素)との相關々係を研究した結果、如何なる環境的若は素質的原因からも各種の犯罪が生じ得ることを明かにしたのである。而も此等の原因的要素は犯罪者にのみ特有なものではなく、通常人と雖も殆ど犯罪者と同様の心身的構成を有し、社會的負擔を有するものである。然れば其の一が犯罪者となり他が然らざる所以のものは、單なる原因的要素の差異輕重にあるのではなく、其の組合せ、其の排列繼起關係、其の止揚交錯關係、否殆ど偶然とも言ふべき人心の機微にある。一般的

原因論によつてはこの複雑微妙なる關係を描繪すること彼が刑罰の應報的價值を重視し、意思不自由論を以て無用と論争なりと喝破し、假令自由意思に減弱ありとするも、刑事責任低減の問題を生ぜざることを力説してゐる點は、注目に値するものである。

(イ) 刑罰論 (S17-124)

ヒトリーの研究は一派の刑事學者の説の如く刑罰を廢止すべしといふ結論に達するものではなく、却つて其の必要を強調し、刑罰にして一層正確に一層迅速に科せられんか、犯罪の大部分は消滅するであらうと論じてゐる。即ち刑罰は改善の障礙とならざるのみならず、其が犯罪防止の效力を有することを積極的に認めてゐるのである。曰く、「單純なる賞罰が低能兒の訓育にさへ甚だ有效なるを思へば、平常なる心理を有する者に對し刑罰が自制力加重的意義を有することは勿論であつて、この意味に於て應報あつて初めて改善ありと謂ふべく、應報は刑罰の不可缺なる要素であり、改善のみを行刑制度の唯一の基礎とする如きは、全く擁護し難き原理なりと謂はねばならぬ」と。但しヒトリーの應報刑論は必ずしも害惡刑を意味するものではなく、刑は犯人の心身を害すべき性質であつてはならぬと主張してゐる。次にヒトリーは自由意思決定に障礙あるの故を以て刑罰を減輕するは全く不合理なりとし、通常

りと説いてゐる。

(ロ) 行刑改善策 (§§127-128) 右の如く應報的刑罰は犯罪鎮壓に必要不可欠の制度であるが、行刑の實際には多くの害悪が伴つて居り、社會が自衛の爲に講じた策が却つて社會を害する結果となる虞がある。其の危険は先づ逮捕の瞬間に始まり、社會に對する根深き怨恨はこれの際に於ける警官の暴行に芽生えることが少くない。この危険は行刑の全期間を通じて存するのであつて、刑務所の設備又は給養の如何なる不完全よりも、囚人にとり道德的により一層危険なるものは人と人との關係である。先づ裁判官又は刑務官の犯人に對する拘子定規的態度は、被告又は囚人の裁判又は行刑に對する博戲的態度を誘發すべく、官憲の欺瞞的取扱ひは彼等の社會的道德心を腐敗せしむるであらう。次に他の囚人との接觸の害は何人も認める所であつて、雜居拘禁に付ては同房囚の選擇・組合せに留意し、道德的頹廢の程度に應じて之を定むべきであり、年齢又は犯種のみによる分類は必ずしも正當ではない。要は行刑の個別化にあり、この點で獨房制をより優れりと爲す。されど刑務所自體が一大統一主義的施設であり、専ら獨房制を採用する場合も、行刑の眞の個別化は望み難いのである。次に憂ふべきは囚人の心理的空虛の問題である。刑務所の建築及び生活ほど無味落莫たるものはあるまい。小人閑居して不善を作す

(The empty mind is the devil's workshop.) と云ふ。現代の改善的努力の幼稚なるを示す點に於て刑務所の建築程適當なるものはあるまい。又この一人の改善に適當なる環境は、他の一人の改善には全く不可なることもあり得ることも考へねばならぬ。

ハ) 訴訟手續の改善 (§§131, 132) 多くの事件に於ては犯罪原因は一見して明かにし得る如きものではない。故にハンガリー及び米國のオハイオ州の最近の立法例の如く、檢舉より判決に至る間に於て、犯人に付き科學的研究を爲すこととするを良しとする。次に既述の如く、人は十七歳又は十八歳を一期として卒然として少年たるを終るものではない故に、少年審判所の管轄年齢を二十一歳頃迄延長する必要がある。實に十八歳乃至二十歳に於て、全生涯の運命を決する如き重大なる性格變化が生ずることは、夙に實際家・理論家の共に認むる所である。最後に裁判管轄の問題であるが、一度一事件の裁判を開始した裁判所は、其の事件に關連する一切の事件を裁判する權能を有することとすべきである。殊更に土地・事物の管轄に拘泥して、主たる事件又は主たる犯人に關し全く聞知せざる他の裁判所に事件を分離し移送することは、徒らに時日と勞力の不經濟を招來するのみであらう。

(ニ) 救治策 (§§130, 133-137) 犯人の改善に肉體的

並に精神的治療が必要なることは言ふを俟たぬ。前者に付いては別に言ふべきこともないが、後者即ち教育に付いては大いに考慮すべき餘地がある。單なる形式的な學校教育は殆ど何の效もないことを注意せねばならぬ。教育的處遇の成功の鍵は健全なる心理的趣味を涵養せしむるに在り、之によつてより良き職業能力を自覺せしむることは、往々にして道德心習得の最捷徑である。宗教々育の效果に付いては議論のある所であるが、一、二の熱心なる宗教家が刑餘者の保護に顯著なる好成绩を擧げてゐることは明かな事實である。若し此等の宗教家にして犯人及び犯罪原因に關し、充分なる智識を有するならば、其の業績は更に一段の進境を示すであらう。

Reformatory の制度である。其は犯人を其の有害なる環境から救ひ出して、之を理想的環境の下に置かんとするものであるが、現在の實情の然る如く、徒らに犯人に有り餘る満足を與ふることのみ腐心するは、決して策を得たものではない。要は各人の個別的必要に應ずるに在る。現在の reformatory にして尙且つ良好なる成績を擧げてゐるとせば、其の功の大部分は思春期の不安定時代を安定なる環境裏に過さしめる點にあるべく、この種の施設が個人的差別に應じ一層分化せられるならば、其の效果は更に倍するであらう。個人的必要を考慮せざる凡ての處置は的なきに放つ矢の如くである。國家は其の管理下にある動植物に對すると同様の、否其れ以上の注意を以て、社會の利害休戚に多大の關係を有する犯人の處遇に専念すべきであらう。

次に環境の改善も最も效果的な犯人改善策の一である。犯罪發生的環境があると同數の犯罪性救治的環境が存する。殊に少年犯の環境は人格形成に重大なる關係を有するものなるを以て、之が變更には最も意を須ひ、其の個別的必要に應ずべきであつて、無定見なる環境變化は却つて犯罪性を増悪させる虞がある。不良なる諸々の環境中でも特に文明の心臓を蝕むものは、酒と犯罪との關係であつて、社會が之を放置して顧ない事は、社會が如何に犯罪發生的環境に無關心なるかを示す好例であつて、吾人は特にこの點に關し世人の注意を喚起せねばならぬ。

而して右の如き救治策の全過程を通じて最も必要なるものは追及觀察である。之によつて諸救治策の效果の有無及び程度を明かにし、少年的不安定期の全部を通じて、撓みなく觀察し指導してこそ、改善の實を擧げ得るのである。最後に一言すべきは、社會には多くの犯人教化・刑餘者保護の運動 (例へば Big-Brother-movements) があるが、其れ等は何れも社會の深き利害共通觀を基礎として初めて有効であり、放蕩息子に對する慈父の態度を以てしてのみ、犯人は眞に救濟され得べきこととである。(完)

構外作業現地報告

武藤 巨

第一作業場

私が昨年八月着任した當時、管内に一箇所〇〇名出場して〇〇の埋立工事を行つてゐたので、屢々現場視察に出かけ實績如何を靜かに觀察したが、職員の指導も概して行届き、仕事も關係者が喜ぶほど進捗してゐた。けれども視察を重ねるに及び構外作業にありがちな不規律の點が目につき又教化的施設の不充分であることを痛感するに至つた。そこで私は祭日や休業日に教誨師を伴つて教誨のため現場に赴き自分の意見も時々述べて精神的に努力するやう論じた。又或時は一級二級の者を集めて座談的に處遇上其他に就き話し合ひ彼等の希望をも聞き、一面衆情の如何と上級者等の個性を知ること努めた。此集會は作業場開始以來始めての試みであつたので、彼等の心氣を轉換し自ら明朗さと將來への希望とを保持せしむる上に相當効果があつたやうに思はれた。かうした現場視察を繰り返すうちに紀律も漸次改まり又度々感激

第二作業場

に値ひする彼等の働きを見る事が出来た。此工事は十二月完了して無事引揚げたのであるが、其の日から〇〇の地點に更に〇〇名出場の大工事が始まつた。

第一作業場で若干の經驗を得た私は、今度こそ最初の計劃通り實施して理想的作業場を作り、工事の進捗を圖ると共に受刑者教化の實績を擧げ、構外作業に對する兎角の批難を抹消せしめたいと希つたのである。爰に其現況を赤裸々に報告し併せて所見の一端をも述べたいと思ふ。

一 收容場

此の收容場は豫め當方から提示した設計に基いて約三箇月前から工事に取り掛つたが、總建坪は約八百坪で事務室、職員宿舍、居房の外に教誨堂、食堂、檢身場、浴場、物置其他必要の建物は一通り造られた。工事中にも

屢々監督に行き細かい點まで注意して之が完備に努めたが、直營でない關係上意に満たない點が多く多數の者を一時に移送して收容することは出来ないもので、約一週間は大工、左官、土工等二十名を先發隊として送り之が修復や補強工事を爲さしめ、爾後數回に分つて豫定の人員を送り歳末に至り漸く全力を擧げて工事に取り掛かることになつたのである。

二 現場職員と受刑者の選擇

(イ) 職員、自廳のみで職員を派遣することになつてゐるので、原看守長を主任官として副看守長一名部長四名看守三十三名を順次任命したが、此中には下關刑務支所縮小に伴ふ部長一名と看守五名も参加してゐる。派遣職員は元より身體強健であることが第一條件で武道の強者も原君を如く多數加つてゐる。殊に全員單獨赴任し合宿生活を營み第一線出陣の氣構へであるのは何より頼もしい。職員には一箇月一回位護送出張を利用して歸宅の機會を與へ、又適當の時期に本所職員と交替せしめ疲勞恢復と收入の均衡を保たしむる方針である。

(ロ) 受刑者、收容人員減少の際とて外役〇〇〇名の選定は元々困難であるが、出業の目的を考ふるとき徒に逡巡して出し過ぎることは出来ない。即ち入所後二月を経、行狀不良者に非ざる限り之を出業させることにした。従つて

之がため生ずべき欠陥は職員の活動に依つて補足して行く外はないのである。それに當所は地理的關係から半島人が約一割を占めてゐるので、出業者の中には是等の者が多數加つてゐる。此點は戒護上乃至教化上特に注意を要する譯で之が亦出業者選定難の一つでもある。

出業者中には第一工事の經驗者數十名が加はつてゐる。又昨秋來計劃してゐる構内の開墾作業に就き土工として働いてゐたものもあるが、今後補缺として出業する者は、なるべく一箇月位此の開墾作業を課して體力の増進と技能の習熟に努めしめ勞働能力を養つてから順次出業させたいと思ふ。蓋し此方法は受刑者選定難を緩和し、工事の進捗にもより效果的であると信ずるのである。

三 教化的部面

(イ) 出發時の誓ひ、私は機會ある毎に我國現下の情勢に鑑み構外作業の必要なることを強調し、之に参加することの無上の榮譽であることを説き其發奮を促してゐるが、幸にも一般に其趣旨を諒解して卒先之に参加する風を生じ、今日まで未だ一人だに出業を拒んだものはなかつた。而して愈々出發に當つては所内の神前に集合せしめ、皇居遙拜を行つた後、更に構外出業の心構へを述べ赤誠を披瀝して互に滅私奉公の誓ひを爲し、前途を祝福し

て其行を壯にしたのである。

(ロ)自然の感化、作業場は廣漠たる海邊で、○○○海の絶景を一望の下に集めた晴々しい場所である。早朝東海の彼方より躍り出づる眞紅の太陽は、恰かも擴大鏡で見ると如く、太く間近く、人類の活動を微笑みつつ照らすかに見える。日没の情景も亦格別である。而かも氣候は和順で常に清新なる大氣を呼吸することが出来る。かうした天然の恵みを受けて日々全身に力をこめ土に親しむ彼等の生活を想ふとき、自然の感化の偉大なることを痛切に感ずるのである。

(ハ)早曉の行事、收容場の廣場には國旗掲揚臺を設け、毎朝出業の際全員を集合して國旗掲揚式を行ひたる後、皇居遙拜を爲し、主任看守長の發聲にて誓詞を高唱し、一同之に和し順次隊伍を整へて出發するのであるが、此機會に必要に應じて朝誨を行ふことにしてゐる。

(ニ)志氣の振作、彼等の志氣を振作する一方法として各小隊を設け之を統轄する部隊にも隊旗を制定して行進の際先頭に立て且つ作業の場所に終始樹立してゐる。又手拭に日の丸と至誠奉公の文字を染抜き、毎月勤勞奉仕日を指定して此手拭を與へて鉢巻を爲さしめ、日の丸を前額に現はし奉公的氣分を漂はせ、更に常時使用せしむる帽子にも日の丸の徽章を附け國民的自覺を寸時も失はせな

は、人情として忍び難い感がある。従て當所では有賞表者以外は全然同一の茶食を給することにしてゐる。

(ハ)構外作業では一日十錢以内の間食が與へられるが此の間食は彼等の最も關心を持つ一事である。用度擔任者の苦心も此點に存するのであつて、日々安價で空腹を満たし得る有ゆる種類の物を選択してゐるが、幸にも物資に恵まれた當地方では差したる困難もなく運用宜しきを得て、彼等の感謝の一つとなつてゐる。

(ニ)居房は一級者は事情の許す限り人員を少くし別房に收容せしめ、二級以下は階級の區別を設けず年齢、性格、犯數等を斟酌して雜居せしめてゐる。

(ホ)ラヂオ、レコードの如きは設備の關係上階級に依る區別を附せず。而してラヂオは教化價あるものを選び特に其の回數を増加して時々聴聞せしめてゐる。

(ヘ)作業賞與金の使用制限、看讀書籍、日用品等の自辨等は大體規定の趣旨に則り處理してゐる。

(ト)構外作業は其設備の關係から見ても恰も中間刑務所を形成してゐるから、此作業には出來得る限り第一級者を之に出業せしめ、思ふ存分試練を加へた後假釋放の上申をしたいと考へてゐる。第二級以下の者も同趣旨に依つて訓練を加へなるべく多く假釋放の特典に浴せしめた

いやう努めてゐる。

(ホ)教誨其他、未だ專屬教誨師を配置するに至らないが教誨のため、祭日や免業日には教誨師を派遣してゐる。特に四大節には私が勅語を捧讀する外本所と變らない式典を舉行することにしてゐる。

看讀書籍は充分配付し、活動寫眞の如きも出來るだけ回數を増し教化の萬全を期したいと考へてゐる。

四 受刑者の處遇内容

構外作業の特種事情は累進處遇法を其儘適用すること許さない。併し其精神を汲んで從來の既得階級を存続せしめ且つ彼等の發奮努力の程度に従つて累次進級せしむることは可能である。只其處遇内容に就て如何なる取舍を加ふべきかが問題であるが、當所では次の如き方針に依り處遇することにした。

(イ)衣類は一級者には規定の作業衣及居房衣を與へ、二級以下の者には總て淺葱色の衣服を着用せしめてゐる。

(ロ)所内に於ける副食物の増給は處遇上の重要點であるが、構外作業にあつては主食に於て充分の給與を爲し且つ間食を與へるのであるから、作業成績等に因る個別的増菜の給與は其必要を認めないのみならず、終日最大の勤勞を強いてゐる彼等に、其給食に差等を設くるが如き

いと思ふ。此點に就ては特に中央當局に於ても、適格者の審査に當り御考慮を煩はしたいと思ふ次第である。

五 紀律維持

行刑に紀律維持の必要なことは言を俟たないが、設備の不完全と職員が少ない構外作業場で、どの程度の取締りが出來得るか、それは極めて難題であるに違ひない。

實際に於て屢々懲罰を加へなければならぬ人物を外役に使用することは徒に勞多くして實績の擧らないことは勿論である。是等の者はなるべく早期に之を發見して送還する外はないが、眞に我國現下の情勢を認識せしめ職域奉公の趣旨を徹底せしむるならば、彼等も相當自肅して紀律無視の行動に出る者は極めて少數であらう。當所では開始以來今日迄紀律を紊す處ありとして本所へ送還した者は僅かに二名に過ぎず、現在紀律は充分維持せられてゐる。此點は職員諸氏が和衷協力其職域を守り、彼等に對し身を以て範を示し懇切指導に當つてゐる結果に外ならず、其辛勞に對しては衷心より謝意を表する次第である。

六 實施後の成果

構外作業を實施して未だ幾程も経ない今日其成績如何

を論ずるは早計であるのみならず、私が之を云爲するこ
とは自畫自讃の誇りを免かれぬが、ここに聊か感じた
儘を記して實績如何を判断する資に供したいと思ふ。

極く概括的ではあるが、私は此構外作業に依つて得る
ところの行刑の收穫は、世間で謂ふが如く左程悲觀すべ
きものでなく、實施方法の如何に依ては相當教化的効果
を期待することが出来やうと思ふ。少くとも戦時状態の
存續せる今日に於て、此作業の特殊性を利用して彼等の
心根を開拓し眞の日本人に立歸らしむることは、他の作
業に比し優るとも劣らないことを信ずるものである。

抑々構外作業に對する批難の主なるものは、土工作業
であるから受刑者等が土方氣分に墮して不紀律に流れ
る、又土工作業は技術的職業訓練の價値に乏しい、其他
教化的施設の足らないこと等である。併しながら紀律取
締の點は所内と比較するときは多少の手加減を要するこ
とは否めないが、前に述べた如く時局認識と職域奉公の
自覺に依て必要程度の紀律を維持することは至難ではな
い。土工作業が職業訓練上面白からざることも道理であ
るが、性根を打込んで勞作に従事終始し汗に塗れて勤勞
する本作業は、彼等の通有性である怠惰の惡習を粉碎し
て勤勞性を植付くるに充分役立つのである。殊に戦時國

民に必須の體位向上に至つては構外作業に如くものはな
いと信ずる。又教化施設に付ても現在所内で行つてゐる
事柄は、多少不便ではあるが殆んど變らぬ程度に施行し
得るのである。謂ふまでもなく時局下の國民に最も必要
なことは、私心を去つて公に奉ずる愛國的精神の發揮で
あるが、之も日常充分會得せしむることが出来る。

尙ほ集團的共同作業であるから、作業を通じて彼等の
協同心を培ひ且つ責任觀念を養ふ上に多大の効果がある
ことを認めねばならぬ。蓋し此の協同心と責任觀こそ行
刑教化の重點であり社會生活上必要な條件であるから
である。

若しそれは等構外作業の効果が未だ識者を首肯させる
に足らぬとしても、人的資源の缺乏してゐる今日國策遂
行上必要であるとすれば、萬難を排して諸弊害を克服し
教化の重點に向つて主力を傾注する外ないと思ふ。
之を要するに我々刑務の第一線を擔當する者として
は、中央當局の方針を體しよりよき方策を攻究して之を
實行に移し、高度國防國家の建設と行刑目的の達成に向
つて一路邁進することが我々に課せられたる責務を果た
す所以であると確信するのである。

(昭和一六、三、二〇)

泉二博士と刑事立法

玖波文一郎



大正十年に山岡萬之助博士が行刑局長
になられた。大正十三年に泉二新熊博士
がその後を襲つて行刑局長になられた。
その時代に於ける二人の刑法學者を戴い
た行刑界はどことなしに革新的な空氣に
惠まれるやうになつた。殊に山岡博士を
局長に仰いだときは歐洲大戰後四年目
で、何も彼も改良せねばならぬドイツ刑
事政策のその影響を受けることが頗る深
刻であつた。

教育行刑といふことが脚光を浴びて登
場するやうになつたのはその頃であつ
た。短期自由刑論とか累進制論とか乃

至は罰金の自由勞働による償却といふや
うな問題を次ぎ／＼に翻譯させられたそ
の頃のいそがしさが今でも夢にうかぶこ
とがある。大正十一年の行刑制度調査會
はさういふ情勢の下に山岡博士の指導の
下にすゝめられたものであつた。

行刑制度調査會は更に監獄法改正調査
委員會に發展して行つたが、この二つの
調査會に於て最も推進力となられたのは
山岡博士と泉二博士とであつた。わたく
しが泉二博士の警咳に接するやうになつ
たのはこの時からである。大正十三年二
月突如泉二博士が行刑局長になられるこ
ととなつた。聞くところによると博士が
交渉を受けられた最初の地位は刑事局長

であられたさうであるけれども、特に行
刑局長を懇望されて山岡刑事局長と泉二
行刑局長とが出来上つたのださうであ
る。刑事學者としての泉二博士の人格が
そのことによつて如何に尙さをましたこ
とであらう。

泉二博士が行刑局長になられてからは
非常に行刑界の風儀革正にとめられ
た。殊に博士が飲酒を嫌はれたことは著
明であつた。あるとき博士は書記官連を
東京會館に連れてゆかれた。御馳走のと
きに博士はお酒を飲まぬ人を自分で決め
てその人にはサイダーをさつさつとつがれ
た。わたくしはいつも最先にその犠牲者
とされたが、それまではよく飲みよく歌

つたわたくしも自ら省みねばならぬこととなつた。わたくしとしてはこの學者からすべてを吸収せねばならぬのに、わたくしの行ひが博士と反してはならぬことを熟考した。若い巡閱官として地方に出た場合一滴の酒をも口にしないのは行刑局長にへつらふが爲ではなかつた。實にわたくしは博士の風儀革新論の挺身隊員になることによつてその學問を吸収し得ることになつたのであつた。

今日から泉二博士の行刑に残された業績を顧みると多くは思想的なものであつた。實にわたくしは博士の風儀革新論の挺身隊員になることによつてその學問を吸収し得ることになつたのであつた。

二

泉二博士が行刑局長になられた結果として必然的に監獄法の修正が試みられ

た。殊にその頃はドイツに新刑事政策が續々と計畫せられて、それに關する諸草案が日に日に輸入されて來た。そしてその頃非常に刑事學者を刺戟したのは、一九一九年のドイツ刑法草案と一九二〇年のオーストリア刑法草案であつた。行刑の方面では一九二三年のドイツの自由刑執行に關する原則と、その翌年のロシアの勞働改善法とであつた。博士はその新しいテキストが到着すると必ず一讀してわたくしに渡されたものであつた。わたくしも亦之を夜を日について翻譯したものであつた。

帝大の研究室で牧野英一博士の指導を受け、つ、他面刑事政策の檜舞臺で泉二新熊博士の指導を受けることの出來たわたくしの感激は、只わたくしをして寢食を忘れて努力せしめるのみであつた。

大正十五年泉二博士は國際監獄會議に參列すべく、岡部常君をつれてロンドン

に出發された。歐洲大戰後初めての大會ではあるし、世界を擧げての刑事學的思潮が持ち寄られるところにわが泉二博士が參列されたといふことは、それ自體に於て日本行刑を重からしめたこといふまでもない。エンリコ・フェリイやモリッツ・リープマンなどといふ世界著名の學者と泉二博士との折衝をわたくしは幻に畫いて、行つて見たいなあとも矢も楯もたまらなく感じたことであつた。なんでもその會議で博士がすばらしく好評を受けられたことは、刑事訴訟法に於ける便宜主義即ち檢事の手で起訴猶豫になし得る制度の普及を主張されたことであつたと思ふ。

泉二博士は歸朝匆匆々刑事局長に轉じられた。しかし、博士は決して行刑と絶縁されるやうなことはなかつた。殆んど毎日のやうにわたくしを呼んで、刑事立法の參考資料の翻譯を命じて居られた。

三

時の司法大臣江木翼博士はとても思ひきつたことをする人であるといふ評判が高かつた。恐らく司法省の局長を誡首するなぞといふ藝當の出來る司法大臣は前代未聞であつたが、時の江木大臣は實にそれをやつたのだから大したものであつた。だから江木大臣の政治は實に電撃的であつた。

昭和二年一月十日、わが國に於ては近代めづらしい大刑事立法が企てられた。而も前ふれもたくその日に電撃命令が下つた。命令の内容は泉二博士を委員長とし三宅正太郎、木村尙達、島保、黒川涉、池田克及び正木亮等を委員として、その年の三月三十一日までに刑法法典の原案を起草して了へといふのである。僅か八十日の間に五百條になん／＼とする大法典の起草を嚴命した大臣も大臣だが、引受けた泉二博士も殆んど無謀ともいふべき

であつた。しかし非常に責任の強いとして非常に意思が強固な博士が一度ひきうけられた以上、恐らく生命を賭してかかるのであらうことをわたくしは深憂した。

時々わたくしは博士にこんな無茶な勉強をすると先生は死にますよと忠告した。果して完成の直前に於て博士は身心困憊の極竟に病床につかれた。しかしそれも數日にして克服して豫定の如くに三月三十一日にはあの豪華な刑法豫備草案が完成された。草案は完成されたが博士の健康はそれ以來容易に恢復を見ることが出来なかつた。

そんな大仕事を完行すべく一月十日の夜から博士等は舊刑務協會の會長室にとちこもることになつた。午後二時が打つと一分も間違ひなくそこに集つた。そして夜の十一時になつても容易に腰をあげられないので、郊外に住むわたくしは

いつも終電車で歸らなければならなかつた。吹雪の日曜日にもかゝらず出かけねばならなかつた。その頃はたしかに一つの苦難であつた。殊にこの不自然な出勤を家族に理解せしめることは容易なわざではなかつた。

四

泉二博士はよくお菓子を持參して振りまかれたが、それに満足出來ぬ人々にとつてはこの何ヶ月かの禁酒状態がどんなに苦しかつたであらうか。

刑法草案の起草は大正十四年に決議になつたあの臨時法制審議會の決議綱領に基いて進められたのである。わたくしは手わけをして各國の草案を翻譯したり、新制度の資料となるべきものを涉獵した。その中でわたくしが最も興味を持たされた點は刑事政策的な部面であつた。刑の量定標準、執行猶豫の範圍の擴

大、宣告猶豫の問題、不定期刑、保安處分等々がそれであつた。わたくしにはこれらの諸問題が總てこと新しく頭の中に入りひろげられて行つた。しかし、泉二博士の「刑事學研究」に於ては既に詳しく研究されつくしたものであつた。いはば博士にとつては、此等研究の諸問題をわが刑事立法の上に取り入れられるに過ぎなかつたのである。

わたくしは博士の指圖によつて一八八七年の初犯者保護觀察法と、一九〇八年の保護觀察法のテキストを翻譯したことを記憶して居る。又一九二〇年のドイツに於ける前科抹消に關する法文を譯出したことをも記憶して居る。そしてそれらが皆參考せられて前者は豫備草案第二章の保護觀察及保護監督の規定となり、後者は第十章の資格回復の規定となつたのであつた。昭和十一年法律第二十九號を以て思想犯保護觀察法が制定され

た。人若し保護觀察に關するこの法律と草案のそれとを對比するならば、保護觀察法が如何に泉二博士の立法に負ふところの多いかを知るであらう。殊に最近司法省保護局に於て理想とされつゝあるかの前科抹消法の如き全く此の豫備草案を閉却しては考へ能はぬものであるのである。

豫側草案に於て特に新たな問題として取り上げられたのは保安處分であつた。そして保安處分は心神喪失者又は瘖者に對する豫防監護、飲酒習癖者に對する酒癖矯正、無節制又は勞働嫌忌者に對する勞働留置及び懲役以上の刑の執行の終了に因り釋放せらるべき者釋放後に於て更に放火、殺人又は強盜をなす虞あること顯著なる場合に用ゐる豫防拘禁の四つに區分せられた。

實に泉二刑法草案は從來の刑法立法と異り、社會防衛に大なる力をそゝがれる

ことになつたのであつた。今日の治安維持法改正に際つて豫防拘禁の制度が登場することになつた。その對象は泉二草案と異り思想犯人ではあるけれども、豫防拘禁そのものに付ては又泉二立法の影響を受くることの尠からざるを思はねばならぬのである。

とまれかくの如く博士が畢生の大業として起草されたるこの豫備草案は江木大臣の嚴命に違はず、三月末日に完成することが出來た。内閣の更迭によつてその成果は原嘉道大臣の許に報告されたのでわたくしたちは竟に江木博士のねざらひを受けるの光榮に浴することは出來なかつたけれども、寢食を忘れてこの努力が今や完成したのに直面すると、それ自體言語に絶する満足であつた。況んや泉二博士の心中に於てをやである。

五

刑法草案のかくの如き進行の途上に於て必然的なことではあるが、監獄法の改正が命ぜられた。所謂刑法起草委員會がそれであつた。委員長には時の行刑局長松井和義氏が之に當られ、辻敬助、岡部常、正木亮等の各書記官に祕書課長の三宅正太郎氏が參加して、行刑局長室で深更まで會議を続けることになつた。

當時の行刑に對する世界觀は世界をあげて人道主義的の原則が高調されて居た。自由刑と未決拘禁とを確然と區分しなければならぬといふ空氣が濃厚であつた。加ふるに全く新たな保安處分の取扱ひを如何にすべきかといふことが實に大き

な問題であつた。

抑も立法事業といふものは生むに難くして批判に易いものである。立法時に於て生みの親になる人は少いが批判者は非常に多い。否批判者が多過ぎて一船頭多くして船山に登ることがある。批判者は應々にして無責任である。批判はするけれども代案を提供する人は尠い。だから立案者ほど割の悪いものはない。

わが泉二博士は立案者として實に天稟であられる。わたくしは現代日本法學界に於て博士ほど立案の技能に熟達されて居る學者を見ない。それは偏に博士の天稟と博覽強記とが然らしめて居るのである。

刑務法草案の起草に際しても、刑法起草にいそがしい泉二博士を煩はさねばならなかつた。そこで博士は斷乎として監獄法の系態をドイツの自由刑執行原則の編制様式をとり入れられたのであつた。

そしてそこには自由刑に關する通則が設けられ懲役編禁錮編滯留留置所編などが出來た。更に刑事學界の要望に答へて未決勾留編と保安處分編とが必要となつた。それは正木書記官が下請をしたやうであつた。かくして刑務法案はそれに基いて審議がすゝめられた。一番おしやべりは、三宅祕書課長と正木書記官とであつたと思ふ。二人はとかく經驗よりも理想を追つた。現實よりも將來を重んじた。されば刑務法案の審議での席は經驗家との間にいつも活潑な議論がかはされて居たことを記憶する。

しかしいくら論戰しても行刑の今後向ふべき方向は泉二博士の原案によつてしぼられて了つて居た。科學的な行刑研究の餘地が認められた。刑務委員會が設けられることになつた。累進制が法制化した。監獄作業が合理化され假釋放の上申が社會生活の様式に合ふ様にはかられ

た。

惜しいかな此の法案は竟に世に公表されることなくして終つて居る。けれども行刑の實際に於てはその後如何にこの法案が原動力となつて居るかといふことはおそらく行刑に關心を持つ限りの人は十分に理解出来ることと思ふ。

六

刑務法草案は未公表に了りそれに関する委員会も解消して了つたけれどもその草案が如何に行刑進展に寄與したかといふことを書き添へて置き度い。何となれば、かくすることによつて立法事業といふものは、よし、それが不成功に了るとも實に大きな波紋を畫くものであるといふこと、延いては泉二博士が今日の行刑に實に深い因縁を持たれて居るといふことを知るよすがにもなるからである。

昭和五年に鹽野季彦氏が行刑局長に就

任せられた。同氏は著任勿々自分は如何にすれば累犯を防遏することが出来るかといふ點を中心として、行刑の改良をやつて行き度い。それに必要な法制を確立して呉れないかといふことであつた。

正木書記官は確信あるもの、如く之を甘受して了つた。正木書記官はその時考へたことであつた。それは泉二博士の殘されたあの刑務法草案、あの法律のねらつて居るところを衝いてゆけば必ず成功するに違ひないと考へたのであつた。彼は早速假釋放審査規定の立案に従事した。彼は假釋放をなすに足るべき囚人そのものを心理學的にそして醫學的に觀察を遂げようと目論んだ。蓋しそれは泉二刑務法草案の中心生命であるときへ考へて居たからである。殊に彼が畫策した少年刑務所に於ける假釋放審査協議會に至つては、泉二博士の置土産ともいふべき刑務委員會の實

現に外ならなかつたのであつた。正木書記官は更に累進處遇令の立案を急いだ。そしてその志すところは結局に於て泉二博士が草案の中に法制化された問題を詳細に説明したるに過ぎなかつたけれども、その結果は行刑の運営に一大革新を與へたのであつた。行刑界に於てとかくの批判が加へられたとしても施行以來既に九年の間行刑運営の準繩とされて居る累進制は、泉二博士の學理と鹽野季彦氏の行政とによつて結ばれた美果であつたことを誰しも認めることであらうと思ふ。

七

血の出るやうな苦心と努力とによつて編制せられたあの泉二刑法豫備草案と刑務法豫備草案とはその後十四年間刑法並監獄法改正委員會に於て縦横の論議が重ねられた。そして十四年の間に世界の情

勢は刻々に變化して行つた。起草當時に於ては自由主義全盛であつたが今日では全體主義の花がまつさかりになつた。刑法草案に盛つてある犯罪防衛手段方法なぞに付ては昔も今もかはりなく、用ゐられて然るべき筈であるのに、人々の中には刑法草案そのものが自由主義の法典であるかの如くに誤解しあげつらふものもあつた。イタリヤやナチスに於て保安處分が一層重要視され、わが國に於てはこの草案の中から保護觀察制度や豫防拘禁制度などが次ぎ／＼にとりあげられ實施されて居るのに刑法草案を自由主義法典であるかの如くにいふ人々が尠くなかつた。

しかるに昨年の秋突如としてこの偉大なる草案が捨てられて了つた。全く欲しげもなく捨てられた。人生に於てこの時ほど驚いたことはわたくしにはなかつた。當局のそのやり方がよいか悪いかは

わたくしにはわからない。又批評の限りでもない。けれども十四年の歲月と人間の趣味憎をかくの如くしほりぬいたと見らるべき大草案がかくも何氣なく捨てられたのを見てわたくしは立法事業といふものが實に重大にして輕微なることに驚いた。

しかし、さきにもいつた様に草案は捨てられたけれども、立法を通じてその間に啓蒙した刑事思想は決して捨てらるべきではない。恐らく新たな刑事制度を試みようとする場合何人もが泉二草案を追想することであらうと思ふ。

わたくしが田舎に赴任した後には妻が特に博士に御揮毫を依頼したさうである。そしてしばらくの後博士は雄渾なる筆蹟を惠與せられたことであつたが、その筆に曰く

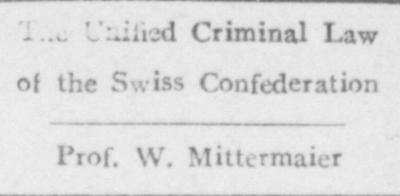
明其道而不計其功

と。そしてそれは即ちわたくしの意中で

あるであらうとつけ加へられたさうである。動もすれば卑俗なる名利に囚はれんとするわたくしをしかく信用せられる博士に對して何を以て報ふべきかをわたくしは見出さない。只わたくしの道の爲に勇猛精進する外にあるまい。それを以て博士の信任に答へよう。

茲に博士の御健在を祈りつゝ、思出の一節を擲筆する。

昭和十六年四月二十四日夜



統一せられたるスイス聯邦刑法 (三)

ハイデルベルヒ (獨) 大學教授

ウォルフガング・ミツテルマイヤー

(四) 多くの點で極めて特色のある重要な章は少年刑法 (Jugendstrafrecht) のそれである。スイス聯邦刑法は罪に關する第一部の末尾に第四章の第八十二—一〇〇條に於て「未成年者の處遇」(Behandlung der Minderjährigen) を規定してゐるのである。「未成年者の處遇」が特別の位置を占むるに至つたのは一九一八年からで、それまでは古い決して満足のできない様式に従つて責任能力の條下で規定されてゐたのである。

一八—二〇歳のものゝ刑罰規定がこの法典の第一〇〇條に置かれたことは、一九一八年後になつて始めて決定されたのである。これで本來の少年刑法に有機的に之に屬しない一章が差當り加へられたことになるのであるが、しかし、これは恐らく此等の青年の特別の處遇の一層進んだ發達を豫想せしむるものである。すべて此等の規定の包括せられたることは、統一あるス

イス少年法の最初の段階として看ることができるのである。一九一五年のスイス刑法雜誌 (Schweizerische Anzeiger für das Strafrecht) 第二十八卷に於けるこの方面の立法上の發達變化についてのストロースの記述は少年刑法の主旨を了解するために極めて重要なものである。既に夙くストロースは單に年齢の上から「半ば成年に近い」(halbwachsen) のではなく、精神的に見ても社會倫理的に考へても一個特別のグルツペを成すユンゲ・メンシエン (若い人達) に特殊の處遇規定を適用せんことを欲してゐたのである。彼はこの特殊の規定と「普通の刑罰」(gewöhnliche Kriminalstrafe) とのいかなる妥協をも排斥したのである。少年に對する一切の刑罰は少年を犯罪から豫防すべき「國家の規律」(eine staatliche Zucht) である、と信じたのである (Stooss, Bericht über den Vorentwurf zu einem Schw. St. G. B., 1899.—スイス刑法豫備草案に關する報告)。しかしながら、

七—三七三條に掲げられてゐる。

一 以上の四つのグルツペに對して裁判を下す官廳は、一九〇八年まで然うであつたように、必ずしも裁判官たることを要しないのである。この點についてはカントンの自主權に讓る所があつて、第三六九條に於て「児童及び少年の處遇に管轄權を有する官廳」の指定をカントンに委ねてゐるのである。かくして、刑事裁判官も、また同じく、後見裁判官 (Vormundschaftsrichter) も又は少年保護官 (Jugendpfleger) も指定せられ得ることになるのである。裁判手續も同じくカントンの定むる所である (第三七一條)。この手續は刑事裁判の方式に要しないのであつて、従つて上級審も裁判の方式に要しないのである。しかしながら、判決無効の宣告權が聯邦裁判所に與へられてゐる限りに於て手續は裁判手續なのである。只だこの場合重要であるのは、管轄權を有する裁判所は犯罪の行はれた場所の裁判所ではなく、少年の住所又は引きつゞき滞在せる場所の裁判所に限るとしたことで、これは正當なことと云へるのである。

當時たとへ重大なる犯罪を行つた場合でも少年は成年者のように只だ單に「處罰」(strafen) すべきではないといふことを理解することのできなかつた古き保守的な批評家は最後まで幾度か反對してきたのである。而して、同時に、自分自身でも既に成人したものと感じてゐる成年に近い若者にとつては少年に對する規律訓練はもはやまともな頭では受け取られないのであるから、彼等は成年者と同じようにそれ相應に處遇せらるべきであるといふ漠然たる感情があつたのである。かくして、また、スイス法學界に在つても、進歩的な見解の存してゐたにも拘らず、この方面の事は猶ほ未だ全く明かになつてゐなかつたのである。しかし、十八歳までの若い人間は成年者とは異つて評價して取扱はるべきであつて、彼等に在つては單に犯行を目安にした刑罰は正當なものではないといふストロースの根本觀念は幸ひに亡びず終に今日あるを得たのである。

二 先づ第一に、児童又は少年に全く眞に違法な處罰せらるべき所爲があつたかどうかといふことが決定せられなければならぬのである。違警罪は特別の取扱を受けるのである。児童又は少年がかゝる所爲を犯さなかつたか、又は、所爲が正當防衛或は急迫の場合に行はれ又は公訴のなかつたために、法律上科刑の理由を缺く場合には、刑法に依る手續は問題とせられないのである。猶ほまた、この點に關する刑法々典の規定は刑法的

でなく、むしろ保護處分に近い性質のもので、爲めに實際の運用上手續上の區別が明かに理解しにくいのである。

三 この第一の決定の済んだ後 テーター(犯人)をその性格に即應してどういふ風に處遇したら可いかの點が検討せらるゝのである。タート(所爲)は單に危険な陶治處遇を要する徴候にすぎないものであつて、その性格の状態に應じて處分が適用せらるるのである。所爲は罰せられないのである。しかし、第九五條によつて少年は「處罰」(Bestrafung)せられてゐるのである。これについては自分は後段で詳しく論じたいと思ふが、

たしかに別箇の見解を挟む餘地かあると思ふのである。この場合、已に危険性を帯びてゐて、偶然に猶ほ未だ處罰せらるべき所爲のなかつた若い人について他にこれに處する道はないとはいへ、とにかく所爲が刑法による干渉のきつかけとなつてゐるのである。自分は思ふに、この場合は、古い刑法から一個の統一ある首尾一貫した少年處遇法(Jugendstrafrecht)への發展が完結してゐないのである、それとも、茲處には猶ほ報復觀念が基礎になつて残存してゐるのだらうか。

四 スイス聯邦刑法は兒童又は少年の犯人を四つのグルツペに分つてゐて、我々ドイツ人には一見して異な感じがするのであるが、それは全く正しいと認めらるゝものである。

(a) 第一部類に屬するものは、精神病者、低能者、盲者、聾啞者、癲癩病者、酒癖者又は精神又は徳性の發達の異常に遅れたるものである。此の場合には本人の状態に適合した特別の治療手

當が命令せらるゝのである(第八五、九二條)。責任無能力者もこの部類に屬するのである。

(b) この部類の犯人は、治療手當を必要としないもので、不良性を帯びたるもの、道徳的に墮落し又は危険なるものである。この場合、「兒童」は手當を受け、「少年」は感化施設へ送られる(第八四、九一條)。兒童は信用のできる家族、なほ亦た本人自身の家庭にさへも委託し、又は、感化施設へ送られる。少年も亦た場合により或る家族、本人自身の家庭に委託されることができるのである。兒童は最長期二十歳の満了まで、少年は最短期一年及び最長期二十二歳の満了まで施設に止まるのである。

(c) 少年が「特に墮落してゐたり、又は高度の危険性を示す重罪又は重大な輕罪を犯した」場合には、彼は決して他の家族に委託されることなく、必ず感化施設に收容せられるのであつて、且つ施設に於ては他の收容者から隔離されてゐなければならぬのである(第九一條三號)。茲處に彼は短くも三年、長ければ十年收容されてゐるのである(若し下に述べべき九十三條に該當しければ、滿二十八歳まで止まつてゐるのである)。

このカテゴリー(部類)に屬するものは疑懼すべき中途半端な性質のものである。ストリスは特に危険性を帯びたものを矯正施設(Korrektionsanstalt)に收容しようとしたのである。その理由は、もしそうしなければこの部類のものが他の少年を容易に悪化せしめて感化訓練を困難ならしむる處があるからである。ストリスはスイスではかゝる施設が一個あれば充分だと信

じたのである。しかしながら、保守的傾向の人達はストリスのこの案に賛同はしたものの、重大なデリクト(輕罪)を犯したのも亦た刑罰の性質を持つ矯正施設に收容しようといふ意見で、遂にその目的を達したのである。しかし、漸く一九一八年(第二草案の提出された)後になつて、犯人が特別の施設に收容せらるるためには、このデリクトは高度の危険性を帯びたものでなければならぬといふ但書が添へられたのである。それと、とにかくテーター(犯人)の特質が處遇決定のために根本的なものとして擧げられることになつたのであるが、しかし、其の背後には猶ほいつまでもタートストラーフエ(犯罪目安の刑罰)の觀念がこびりついてゐるのである。

所謂早熟犯人(Erftkriminalität)のケースもこの部類に屬してゐる。ドイツに於てはかゝるケースについては猶ほ未だ充分な規定はない。

d) すべて前掲の事情の存せず、従つて犯人がノルマル(正常)なものであるれば、然る時に兒童又は少年の彼(所爲)に對する罪咎が検討せらるるのである。罪責の決定した後、犯状が輕微でなく且つ両親の力でこらしめることのできない場合、キンドに對しては懲戒處分(Disziplinarmaßnahme)——譴責(Verweis)又は校内禁足(Schularrest)——が科せられる(第八七條)。少年は譴責に付せられ、又は、罰金(一九一八年後漸く追加せられた)又は一日(一九一八年までは常に三日)より一年までの「閉ぢ込め」(Einschliessung)を以て「處

罰」(Bestrafung)せらるるのである(第九五條)。譴責も亦た當然一つの刑罰である。しかし、この少年の刑罰は成年者のそれではないのである。その差別をはつきりさせるために、この場合、「シユルド」(罪咎)とは言はれないで、「過誤」(Fehlbarkeit)なる語が用ひられてゐる。シユルドの代りに他の語を用ひるのが正しいかどうかは疑問である。しかし、忘れてならないのは、とにかく少年は「處罰」せらるるのである、處罰せられた者として、刑は刑罰登記簿に登録せらるるのである。

この最後のグルツペの中には極めて多くのノルマルな少年犯人が入るのである。他の三つのグルツペに於けるが如く性格を特色づける特別目に立つ情況の存せない此のグルツペに於ては、少年審判官は特別の責任を有つのである。といふのは、此の場合の處遇には形式主義が這入り込み易いのであつて、實務上の慣行が處分をして全く普通一般の刑罰と化せしむる處があるからである。

「閉ぢ込め」(Einschliessung)の執行に關しては、スイス刑法はこの處分の感化作用について何事も言つてゐないのであつて、只だアインシュリッシング(閉ぢ込め)が成年犯人のための行刑施設又は勞役場として役立つてゐる建物の中で執行せらるるを得ざることを規定してゐるのである。少年は適當にその人に應じて作業が授けらるるのである。其他の點については勾留と同じであつて、少年は自分の衣服を着用し、自由に訪問を

受けるのである。少年は自分の衣服を着用し、自由に訪問を

受け書信を差出すことができるのである。加之、糧食の自辦さ
へできるのである。

このユウゲンドストラーフエ（少年刑罰）即ち罰金及び閉ぢ
込めは、「少年の行狀性格に依り將來更らにまた處罰せらるべ
き行動を爲さざることを期待せらるる場合、特に今迄に一回も
處罰せらるべき行動を爲さず又は只だ瑣細なる非行のありたる
場合に、」第九六條に依り「條件附刑の執行」（Abedingter
Strafvollzug）が規定せられてゐるのは注目せらるべきであ
る。この場合六ヶ月より三年まで（殆んど例外なく）の試練期
間中保護觀察（Schutzaufsicht）に付せらるるのであるから、こ
の二つの刑は事情によりては少年を感化することのできる保護
刑となるのである。「少年が試練期間の満了するまでに改悛の
可能性を實證した場合には、」管轄當局は刑罰登記簿に於ける登
記を抹消するのである。

五 少年審判手續にとつて特に重要な規定は一九一八年以後追
加された第九七條で、之に依ると、「少年が不良性を帯びたる
か、墮落せるか將又保護手當を要する部類のものに屬するかの
確實に判斷せられ得ず且つ刑の執行猶豫の條件の存する場合に
は、」六ヶ月より一年まで少年に對する判決（Entscheidung）が
猶豫せらるるのであるこの場合にも亦た少年は保護觀察
（Schutzaufsicht）に付せらるるのであつて、プロベーション
（試練）期間中行狀成績が良好であれば刑罰の登記は抹消せら
るるのである。

設又は勞役場として使用さるる建物の中に屬せざる「適當なる
場所」（geeignete Räume）を指定するのである（第三八五
條）。すべての施設の建設については、聯邦政府はその建設費
の五〇パーセントまでの補助をなし（第三八六、三八七條）、且
つ又た、作業經營に對しても補助金を與へることを得るのであ
る（第三八八條）。ストロースの草案によると、彼は兒童、少年及
び特に危険性を帯びた少年のために三種の異つた聯邦所屬の施
設を設けようとしたのである。しかしながら、經費のかさむの
を恐れた結果、第八四條の兒童の感化施設を九一條の少年のそ
れから分離はしたが、危険性を帯びた少年のために別箇の施設
を設けることは取り止めになつたのである。しかも、此等の刑
法上の施設と他の感化施設とを分離しなければならぬといふ
點については何等の規定もないのである。

九 以上述べ來つた少年法の規定は我々の興味をそそらずには
をかかないのである。此等の規定は何と云つても全く特殊なもの
なのである。若し此等の規定が適當な人物によつて遂行せらる
るならば、必ずや良好な成果を擧げ得らるると思ふのである。
何となれば、此等の規定のように、其局に當るものに定まつた
方針とか、かく／＼せよといふ命令とかいふものを與ふること
の少なく、廣汎な裁量の自由を許してゐるものは外にはないの
である。元來當局官廳の組織が法律で明かに定められてゐない
のである。これについては、自分は、第九五條の本來の少年刑
の量定に於ける完全な自由を指示したのである。茲處ではあ

※ 重罪又は輕罪のために少年（兒童ではない）に對して科せ
られたる處分及び刑罰は登記せらるるのである（第二六一條）。
違警罪は登記せられない。處分の登記は、その執行後少くも十
年を経過し、犯人の行狀が抹消を正當なものとして認めしめ、
且つ、彼が當局の定めたる又は示談による損害を賠償した場合
には、本人の申請を待つて抹消せられ得るのである（第九九
條）。

七 少年に對する審判手續の異色とすべきは、刑の時効に關す
る規定で、兒童に在つては行爲のありたる時より三ヶ月經過す
れば、一切の處分は不問に付せらるるのである（第八八條）。少
年に在つては行爲のありたる時より時効期間の半ばが經過すれ
ば處分はなくなるのである（第九九條）。「閉ぢ込め」の處分は三
年の内に執行せられなければ、それなりになるのである。
十八—二十歳の未成年者に向つては、第一〇〇條は只だ刑
の減輕を規定するのみである。

八 兒童及び少年のために設けられた施設がどういふ意味を有
つてゐるかは、我々は善く知つてゐるのである。スイス刑法は
その第三八二條に於て、各カントン（州）は感化施設を建設
し、事情によりてはカントン間の申合せで共同のものを建てる
ことを命じてゐるのである。カントンは私設の施設をも認可す
ることができるのである。固より私設のものは其筋の監督を受
けるのである（第三九一條）。前述の第九五條の「閉ぢ込め」に
は、カントンは、九五條の要求してゐる通り、成年者の行刑施

らゆる犯罪にあらゆる刑罰が科せられ得るのである。法文の意
味に従へば、違警罪が一年までの「閉ぢ込め」を以て罰せられ
得るのである。且つまた、處分の目的又は少年の刑罰と成年者
の刑罰との關係が明かにせられてゐないのである。不良性、徳
性の頹廢又は危険性の意義が不明瞭で、もつと詳細な説明がほ
しいのである。感化せらるべきものが或る家族に、しかのみな
らず本人自身の家庭にさへ、何時付託されるかといふことは、
當局官憲が自由に定めるのである。官憲はまた一つの處分を他
の處分を以て之に代へることを得るのである（第八六、九三
條）。更らに亦た、或る少年施設に收容せられてゐる十八歳の
未成年者にして「改善不能」として認められたるものを行刑施
設に移すことができるのである（第九三條）。猶ほまた、條件
附釋放（第九四條）、判決言渡又は刑罰執行の猶豫（第九六、九七
條）に關して決定を下すのである。これで少年刑法の全領域が
出來上つてゐるのであつて、法律は只だ單に簡潔な根本觀念の
みを與へてゐるだけである。聯邦政府は諸施設の監督を自己の
手に收めてゐるが（第三九二條）、しかし、之に類した、當然期
待すべき兒童及び少年に對する處遇手續についての特別の説
明は缺けてゐるのである。で、以上の諸の規定が適正に實施せ
らるるためには、互に協力する官憲並びにその局に當る人々の
社會政策上の理解と解釋に俟たなければならぬのであつて、
かくして、相互の協同的精神によつて、はじめて各カントンの
固執する餘りにも大きな自主の權力が抑制せらるることとなら

うと思ふのである。スイスの少年刑法に關しては、しばらく假すに年月を以てした後、はじめてたしかな判断を下すことができようと思ふのである。

(五)

猶ほ終りに、裁判官の裁量の自由の問題について簡単に一言して置く必要がある。スイス聯邦刑法が裁判官に判決に於ける大きな自由を許してゐることは立法の精神から見ても自明の事に屬し、上來述べた所から自然に結論されるのである。この點に於てスイス刑法が他の新しい法典より一層進んでゐるかどうかは、決定するに困難である。しかしながら、大切な問題は、裁判官の裁量が自恣専横に墮せざるよう、確乎たる方針が與へられてゐるかどうかといふことである。既にこれまで多くの箇處で、自分は、スイス刑法が明かに一箇の定まつた線を追ふて進むものであること、述べてをいた。それは、外でもない、罪責と處罰條件とを決定するために犯人の性格の意義の特別の強調を伴つた報復主義の刑法(Vergeltungsstrafrecht)の線である。

この性格の評価のために必要な要素が法律によつて標示されてゐるか、これまた自分の既に述べてをいた所である。法律の標示してゐるのは固より只だ個々のそれ々の箇處に於てであるが、しかし裁判官はこの個々の場合から一般共通の意義を汲み取らなければならぬのである。自分はまた外部的要素としての所爲の價値に注意を促してをいた。裁判官の裁量を法律の欲してゐる軌道に向けるために、どの程度まですべて是等のファクターが効果を有つものであるかは、實施の結果を

のである。といふのは、その目的が刑法の一般目的並びに個々のケース(犯人)の特別の事情から察知すべきものだからである。

で、例へば、未遂犯に對して、無効果に終つた犯罪に對しても(第二二—二三條)、規定一つばいの刑を科するよりも、むしろ幾分の減輕寛和の處置を執つた方が、一般刑法の目的にかなつたやり方で、その評價決定は十分容易にできると思ふのである。この場合固より外部的事實が考慮せられるのであるが、しかし先づ第一に性格による罪咎の有無が問題となるのである。第六三條は刑の量定に關して明かにこの事を指示してゐるのである。——正當防衛及び危急の場合に於ける其場の事情に相應した行動であるかどうかは、立派に客觀的な正確さで決定され得るのである。第九一、一一二、一三三、一三九條の犯人の危險性の決定、及び、一般に最肝要視せらるる犯人の將來の行狀についての豫斷に於ては、只だ直接に刑法上重要な觀點のみが決定の根據として効力があるのであつて、一般政策上の觀點は問題とせられないのである。即ち、當該の犯罪から自から生ずる觀點のみが目安となるのである。

かくして、數多くの認容規定(Kannbestimmungen)は、特に總則に屬するそれは、一見してさう見える程に不確かな危險なものではなく、立派に裁判官の裁量の規準となつてゐるのである。此等の規定の多くのものに於ては、「……するを得」(kann)は、「……するを要す」(soll oder muss)と同等

待つて見なければならぬのである。とはいへ、スイス刑法はその規定の極めて簡約であるの故を以て、個々の關係、例へば刑の加重及び減輕について詳細な注意深い規定を有つてゐる一九三〇年のイタリアの刑法に比べて、更らに一層多くのものを根本的理論に委ねなければならぬことは認めて然るべきである。固よりこの理論は當然首尾完結統一のあるものであらねばならないのである。しかし、スイス刑法はドイツやイタリアの刑法のように長い歴史を猶ほ未だ有つに至らないので、個々の規定の意義と目的とは猶ほ未だ此等兩國の法律に於けるが如く、かく、深く理論と判例とによつて説明される邊がないのである。であるから、刑法の一切の基礎觀念は裁判官の裁量の法律上の拘束の可能性と合目的性に從つて今後追ひ／＼生れて來る外はないのである。而して、それも、スイスに於てはカントン(州)によつて色々といふ見解を異にし且つ法律上の規定の極めて簡約であるための故に、そり容易には出來まいと思はるるのである。

犯人についての生物學上の決定は多くの場合によく、裁判官の裁量の放肆に流かることを防ぎ得るものである。スイス刑法は固よりこの決定を認可し採用してゐるのである。加之、數多くの場合に於ては、それは性格の醫學的闡明をさへ指示してゐるのである。しかし、他の近代的刑法の如く、スイス刑法も亦た、責任能力の問題及び第八五、九二條による兒童並びに少年の特殊の狀態の檢討の場合に、性格の特徵の決定に生物學上の立證の利用せられることは極めて少ないのである。所爲の評価は、その多くの場合に於て、大して困難ではない

なものであると、自分は信ずるのである。

とにかく、すべての法律はいづれも悉く其中に裁判官の裁量の方針を律する規定を有つてゐるものであるが、スイスでは其上に亦た裁判官の健全な智慧分別に多大の信頼を寄せてゐるのである。

現在わがドイツに於て提唱せられてゐる新しい「テーターストラーフレヒト」(Täterstrafrecht)——犯罪事實のみを視ずして犯人其者を目安とする刑法(Bockelmann, Studien zum Täterstrafrecht I und 2, 1939, 1940, 及び G. Dahn, Der Tätertyp in Strafrecht, 1940)の要求はスイス聯邦刑法(Schweiz Str. GB.)に於ては實現されてはゐないのである。なほまた、この要求がスイスの法律家の間に多くの賛同を見出し得ようとも期待できないのである。只だ從來の方法でこの要求を充たすことにならうといふことは認められるのである。スイス刑法に於て犯人の性格が所爲と共に、のみならず所爲に先立つてさへ、考慮せられてゐることは、自分は既に前に述べた所である。ドイツの學界に於ける新しい傾向が切に避けようとしてゐるよう、スイスの法律家も既に犯罪事實のみを目安とする生活に即さない形式的な見解に對しては自衛の態度を持してゐるのである。(J)

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, November 1940.

Correction Law
of the state of New York

北米合衆國 ニュー・ヨーク州矯正法 (十完)

第二十二章 其の他の規定

第六百條 宣誓を司掌する官吏
矯正局長 局長代理 (The Deputy) 又は局長

補佐官 (Assistant Commissioners of correction) は州立監獄に關する總ての事項に關し宣誓をなさしめ又宣誓書を徴することを得。各監獄の典獄、管理主任 (Principal keeper) 主任書記 (Chief clerk)、會計検査官所屬書記、同補助書記 (Assistant comptroller's clerk) は當該監獄の會計並に受刑者を當該監獄に移送したる郡長官の手當に關して宣誓書を徴する權利と義務を負ふ (一九二九年四月二日法律第二四三號及び一九一八年法律第二九號に依り修正)。

第六百一條 受刑者の引渡し並に移送手當の支給

判決言渡しに應じて各監獄の典獄に受刑者を引渡す際に於ては、受刑者を引渡すべき官吏は、受刑者が言渡しを受けたる裁判所書記より受領せる判決決定書の證明附謄本、プロペー

ション・オフィサーの調書報告書謄本、犯罪事實に關する報告或は詳細なる犯罪説明書、地方檢事 (The district attorney) の證明せる犯罪人の前歴を典獄に引渡すべし。典獄は右官吏に犯罪人受取りの證明書を與へ同受刑者移送手當を同官に支給すべし。右金額は會計検査官の認可を得て其の支拂命令書に依り州金庫より支拂はるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百二條 郡長官の受刑者移送手當金

郡監獄より州立監獄へ受刑者一人を移送したるとき郡長官の受領すべき手當は各旅程一哩につき二十仙、受刑者二人に對しては同上三十五仙、受刑者三人に對しては同上四十仙、受刑者四人以上に對しては同上各一人につき十五仙たるべし。移送途次に於ける受刑者の食費は (Maintenance) 一日一弗たべく而して各三十哩につき移送費用を合算して一弗を超ゆべからず (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百三條 受刑者引渡しの際に手當金を請求すべし

郡長官又は受刑者を管理せる其の他の官吏は典獄に受刑者を引渡すときに於て、移送に要したる日數、歸還日數見積り、旅行哩程、前條に規定されたる移送費用を計算して典獄に請求すべし。右計算書は宣誓を以て正確なることを證し、尙は受刑者の受領並に同監獄より判決言渡し地迄の距離に關する監獄の證明書を添附すべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百四條 受刑者移送費用の支拂

前條の規定に依つて證明されたる費用は會計検査官の認可を得て他の規定なき限り州金庫より支拂はるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百五條 同一裁判所に於て判決言渡しを受けたる受刑者は同時に移送さるべし

刑事裁判所の同一裁判に於て同一州立監獄に拘禁を命ぜられたる者は裁判所が特に他の指定を與へざる限り同時に移送さるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百六條 本州は矯正施設に於て犯罪を犯せる受刑者の裁判費用を支拂ふべし

一 本州の州立監獄に拘禁中の受刑者が監獄拘禁中に犯せる犯罪に關して起訴され裁判に附されるとき本州は其の裁判費用を支拂ふべし。

二 本州州立監獄拘禁中に犯せる犯罪に依つて告發されたる拘禁中の被告人の起訴事件に於て (第一級の殺人事件を除く) 被告人が辯護士を有せずして辯護手段を缺除し被告事件

に關して裁判所に辯護士の指定を申請せる場合に於ては、裁判所又は判事は辯護又は陪審事件の規定に依つて命令を以て當該辯護士の妥當なる報酬を決定すべし。但し其の額は右辯護士が當然實際に費したる時日に對し一日二十五弗以下たるべし。本人に科さるべき刑罰の程度を決定するために被告人の前科數を決定すべき爾後の分離裁判に於ける辯護士の報酬に關しても亦相同し。同金額は指定されたる郡の郡會計吏に依つて支拂はるべく、同郡はニュー・ヨーク州に對して適法に同金額を請求すべし。ニュー・ヨーク州は同金額を當該郡に償還し下文に規定する適法なる受取證を取るべし (一九三〇年三月三十一日法律第二三一號並に一九二九年法律第二四三號に依り修正)。

第六百七條 矯正施設收容中に犯罪を犯せる受刑者の裁判費用の詳細報告

前記受刑者を起訴し裁判に附したる郡の地方檢事は宣誓して、大陪審並に公訴裁判に出廷したる證人手當並に同裁判期間中小陪審員に支給さるべき金額を含む總ての必要なる裁判費用の詳細なる報告をなし且つ同報告をニュー・ヨーク州の會計検査官に報告すべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百八條 矯正施設收容中に受刑者の犯せる犯罪に關する裁判費用の認可

會計検査官は右報告書を檢閱し本條並に前二條の規定に依つて支拂はるべき筋に非ざる總ての項目を訂正削除したる後同

裁判の行はれたる郡の郡會計官吏に對して同金額を認可すべし。別段の規定なき限り右金額は州金庫より同郡會計吏に支拂はるべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第六百九條 検屍官の受刑者死體調査

受刑者州立監獄内に於て死亡し、矯正局長並に當該監獄典獄或は兩者の中一人が變死と信すべき理由を有したるときは、矯正局長並に典獄は死亡受刑者の死體を調査すべく検屍官を招聘すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り附加）。

第六百十條 禮拜の自由 (Freedom of worship)

本條に掲げられたる矯正施設に收用され或は爾後收容さるる者は何人も平等に勤行及び禮拜の自由を有する旨茲處に宣言す。

本條は收容者の教化團體たる法人組織或は非法人組織にして繼續して公費を受け或は收容者維持費として自治體より給費を受くる養育院 (Houses of refuge)、懲治監 (penitentiaries)、少年感化監 (protectories)、感化監 (reformatories) 其の他の矯正施設に適用さるものと見做さるべし。

收容者は良心の命令に従ひ、憲法の規定に準じて、自己の宗教教儀を行ひ、且つ神を禮拜する權利を本條に掲げたる諸施設の行政規定に依つて認められ、日曜日に勤行を行ひ本條の精神と目的を最も効果的に遂行し且つ當該施設の秩序と經營に矛盾せざる如き方法を以て收容者に個人的教誨をなすこと

の責任官吏は同金額を徴集すべし。

二 右の如き出生兒は其の母と共に母の收容施設に歸還せしめらるべし。但し同施設醫務課長の母體が幼兒の保育に適せずとの證言なき場合に限り。而して該證言は決定的たるべし。幼兒は其の健康のために望ましき期間母と共に矯正施設に住居すべくされど一年を超ゆべからず。但し母が州立感化監獄收容中にして幼兒が一年を経過して間もなくパロールに附される見込あるときは母がパロールに附されるまで同所に留め置かるべし。されど幼兒十八ヶ月を過ぎざれば絶対に留め置かれざるべし。右施設に責任官吏は一年未滿の幼兒を何時たりとも其の母と共に移送し得べし。同官は母の手より移送さるゝ幼兒或は母と共に同所に歸還せざる幼兒のために次の如き規定を設くることを得。同官は幼兒の扶養能力を有する旨の其の父或は親族の證明書提出後、幼兒を同人等に引渡して同人等の費用に於て幼兒を扶養せしむることを得。父或は親族が幼兒の扶養に不適當なりと認めらるゝときは、同官は幼兒を公共福利委員 (The commissioner of public welfare) 或は收容者が罪刑を言渡されたる郡に於て幼兒に關する公共福利委員の權能を有する官吏又は委員 (Board) に幼兒を托することを得。矯正施設の責任官吏は前記委員等に對して母子に關する總ての有效なる身上報告をなす。右委員等は州の扶養すべき幼兒に關する法律の規定に依つて該幼兒を保有すべし、

三 矯正施設に收容されたる女子が收容時に一歳以下の乳兒

を得。而して右施設の收容者は自己の宗派或は各人の選擇せる教會或は其の入所に屬したる教會の牧師にして認可せられたる者に依つて斯の如き勤行或は教誨を受くることを得べし。されど收容者が十六歳以下の未成年なるときは本人の両親或は保護者 (Guardians) の選定する宗派或は教會の方式に準じて勤行及び教誨を行ふべし。斯の如き勤行及び教誨は法律に依つて本人の收容さるゝ建物或は敷地内に於て行はれ且既述せる如く收容施設の秩序、規則に調和し、本章の規定に依つて本人の宗教的信念の自由なる發露を確保する如き方法と時間を以て行はるべし。本條の規定が侵犯されその事實に依つて迷惑を蒙りたる者は同施設の所在する地方高等法院に訴訟すべし。而して該法院は本條の規定を強制する權能を有すべし（一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第六百十一條 矯正施設收容者の出産並に其の幼兒保護

一 本州矯正局管轄下の州立監獄又は感化監獄又は懲治監獄又は地方監獄に收容中の女子妊娠して臨月なるときは、右施設の責任官吏は出産豫定期日以前相當期間に於て本人を移送して快適なる設備、食事を與へ醫療手當をなすべし。其の間同官は本人の逃走を防ぐため戒護方法を決定し、出産後は本人の健康が許す限り直に本人を收容施設に歸還せしむべし。右の設備、食事は並に醫療手當費は本人又は本人の親族、友人又は所内に於て收容者の醫療費として使用さるべき同所基金中より支出さるべし。而して他に方法なきときは本人の右施設收容官渡し地たる郡、市、町、村の負擔たるべく且つ右施設

の母にして同人が肉體的に幼兒の保育に適當なる場合に於ては、本條第二項の規定に準じて該幼兒を右施設に携行すべし。矯正施設に收容されたる女子が收容時に於て一歳以上の幼兒を有し且つ自ら該幼兒を保育するときは、本人を拘留せしめたる判事若しくは治安判事は右幼兒を公共福利委員或は幼兒に關して本人を移送收容せしめたる郡の公共福利委員の權能を有する官吏又は委員に托して州の扶養すべき幼兒に關する法律規定に準じて右幼兒の保育をなさしむべし（一九一九年二月二十日法律第一二號に依り附加、一九三〇年四月一日法律第二四二號、一九二六年法律第七〇二號並に一九二二年法律第六四五號に依り修正）。

第六百十二條 聯邦政府管轄受刑者 (United States Prisoners)

郡長官は本州裁判所の發令せる民事命令に依つて實施する如く、聯邦政府の管轄下にある登記裁判所の發令せる民事訴訟法に依つて收容を命ぜられたる受刑者を聯邦法律に依つて適法に釋放さるるまで地方監獄に收容すべし。本條の規定せる如く民事受刑者を收容する郡長官又は監獄官吏 (Wailer) は受刑者の收容に關し關係法律に準じて聯邦裁判所に責任を負ふ（一九二〇年法律九三三號に依り一九二二年四月一五日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正）。

第六百十三條 逮捕後の受刑者の移送

法律に依つて民事受刑者を逮捕せる郡長官或は其の他の官吏は本人を逮捕せる土地より通常の旅程により一郡以上を通過

して本人を引渡し或は本人を拘留すべき場所に移送すべし
(一九二〇年法律第九三三號に依り一九二一年四月十五日附
加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百十四條 民事受刑者の收容 (Care and support of civil prisoner)

法令又は登記裁判所に提起されたる特別手續の逮捕命令或は
登記裁判所判決言渡し執行或は保釋取消に依つて逮捕され
たる受刑者は、判決の條件を皆済し或は法律に依つて釋放さ
るゝ迄法律の規定に依つて安全に收容され他に規定なき限り
收容費用を自便すべし(一九二〇年法律第九三三號に依り附
加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百十五條 中央犯罪人識別・記録・統計課 (Central Bureau of criminal identification, records and statistics)

後述する如き犯罪人或は犯罪被疑者の指紋採取並にベルテイ
オン (Perillon) 測定法は矯正局に於て實施さるべし。右の
記録は犯罪人識別・記録・統計課に蒐集、保存せられ、矯正
局長の直接指導監督下にあるべし(一九二六年法律第七〇二
條に依り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月二日法律
第二四三號に依り修正)。

第六百十六條 犯罪人識別實施組織

前記中央課に於てはベルテイオン (Perillon) 犯罪人識別
法、指紋法、其他本州の各種矯正課施設に實施する目的を
以て矯正局長の採用し或は公布せる犯罪人識別或は測定法を

第六百十八條 州立監獄は犯罪記録を具備すべし

州立監獄收容中の全受刑者の指紋を採り又は採らしむること
を繼續し、ベルテイオン犯罪人識別法として周知さるゝ方法
に依つて受刑者を測定、記述せしめ、受刑者の動作表を記録
せしむるは矯正局長の義務なり。矯正局長は本州矯正局の現
行方法に準じて本州官廳に於て一人若くは數人の者をして州
立監獄收容者の指紋を採り測定をなさしめ、動作表の實施、
記載規定、州立監獄の事務所に右指紋、測定、表の正確なる
記録の保持、アルパニーの前記管區に於ける右謄本の保持、
該書類の分類、索引の規定を作成すべし、(一九二六年法律
第七〇二條に依り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月
二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百十九條 懲治監獄並に感化監獄は犯罪記録を具備すべし

本條は本法第六百十七條に掲げられたる犯罪に依つて判決の
言渡しを受けて收容され或は今後收容さるべき受刑者並に矯
正局長の監督する如き輕罪に依つて收容さるゝ其の他の受刑
者を、本州官廳或は矯正局長が其の目的を以て指定する郡又
は團體の事務所に於て一人若くは數人の者をしてベルテイ
オン法に依つて測定、記述せしめ、右受刑者の指紋を採らしむ
ることを本州内の總ての懲治、感化監獄を管理する官吏の義
務と規定す。該測定並に指紋採取は矯正局長の採定せる規定
方法に依つて行はるべし。可能なる限り受刑者の動作表を作
成することも亦右官吏の義務たるべし。尙ほ同官等は該測

實施すべし。矯正局長は本州に於て行はるゝ實施方法に準じ
て本州の矯正施設に收容されたる各人の測定、裁判、手術
(operations) 標識票 (signalic cards) 人名票 (plates) 寫眞、肖像 (outline picture) 身體検査表 (measurement) 動作表 (modus operandi statements) 個人の履歴、各人の人相書 (descriptions of all persons) の謄本の記録を綴込とし
て本課に保存する義務を有す(一九二六年法律第七〇二號に
依り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月二日法律第二
四三號に依り修正)。

第六百十七條 犯罪記録の蒐集並に綴込

本州内に於て重罪を言渡されたる者又は今後言渡さるべき
者、重罪の未遂者、本州以外の州、政府、郡の法律を適用さる
る犯罪にして本州内に拘禁されれば重罪たるべき者、次に述
ぶる輕罪に關して再度罪刑を言渡されたる者、刑法に明記さ
れたる輕罪を犯せる者の人名票、寫眞、肖像、指紋、説明書、報
告書、身體検査表を可能なる限り蒐集、綴込保存するは矯正
局長の義務なり。右の輕罪とは、短銃其他危險なる武器の
不法使用、携帶、輕竊盜、強盜器具の作成及び其の携帶、贓
物の故買・牙保、住居侵入、脱獄並に其の援助、騷擾罪 (Distur-
bing)、常習的麻酔劑の保持、販布これなり。尙ほ矯正局長は
アメリカ合衆國の陸・海軍法及び刑法を侵犯して拘禁された
る者並に總べて著名且つ常習犯罪人の記録を保持すべし(一
九二六年法律第七〇二條に依り一九二七年一月一日附加、一
九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

定、指紋、表を複製し毎日之を矯正局長に送付せしむべし(一
九二六年法律第七〇二號に依り一九二七年一月一日附加、一
九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百二十條 保安官吏 (Peace officers) は犯罪記録を提出すべし

郡長官或は警察署長等が重罪を犯す虞あり或は裁判の逃走者
なりと判断したる總ての被逮捕者或は同官等が逮捕時に於て
竊盜に依る財産を所有すると認定したる總ての者或は不法な
る目的に使用すると信ずべき強力爆發物を所有する者或は其
の全部又は一部を不法なる目的に使用すると信ずべき銃砲類
又は爆彈等を所有する者或は不法なる目的に使用すると信ず
べき隠匿火器 (concealed firearms) 又は其の他の兇器を所有
する者或は不法なる目的に使用すると信ずべき銀行紙幣の欺
造、贋造に必要なインク、染料、用紙又は貨幣の贋造に必
要なる染料、鑄型を所有する者の指紋を八吋平方の標準票に
採取したるもの、複製必要るときは本人の寫眞並に本人の
概括的身體検査書を毎日矯正局に提出するは、本人を逮捕
したるニュー・ヨーク州の或る郡の郡長官、市警察署長、村
警察署長、州警察其他の總ての保安官吏の義務たるべし
(一九二六年法律第七〇二號に依り一九二七年一月一日附加、
一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百二十一條 犯罪記録の綴込と其の使用

矯正局長は局長として受領すべき總ての犯罪人名票 (names)

寫眞、肖像 (outline pictures)、測定書 (measurement)、動作表 (modus operandi statements) を矯正局に綴込保存し又保存せしむべし。尙矯正局長は右書類を完全、組織的に整理し索引を附して参照比較の便に供すべし。何人かの識別に關する總ての參考書類、即ち名票、寫眞、人相書、身體検査書、測定表、調査表其他矯正局に保存さるゝ資料を申請に依つて供出するは矯正局長の義務なり。右參考書類は正當に受領すべき資格を持ち且つ同様の犯罪記録を相互に交換すべき合衆國領土の合衆國官吏、他の州、地方 (territories) の官吏、他の郡の保安官吏、並にニュー・ヨーク州の全保安官吏に供出さるべし。該調査書類の供出申請をなす官吏は申請書類は法律の正當なる運用のために必要にして、個人の私益のために使用せしむるものに非ず或は本人を惡意を以て若くは無益に侵害し、名譽を毀損するものに非ざる旨の署名證明書を副へて文書申請をなすべし (一九二六年法律第七〇二號に依り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百二十二條 免訴後に於ける寫眞指紋の還付
刑事裁判免訴の言渡しを受けたるときは、寫眞、指紋、寫眞種板、其の他の複製等を所有し或は管理する警察官吏、郡長官、保安官吏等は、本人の裁判中に右警察官吏等の指揮に依つて作成されたる寫眞、指紋等を本人の申請に依つて之を本人に還付すべし。右警察官吏等が本人の申請に應ぜざるときは輕罪を以て處罰さるべし (一九二六年法律第七〇二號に依り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

り一九二七年一月一日附加、一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

第六百二十三條 參考資料を提出すべき官吏
毎月十五日以前に於て矯正局長が本人の刑事事件を完全に記録して矯正局に保存すべき刑事事件の處分方を矯正局長に報告するは刑事・登記裁判所其他治安裁判所 (magistrates, courts and justices' court) 書記、書記無きときに於ては、右裁判所の判事 (every judge or justice)、地方檢察 (every district attorney)、犯罪人を處分すべき官廳・州・郡長官或は專任的に同事件を取扱ふべき者の義務なり。右報告は矯正局長の提供する型式に依つて行はるべし。本條の規定に従はざる者は本州民の名に於て民法令に依つて罰金五十弗に處せらるべし (一九二九年四月二日法律第二四三號に依り修正)。

廢止法律一覽表

改正法令集	第四章見出第二、	全	部
改正法令集	第三章第三節見出第二、第三	全	部
一七八七年の法律	第二六章	第四、第五條	部
一七九七年の法律	第三〇章	第一四一、第二七條	部
一七九七年の法律	第一二章	第二九條第三六條	部
同	第四章	全	部
一七九八年の法律	第五六章	第三一六條、第八條	部
同	第九條	第一三一、一五條	部

一七九九年の法律	第一四章	全	部
一八八〇年の法律	第六〇章	第六一、一二條	部
同	第一一八章	全	部
一八〇一年の法律	第一二二章	全	部
一八〇二年の法律	第三七章	全	部
同	第六八章	全	部
一八〇四年の法律	第八九章	全	部
同	第一〇九章	第二〇條	部
一八〇五年の法律	第一三五章	第一二條、第一三條	部
一八〇八年の法律	第二四〇章	第三八條	部
一八〇九年の法律	第一六四章	第二二條、第二三條	部
一八一〇年の法律	第一八五章	全	部
一八一一年の法律	第一七三章	全	部
一八一二年の法律	第一五五章	全	部
一八一三年の改正法令集	第一章	全	部
一八一四年の法律	第二〇〇章	第二十四條	部
一八一六年の法律	第一五章	全	部
同	第二三六章	第二十四條	部
一八一七年の法律	第二六九章	第一一六條、第八一、一〇條	部
一八一八年の法律	第五三章	全	部
同	第二二一章	全	部
一八一九年の法律	第八三章	全	部

一八二〇年の法律	第一二一章	全	部
同	第一八五章	全	部
同	第二四六章	全	部
一八二一年の法律	第二二四章	全	部
一八二二年の法律	第二七三章	全	部
一八二三年の法律	第一六〇章	全	部
同	第二六九章	第一八條	部
一八二四年の法律	第七六章	第二	部
同	第二五三章	全	部
一八二五年の法律	第二五章	全	部
一八二六年の法律	第二四章	第三	部
同	第七四章	全	部
同	第二四二章	全	部
一八二七年の法律	第一二章	全	部
同	第五二章	全	部
一八二八年の法律	第六章	全	部
同	第一章	全	部
同	第一五〇章	全	部
同	第一九七章	全	部
同	第二一章	第一	部
一八二九年の法律	第一三章	全	部
同	第五六章	全	部
同	第二二〇章	全	部
一八三〇年の法律	第三五章	全	部

同	一八七七年の法律	第三三九章	全部	部
同	一八七七年の法律	第二四章	全部	部
同	同	第二七章	第一條(郡長官の里程手當に關する部分)	部
同	同	第一〇七章	全部	部
同	同	第一二八章	第一條(郡長官の受刑者移送手當に關する部分)	部
同	同	第一七二章	全部	部
同	同	第一七三章	全部	部
同	同	第二五三章	全部	部
同	同	第三一二章	全部	部
同	同	第四二四章	全部	部
同	一八七八年の法律	第一四八章	全部	部
同	一八七八年の法律	第二八四章	全部	部
同	同	第三七三章	全部	部
同	同	第四六二章	全部	部
同	同	第四七一章	全部	部
同	一八八〇年の法律	第四一六章	全部	部
同	一八八一年の法律	第四四二章	全部	部
同	同	第五四八章	全部	部
同	一八八二年の法律	第三八九章	全部	部
同	一八八三年の法律	第八三章	全部	部
同	同	第四六八章	全部	部
同	一八八四年の法律	第一二二章	全部	部
同	同	第二二一章	全部	部

同	同	第一七八章	全部	部
同	一八八五年の法律	第三五六章	全部	部
同	一八八五年の法律	第二六七章	第一條	部
同	一八八六年の法律	第二一章	第一、九條、第二、二條	部
同	同	第四三二章	全部	部
同	同	第四八五章	全部	部
同	一八八七年の法律	第二一三章	全部	部
同	同	第七一章	第一、六條、第八條、第九條の一部、第一〇、一八條	部
同	一八八八年の法律	第四四〇章	全部	部
同	同	第五八六章	全部	部
同	一八八九年の法律	第三六章	第一條	部
同	同	第三八二章	全部	部
同	同	第四〇一章	全部	部
同	一八九〇年の法律	第三九五章	全部	部
同	同	第五五九章	全部	部
同	同	第一三〇章	全部	部
同	同	第三三六章	全部	部
同	同	第三九六章	全部	部
同	同	第五八七章	第二、三條	部
同	一八九三年の法律	第三〇六章	全部	部
同	同	第三一二章	全部	部
同	同	第三八六章	全部	部
同	一八九四年の法律	第二〇八章	全部	部

同	同	第二六六章	全部	部
同	同	第二九九章	全部	部
同	同	第四六五章	全部	部
同	同	第六六四章	全部	部
同	同	第七三三章	全部	部
同	同	第七三〇章	全部	部
同	同	第八一二章	全部	部
同	同	第一〇二六章	全部	部
同	一八九六年の法律	第四二九章	全部	部
同	同	第四三〇章	全部	部
同	同	第四四〇章	全部	部
同	一八九七年の法律	第二一六章	全部	部
同	同	第六二二章	全部	部
同	一八九八年の法律	第一三三章	全部	部
同	同	第六四五章	全部	部
同	一八九九年の法律	第六〇〇章	全部	部
同	一九〇〇年の法律	第七二二章	全部	部
同	同	第三四八章	全部	部
同	同	第三七八章	全部	部
同	同	第四九八章	全部	部
同	一九〇一年の法律	第一二二章	全部	部
同	同	第一九三章	全部	部

同	同	第二六〇章	全部	部
同	同	第三八八章	全部	部
同	同	第四一八章	全部	部
同	同	第二四四章	全部	部
同	一九〇二年の法律	第五〇〇章	全部	部
同	同	第一三七章	全部	部
同	一九〇三年の法律	第一三八章	全部	部
同	同	第四四七章	全部	部
同	同	第三二二章	全部	部
同	一九〇四年の法律	第四二五章	全部	部
同	同	第五四七章	全部	部
同	同	第七〇九號	全部	部
同	同	第五三六號	全部	部
同	一九〇五年の法律	第六四八號	全部	部
同	一九〇六年の法律	第三八一號	全部	部
同	一九〇七年の法律	第四六七章	全部	部
同	同	第九四章	全部	部
同	一九〇八年の法律	第二三二章	全部	部
同	同	第二三九章	全部	部
同	同	第二五二章	全部	部
同	民事訴訟法典	第一一三、一一七條、第一二〇條、第一二二、一二四條、第一二六條の一部、第一二八條、第一二九條、第一三五、一三七條、第一四三、一四八條、第二二、九、一二三〇條		部

海外時報

合衆國政府所屬行刑施設の發展

Development of Federal Institutions

過去二年間に於ける米合衆國政府所屬の行刑施設の發展は目覺ましいものがあつて、今迄の十箇處の施設に加へて、新たにまた十個の行刑並びに矯正の兩施設が建設せられたのである。これは十年前に着手せられたる合衆國政府のピーナル・システムに於ける施設の擴張類別のプログラムの一部にすぎないものである。今度公にせられたる合衆國政府司法省行刑局(Federal Bureau of Prisons, Dept. of Justice)の一九四〇年度の年報には、このプログラムに於ける最近の進歩が記述せられてゐるが、右の年報に於て、新たに建造せられたる施設はこれ等に收容せらるゝ七千人の受刑者に對する一層進んだる個別處遇(individualized treatment)を保證するに止まらず、猶ほ其上に、既存の古い施設に於ける收容力超過(Overcrowding)の忌むべき狀況を緩和するを得るによりて、他の一萬の受刑者をして間接に利益に浴せしむるものであると指摘してゐる。しかし、すべてのフェデラル・インステイテュウシヨンス(合衆國政府所屬施設)の受刑人口を合せて、その二〇パーセントは猶ほ施設の正規の收容力以上に超過してゐるのであるから、オ

が、最近ニュー・ヨークのアメリカーン・プリズン・アソシエーションの教育調査委員(Committee on Education)の手によつて壹百三十六個の合衆國政府所屬並びに州立施設について行はれたる調査の結果に呈示されてゐるのである。これによると、此等の施設の中で、その百二十三個は正規の一定の手續で諸種のタイプの教育訓練を採用してゐて、その各施設はこの調査の尺度にかゝつた教育設備の少くも七十五パーセントを運用してゐるのである。施設で利用せられてゐる最も普通な教育上の便宜は貸出図書館で、前記の百二十三施設の九一パーセントに見出さるゝのである。之に次いで、最も普遍的に見出さるゝものは職業訓練作業(vocational training shops)で、調査に回答した前記施設の八二パーセントによつて實行されてゐるのである。此等の施設に於ける他の教育上の装置の中には、先づ何といつても盛んなのがレクリエーション・プログラム(保健休養方策)として行はるゝスポーツで、これが前記施設の七五パーセントに達し、少くも各施設の收容者の半數によつて利用せられてゐる。次には、二部教授の學校で、これが七一パーセント、専任の教育係を置くもの、これが六八パーセント、教授用の補助設備としての活動寫眞、ラヂオ、講演(レクチャー)——これが六七パーセント、受刑者中より教師を抜擢するもの(inmate teachers)——一六〇パーセント、受刑者の編輯する雜誌又は新聞——五九パーセント、官立學校(established schools)よりの通信講義録——五九パーセント、少くも收容者の半數を會員とする諸學科の講習——四〇パーセント、全收容者の晝間授業(anti

パークラウディング(收容超過)は全く過去のものとなつたとは云へないのである。

ピーナル・システムに於ける有形的な擴張のプログラムと相並んで、行刑局は合衆國政府のピーナル・システムの中に大施設に於ける個別處遇のプログラムを補強するための新たな方法を講じつゝあつたのである。この方法といふのは、個別處遇を管理せしむるために新たに陪席所長(associate warden)(同格)を任命したことであつて、其の職務とする所は、受刑者の診査、分類、處遇、訓練及び釋放準備を包括する一切の事務を整合するに在るのである。このプランは現在既にオハヨー州チリコースのリホーム・メトリ(矯正施設)及びデオーヂア州アトランタのベニテンシアリー(プリズン)に於て實施せられてゐるのであつて、受刑者の個別處遇はプリズン内の日々の常規の事務と同等に取扱はれてゐて、從來のような繼子扱ひではなく、全く本格的に行刑活動の中に攝取せらるゝに至つたのである。

Survey Midmonthly, March, 1941.

合衆國行刑施設に於ける教育

Prison Education

現在ユナイテッド・ステイツ(米合衆國)に於ける大部分の行刑矯正兩施設が受刑者のレハビリテーション(社會的更正)のための一助として諸種の教育手段を活用してゐること

time day schools)——三八パーセント、收容者のための教師養成クラス——三一パーセント、となつてゐる。調査の發表に當りて、プリズン・アソシエーションは、この調査の結果は只だプリズンに於ける教育設備のプログラムの「大きさ」を反映してゐるのみで、その「效力」如何を反映するものではないといふことを強い調子で斷つてゐるのであるが、しかし、また、調査で發見された事實は、「行刑矯正兩施設に於ける教育の價値の漸く認めらるゝに至つた證據である」とアソシエーションのスポークスマンは言ひ添へてゐるのである。

Survey Midmonthly, March, 1941.

國防に於ける刑務作業の利用

Using prison labour on defense program

「デモクラシー國家のための兵器廠たらん」と名乗りを掲げて、軍需工場はすべてスリー・シフト(三部交替制)の、場合によつては十二時間労働で、日曜日も休まないといふ死物狂ひのアメリカ合衆國では、今度、ニュー・ヨーク州プリズン・アソシエーション(Prison Association of New York)からプリズン・レーバー(刑務作業)を國防方策に利用して受刑者を遊ばせてをく作業不振を救はんとする一石二鳥の熱心な要求となつて州議會(State Legislature)へ提案せられたのである。國防方策のプログラムが切に熟練職工を要求し且つ現在プリズンの中で立派な技術と能力を有つてゐる人達が只だ徒らに「働かせて

あるだけ」の無駄な作業に従事してゐる事實を指摘して、この協會は「國防を促進するためのプリズン・レーバー利用の十分なる機會を調査する」べく議會をせき立てゝゐるのである。

因云—アメリカでは時局に際し軍需工業に於ける職工の不足を痛感して、合衆國政府は各州に命じて職業訓練を促進せしめ熟練工の養成に大童になつてゐるのである。最近各州よりの合衆國政府内務省教育局 (U. S. Office of Education, Dept. of the Interior) への報告によると、デフエンス・インダストリス「國防(軍需)工業」のための職業訓練は豫定計畫以上に促進されてゐるのである。元來豫定のプランに依れば、一九四一年六月三十日迄に軍需工業のために七十萬の職工を養成することになつてゐたのであるが、前きの報告では、その期日までに約百萬の人間が一人前の職工に仕立てらるゝことになるらしいのである。職業學校並びに少年矯正のための産業施設 (industrial schools) を有つてゐる全國九百都市の中八百以上はそれ等の設備を國防のための訓練養成に利用しつゝあるのである。三百以上の都市ではその職業學校を訓練用として一日二十四時間一週六日制 (24 hour, 6-day—week schedule) の下に置いたのである。この職業訓練のプログラムに正規の練習生として編入せられたものは、これまでの記録の最高であつて、約二百萬人に達すると云はれる。

Survey Midmonthly, March, 1941.

強盗 (Robbery)	5,646	9.1
脅迫殴打 (assault)	3,224	5.2
夜盗 (Burglary)	12,669	20.4
竊盜 (Larceny)(自動車竊盜を除く)	10,975	17.7
自動車竊盜 (auto theft)	3,156	5.1
詐欺 (Embezzlement and Fraud)	1,948	3.1
贓物=關スル罪 (stolen property)	761	1.2
文書偽造 (Forgery)	5,174	8.3
強姦 (Rape)	2,030	3.3
賣淫 (Commercialized Vice)	421	0.7
其他ノ猥褻罪	1,661	2.7
麻酔劑法違反 (Violating drug laws)	2,245	3.6
凶器携帯 (Carrying weapons)	297	0.5
遺棄 (又ハ扶助ゼス) (Nonsupport or Neglect)	590	1.0
酒類販賣法違反 (Violating liquor laws)	5,177	8.4
交通規則違反 (Violating traffic laws)	366	0.6
其他一切ノ犯罪 (All other offences)	2,353	3.8

年齢に従つた分類は次の表に示される。

年齢	件数	パーセント
總計	762,000	—
報告ナシ	18	—

合衆國の受刑人口

— Prison Population —

合衆國政府勞働省國勢調査統計局 (Bureau of Census, Dept. of Labour) より、一九四〇年十二月二十三日に、一九三九年度州立及び國立(合衆國政府所屬)のプリズン並びにリホーム・トリリーに於ける受刑人口を公にした。報告は、四十六個のステート(州)及びディストリクト・オブ・コラムビア(首府ワシントン)の在る一地方區劃で、名稱は異つてゐるが、ステートと同格である)に於ける百〇八個の施設並びに十八個の國立施設から受取つたものである。アラバマ及びデオールディアの施設によつて裁判所から受取られた總數六萬六千〇二十四人の受刑者の内で、六二、六二九人即ち九四・九パーセントは男子で、三、三九五五人即ち五・一パーセントは女子で、約十八人の男子に對して女子一人の割合になるのである。總收容人員中、六二、〇〇〇人は重罪犯で、四、〇二四人は微罪犯である。重罪犯とその件數は次の如くである。

犯罪	件数	パーセント
總數	62,000	100.0
謀殺 (murder)	1,829	3.0
殺人 (manslaughter)(故意)	1,281	2.1
〃 (〃) (過失)	187	0.3

報告總數	件数	パーセント
15歳以下	31	0.1
15—17歳	2,573	4.2
18歳	2,998	4.8
19歳	3,557	5.7
20歳	3,310	5.3
21—24歳	12,286	19.8
25—29歳	11,839	19.1
30—34歳	8,334	13.4
35—39歳	6,269	10.1
40—44歳	4,103	6.6
45—49歳	2,820	4.5
50—54歳	1,821	2.9
55—59歳	1,036	1.7
60—64歳	529	0.9
65—69歳	313	0.5
70歳以上	163	0.3
平均年齢	27.6	—

Journal of Criminal Law and Criminology, February, 1941.

一九四〇年の英國の叛逆法

— English Treachery Act, 1940. —

英國の一九四〇年の叛逆法案 (The Treachery Act) は去年

五月二十三日議會に於て可決せられて法律となり、即日施行せらるゝに至つたのである。この法律は、國王 (His Majesty) が勅令 (Order in Council) 樞密院の諮詢を経たる法令) を以て個の法案可決の原因たりし事變の終了したりと公布したる日を以て當然消滅するのである(第六條)。このアクト(法)はトリーチャリー(叛逆罪)に死刑を科し且つこれまでの國事犯(Treason)に關する法律の下にのみ取扱はれてゐた多くの犯罪の起訴手續を一層簡捷にしたのである。古い國事犯法は廢止せられたわけではないが、しかし、新しいアクトの規定によつて取つて代らるゝことにならうと思ふのである。第一條(Section 1)は次の如くである。

「何人たるを問はず、敵を助くる意志を以て、敵の海軍、陸軍又は空軍の作戰に援助を與へ、又は陛下の統帥する軍(His Majesty's Forces)のかゝる作戰を妨害し、又は生命に危害を加へんとする行爲を爲し又は企て又は他人と共謀して右の行爲を企てたるものは、重罪を以て論じ死刑を以て處斷せらるべし。」

Journal of Criminal Law and Criminology,
February,

實務質疑應答

◎代用監獄ニ付テ

(問) 代用監獄ニ監獄法ノ適用アリヤ。

(答) 監獄法其ノ他ノ行刑法令ハ當然代用監獄ニモ適用アルモノト思考ス。

理由 監獄法第一條第三項ニ規定スル代用監獄ノ性質ニ付テハ見解ガ分レ、

(一) 代用監獄ハ監獄ノ設備無キ地ニ於テ刑事被告人及短期ノ受刑者ヲ拘禁シ、或ハ護送途中之等ノモノヲ宿泊セシムル等已ムヲ得ザル事實上ノ必要ニ因リ、單ニ警察留置場ノ建造物ヲ一時使用スルニ過ギナイモノト解シ、

(二) 警察留置場ノ設備ハ勿論職員ノ全部ヲ擧ゲテ監獄ニ代用スルモノ、即チ留置場ヲ獨立セル變體的監獄ナリト觀ル見解デアル。而シテ後者ヲ通説トシ私モコノ後説ニ賛スルモノデア。蓋シ前説ノ如ク單ニ一時留置場ノ建造物ヲ使用スルニ過ギナイモノデアアルナラバ必ズシモ「監獄ニ代用ス」ト規定スルマデモナク同條第二項ノ如ク「已ムヲ得ザル必要アルトキハ警察官署ニ附屬スル留置場ニ一時之ヲ拘禁スルコトヲ得」ト規定スルヲ以テ事足リル理デア。然ルニ不拘殊更ニ「監獄ニ代用ス」ト定メタノハ「留置場ヲ監獄ト看做ス」ノ意ト解シ、後説ノ如ク物的設備ハ勿論人的設備ノ全部ヲ擧ゲテ留置場ヲ監獄ニ代用スルノ趣旨ニ出タモノト解スベキデアロウ。

「昨日の青年は、物質的な多くの歡樂を有つてゐたから、今日よりも生活をもつと、快適なものかと考へてゐたかもしれない。しかし、若い間に自分の國民の運命を築き上げることに參加するを得る諸君の生活は眞に快心の事業といふべきである。」

アドルフ・ヒットラー
一九三二年十月二日ポーツダム
に於ける第一回ナチス青年團大會に與へたるアドレッツスの一節

而テ以上ノ如ク留置場ヲ獨立シターノ變體的監獄ナリトノ見解ヲ採ル時ハ之等代用監獄ニ監獄法及其ノ他ノ行刑法令ノ適用セラル、コトモ亦當然ナリト歸結セザルヲ得ナイノデア。尤モ警察留置場ハ元來主トシテ行政處分ノ執行上設ケラレタモノデ監獄トハ全ク其ノ性質ヲ異ニスルモノデア。右述ノ如ク監獄法ノ適用アリトスルモ事實上之ヲ實行シ得ナイモノガ多ク、實際處遇ノ上カラ見レバ消極、積極何レノ見解ヲ採ルモ大差ハナイノデア。但シ人的方面カラ觀レバ前説ノ如ク建造物ノミノ代用ト解スルトキハ戒護其ノ他ノ事務ハ總テ監獄官吏ヲ派遣シテ之ヲ處理セシムル必要ヲ生ズルカラ、後説ノ如ク人的設備モ擧ゲテ代用シ警察官署ノ長ヲ以テ典獄ニ準ジ、其ノ部下ヲ以テ監獄職員ニ準ズベキモノトナス見解トハ非常ニ異ナツテ來ル。尙後説ヲ採ルモノ、中ニモ代用監獄ノ首長ハ典獄ナリトシ、典獄ハ警察官吏ニ對シ指揮監督ノ權ヲ有スルモノト主張スルモノモアルガ之ニハ賛成出來ナイ。

附記
以上ハ私見ヲ述ベタモノデア。尙積極説ノ有權の根據トシテ明治四十一年九月司法省監内第一〇七八號監獄局長回答(警保局長照會ニ對スル)中ニ「警察官署附屬ノ留置場ニ懲役囚ヲ拘禁スルニ於テハ實際作業ヲ課スルコト能ハザル場合多ク可有之候得共斯ル場合ニ於テ作業ヲ課セザルハ事實上已ムコトヲ得ザルモノト謂フノ外ナカルベシト思考致候」(抄録)トアルハ代用監獄ニ監獄法ノ適用アリトノ積極説ヲ前提トシタルモノト考ヘテ差支ヘアルマイト思フ。

(赤塚孝)



刑務所便り

刑務官講習所開設

刑務界多年の宿望であつた地方刑務官講習所が、このたび司法當局の絶大なる後援に依つて、各控訴院管内に於て開設せらるゝ運びになつた。次に送付せられた報告を摘記する。

大阪控訴院管内

此の管内に於ては春陽も暖かな三月十一日各刑務所より選抜された優秀刑務官三十名を大阪刑務所に集め、刑務協會長代理中尾書記官の臨席を得て、關係刑務所長等參集して盛大なる開所式を挙げた。

講師には岡部大阪刑務所長、大政翼賛會の鹽澤元次氏、大阪控訴院檢事小野謙三氏、同判事竹野竹三郎氏等を得て三月十七日、全員芽出度その業を終えた。

廣島控訴院管内

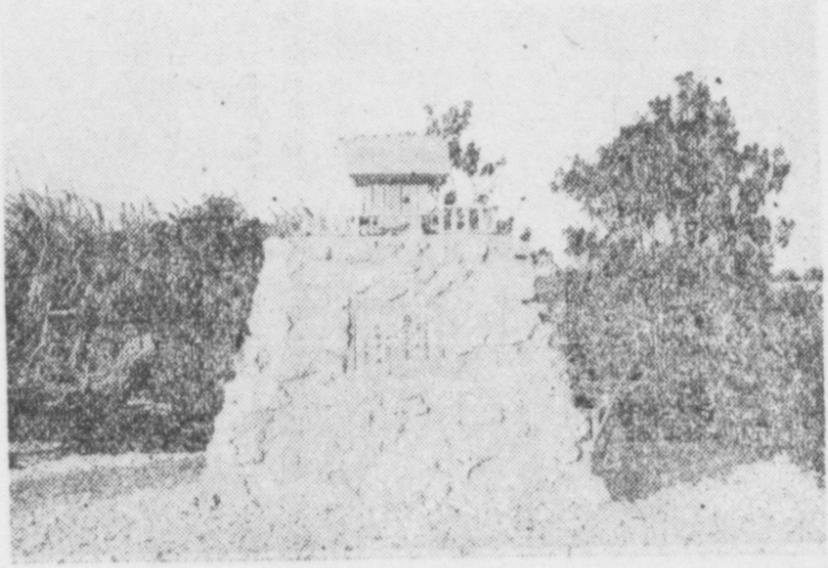
入所式は三月十四日廣島刑務所において舉行。刑務協會長代理芥川衛生官、廣島控訴院佐伯部長、同川又檢事、小橋川

所長等臨席、いと嚴肅盛大に開催された。次いで三月二十日、全員芽出度く短期間ではあるが緊張した一週間の業を終えた。

〇〇特殊工事犠牲者合祀祭

現地にて其の職に殉じたる教誨師吉田廣揚氏、看守長岡田峰吉氏外收容者十一名の御靈を祀り慰むると共に、當地の發展を永久に、記念せんため、豫て現地職員間に於て一字を建立すべしとの議ありしところ、本年初頭安達書記官御出張の際大いに賛同せらる。仍てコンクリートを以つて方尺餘の堂宇を造り工事關係者とも協議の上、小高き丘陵を選びて赤誠神社を建立することゝなれり、議の決するや中野技手は日夜堂宇の造營に精進したるため、早くも三月二十一日春季皇靈祭當日合祀祭舉行の運びに至れり。午前十時全職員、收容者社前に參集、神官の嚴かなる修禱、開扉獻撰に續き、物故者の忍苦と功績を讃ふる祝詞の聲高らかに微風に乗つて響き渡れば全員感激の裡に寂として頭を垂れ微動たに爲し得ず。次で米倉部隊長以下職員代表及び工事關係來賓代表、收容者代表の玉串奉奠行はれ、再び神官の手により撰は撤せられ、扉は閉せられたり。最後に部隊長は全收容者に向ひ赤誠神社の由來と意義を説示したる上、赤誠隊の精神的に歸一すべき方

向を力強く訓辭するところありて、寔に嚴肅壯重に祭式は終れり。この赤誠神社の建立により部隊の精神的據點を得たるが如き心地せらるゝのみならず、部隊歸還の後に於ても、當地在住者の手により



て長く祀らるべきことを相喜び「國のため常夏の地にみまかりし赤誠隊の御靈やすかれ」(安達書記官寄進歌)と祚りつつ、當日を靜肅なる反省自戒の日として過せり。

宮崎刑務所に於ける二三のことども

宮崎刑務所

(一) 神前貯金

高度國防國家の完成へ一億協力の秋である東亞共榮圈確立までは例へ草を喰つて辛棒しても戦費だけは捻出せねばならぬ百二十億貯蓄は政府の奨励するに否とにかゝはらず當然國民の負ふべき義務であると感ずる。

當所は規約貯金を最低月三圓に引上げ毎月貯金して來て居るが右の外共同貯金の申合せをなしつゝあるとき偶々當縣に於て神前貯金を奨励するに及び共同貯金を神前貯金とし二月より全職員宮崎神宮早長參拜後左の規約によつて神前に出張取扱の郵便局に貯金をすることにした最初は試みとして小額の五十錢を各自の俸給から天引することにして居るがこれからの成績により一圓となし二圓となすべ

く申合せて居る。

各所に於ても色々な方法で貯金勵行中のことゝは思ふが今假に看守以上の刑務官七、八一三人を一丸として三年間の据置神前貯金をするとすれば大要次の額になる様思はれる。

- 一年目元利總額四七、五八一圓一七
- 人當六圓〇九
- 二年目元利總額九六、五六八圓六八一
- 人當一二四三六
- 三年目元利總額一四七、〇四〇圓六六
- 一人當一八八八二

此の計算は雇傭人を除いた額であり雇傭人を入ると相當額に上る筈である。

規約貯金は引出さぬ立前であるが各自の都合では引出も可能であるが此の神前共同貯金は轉退職の外は絶對に引出不能であり其れ又け貯金報國も効果があるのではないかと思ふ。

月の初めの奉公日早朝すがすがしき神域の小砂礫を踏み神前に額き終り貯金する心は又なんとも言はれぬ氣持である。

神前貯金規約

- 一、本貯金ハ宮崎刑務所職員神前貯金ト稱シ「共同据置貯金」トス
 - 二、本貯金ハ職員會ノ事業トシ事務ハ會計係ニ於テ擔任ス
 - 三、貯金方法ハ毎月二十二日各人ノ俸給ヨリ均一ニ五十錢宛天引シ翌月興亞奉公日宮崎神宮早長參拜後取扱者神前貯金ヲナスモノトス
 - 四、本貯金ハ「轉退職、死亡」以外ニハ絶對ニ引出スコトヲ得サルモノトス
 - 五、第四項ニ依ル拂戻ニ對シテハ据置利率ニ依ル利子ヲ附スルモノトス
- 但シ貯金加入後一年未滿ノ轉退職者ニ對シテハ利子ヲ附セズ
- 職員常會

(二) 世は擧げて翼賛體制である上意下達し下意を上通せしめ渾然一體となつて御互が職域奉公の誠をいたさねばならぬ。刑務所に於ては所長は家長であり職員

は家族である其所には溝があり憎しみがあつてはならない。

此の意味に於て當所では職務會と言ふ堅苦しい氣持でなく町の隣組式の常會を催すことになつて居る。

幹部のみのものは刑務官會議後に部長擔當看守のみのものは累進準備會終了後にそして職員全部の常會は其の月の都合を見計ひ適當な日時に幹部常會のとき決めることにして居る。

三月の全員常會は十五日の土曜日勤務者の退廳後午後八時から階上會議室で開いた。

番茶をすゝり煎餅をかぢりながら午後九時半に終つたのであるが其處には強制もなければ退廳時刻遅延の不服もないホントに一家の和かさである。

會の順序としては東方遙拜默禱後先づ所長より其の月に於ける本省通牒の告知之に對する注意等があり其の後思ひ思ひに敷談の裡に進行せしむる様になつて居

るのが當夜の主要點として通牒は刑務事故防止、機密洩洩防止、詭激思想懷抱者の心情觀察等であり其の外看守の向上心喚起として副看守長制度各控訴院管内刑務所に於ける講習所開設等に及び常識涵養上朝鮮の豫防拘禁所官制等に就いて述べられ味坂副看守長の上京土産話縣の體育指導者養成所に入所して居た中原部長の常會體操の實演等興味ある御互の常識涵養上誠に得難い收穫でもあつた。

○ 本月の決定實踐事項として
1、刑務事故防止の徹底を期すること。
2、お互禮儀を重んじ收容者に範を垂るること。
3、體位の向上を計る爲毎朝のラヂオ體操の外就寢時常會體操をも徐々にやる様にする。

○ 高速寫眞を利用して調べた科學的研究によると一回のクシヤミの繼續時間は十分の一秒を越えることはほとんどない。
○ 普通の鋼は加熱して急に冷せば硬くなるが、クロムとニッケルを含んだ銹びない鋼は逆に軟くなる。
○ わが帝國ホテルを設計した米人フランク・ロイド・ライト氏は、最近ワシントン市に千五百万ドルの大摩天樓の建設計畫を發表した、このビルディングは二千五百の部屋を持つアパート、一千の座席を持つ劇場と商店街を含み、一千五百臺の自動車を收容し得る屋上駐車場もあるといふ素晴らしい大きなものである。



海外異聞録

◇「ギヤング」と「闇」横行の倫敦

デーリー・エクスプレスの記者が、食糧難に喘ぐロンドンに横行する「闇」取引體験記を發表したが、それによると金さへ出せば割當があらうと前から大抵の食糧が買へる。ハムなら十二ポンドが四十シリング、バターなら一ポンドにつき三シリング出せば(公定値段の二倍)いくらでも買へるし、卵は一ダース四シリングで三十三ダースまでオーケーだ。(公定値段は一個三ペンスで一週間一人二個當)絶えて姿をみたことのないオレンジもマーマレードも値段次第では手に入るといふのだ。そこで、これらの闇取引はといふと、すべて巧妙なトンネルを通

して行はれるので、たとへば歴とした衣裳屋の店先に牛がぶら下つてゐたり、化粧品屋の陳列窓から卵の箱が現れたりする。こんな有様であるから中産、無産階級が一週二個の卵は薬を飲むやうに大切に食ひ、日曜だけ肉らしい肉にありつく時に、一流のホテル、クラブの食堂、貴族、富豪の臺所にはアツと驚くやうな贅澤な食物が豊富にあるわけである。闇市場の品物が供給される源は巨利を目論んで、品物を隠してゐる大商人や直接ロンドンに品物を運んでくる慾の深い地方の百姓である。そのためにトラックは數臺一緒になつて護衛つきで往復せねばならなくなるし、ケント縣の農場では百姓が銃を持つて農場を警戒してゐるといふ。も一つの新しい手は、傷ものが割當てに入らないのを利用し食糧をわざと傷ものにして、割當てをのがれて賣捌く方法である。ウールトン食糧相はこの對策として食糧品相談所を全國的

に設けてなるべく圓滑な分配を計らうとしてゐるが、食糧が不足するにつれて闇が横行するのは當然で、労働黨あたりはやかましく政府を責めたてることだらうと見られてゐる。

◇冤罪クロアチヤ人釋放と泥酔將校

ドイツ軍が得意とする電撃戰の裏にはいつも幾多の悲喜劇が演ぜられてゐるが、過般ヴァイヒス將軍麾下の先發隊がクロアチヤ首都ザグレブに疾風の如く入城した時もこの例に漏れなかつた。二十年來セルビヤ人の壓政に苦しんでゐたこの町のクロアチヤ人數萬は街頭に溢れて頬を流しながらドイツ軍を迎へ、花束の雨とヒットラー萬歳、大ドイツ萬歳の歡呼を浴びせたが、それからドイツ軍が町の牢獄を訪れて鐵の格子を開け、冤罪になくドイツ人やクロアチヤ人多數を釋放したとき、囚人達がドイツ兵の逞しい胸に抱きついて叫んだことは「君達がいつか助けにきてくれるとは信じてゐたが、こんなに早くなるとは思はなかつた」といふ言葉だつた。その中の一人は二十二年來ダルマチヤの港町スシヤクに

住むドイツ商人であつたが、約二週間前のある晩、セルビア兵の一隊は突然彼を引捕へ、有無をいはず叛逆罪に問ひ縛り上げてザグレグに送致し、そこで散々毆打した擧句、氣を失つた彼を牢獄にぶち込んだのであつた。ドイツ兵が同夜宿泊したホテルの食堂ではへべれけになつた一團のセルビア將校が床に轉つて正體もなく高駢をかいてゐたが、クロアチヤ人警官が叩き起して戸外へ突き出さうとすると、さあべルリンへ進撃だと力み返り、並みゐるドイツ兵を啞然たらしめたとのこと。

◆勳章貰へぬ伊太利の獨身者

「子供を澤山作る家族こそ未來のイタリアを擔ふものだ」とムソリーニ首相はいつてゐるが、フアシスト政治の基調は人口増加にありと、イタリアでは二十五歳以上の獨身者は獨身税を納める義務があり、如何なる場合にも勳章は貰へない、また文官の場合には昇給の見込みが絶對にないといふみじめさだ。その反對に七人以上の子供を持つてゐる家族は納税の義務を免除されるといふ特點が附與されてゐる。そこ

で人口増加運動に關する著述が書店に溢れてゐるのも當然といへよう。にも拘らずイタリアの人口は最近やゝ減少氣味であるといふ。前線の兵士は各自の家庭の任務を果すために定期的に休暇を與へられ、ラヂオは毎日前線の父親へ愛兒の誕生を知らせ名前まで報告してゐるし、國力の基礎と考へられてゐる農民が子供を澤山生めば毎年賞金を與へられるが、今年はその賞金も増額され百八十八世帯の家族（一千五百四十四人の子供を持つてゐる）に六千リラ（邦貨千二百圓）づつの賞金がムソリーニ首相の名で授與された。墮胎は勿論嚴禁、最近ローマの二婦人が墮胎で禁錮二年の刑に處せられたといふ。

◆米國の犯罪統計

聯邦警保局では先程昨年中の犯罪について一寸面白い統計を發表した。一、昨年中米國で起つた重大犯罪は總數百五十一萬七千二百六十六件、これを時間に割ると平均二十一秒に一件といふことになり、頭數で割ると八六・八人につき一件といふことにな

る。一、人殺しは四十分毎に一件、強盜が十分毎に一件、自動車泥棒は三分毎、竊盜なら十五秒毎に一件といふところである。

◆恐怖は流行を生む

戦争は簡單なものをえらい流行品にする——とロンドンでは戦前には問題にしまなかつた一つのガーターについて感心してゐる。といふのは小さい金具札をつけた沓下止めだ。この札に血液型を書込んで置けば、重傷したとき輸血を受けるに便利だ、分秒を争ふ大出血に際し、これは何パーセントか汝の生命を助けるであらうと宣傳したが市民は見向きもしなかつた。ところが大戰になつてドイツが連日連夜猛爆をやり出すと急に賣れはじめた。おまけに今度は住所姓名まで書きこんで、どこで死んでも判るやうにしたのはよいが、わざ／＼ガーターに仕込んだので、金やプラチナでつくる虚榮の女さへ出て來たとのこと。かうなると、この流行そのものが「ロンドンの認識票」であるわけだ。



高橋の島

書道の變遷 (三十四)

清代

清は十二世二百六十餘年、我が國では第百十一代 後西天皇より 明治天皇に至る間に當る。

清代の初期は古法帖によつて書を學ぶ帖學のみに限られてゐる向があつた。王鏗、傅山などは明代から清朝初期にかけての人で共に連綿草を巧に書いた名人であるが矢張り淳化閣帖あたりをもととして晉唐人の書風をよく學んだものであらう。一體この時代は宋、元、明の餘波を受けて、子昂、米芾、董其昌、あたりの風に追隨してその域を出ない傾向があつ

た。乾隆、嘉慶間の大家で張照、劉墉等の優れた名人が出てゐるがこの人達とても帖學から入つてゐる。然し劉墉に至つては別に新機軸を出してあの厚味のある一種魅力のある線は後世の好者をして心酔せしめてゐる。まづ清時代に於ける屈指の大家である。

支那では畫に於ては南宋、北宋と云ふことがあつて、兎に角二つの大きい流れが數百年來別々になつてゐる。書に於ても歴代を通じて南北風氣の上にたしかに争はれぬものがある。この時代でも南方の人である梁同書、梁獻、王文治等は動もすると輕俊に失する傾向があり、北方の人である鐵保、葆淳等の人々は如何

にも鈍重の氣持があるやうである。

この頃金石考證に通じた人で翁方綱が出でて北方の碑板に傾倒した。この人以後北碑に趨くものは畢く其の影響を蒙らぬものはないと云つてもよからう。

嘉慶、道光以後の大家としては鄧石如、包世臣を先づ挙げねばならぬ。所謂六朝風の書として一世を風靡した碑學派の人人も數多あるが、この二人の如きは先づ代表的な大家といへる。この後を襲つた人々は吳讓三である。清朝として眞に特色を發揮したのはこれ以後であつて是迄は謂はゞ明朝の風を受け繼いで居たと云つてもよいのである。殊に包世臣は碑學の闢將とも云ふべく安吳論書の如きを著して頻りに碑學の有難さを唱導した爲に其の説は十年ならずして支那全土を風靡した。更に朝鮮、日本にまで影響し、勿論、時を得た爲であらうけれども碑學唱導の豪傑の士としてもはやされた程

である。これより先に北碑を學んで唱導しなかつた人で金農がある。又當時口に唱へながら一向に影響を見なかつたのは阮元である。

書道も時代の思潮を離れて存在しないもので、その時代の藝術を大観するには各年代を通じて政治にも通曉し其の他文學、工藝、美術の百般にまで涉つて始めて



更に一言付言したきは支那人は、我が愛國心の代りに愛郷心の強いことである。例へば華亭から董其昌が出つればその後代々其の土地では之を非常に尊崇するといふ風がある。それは董ばかりでなく他の人でも同じ事である。書の系統な

向、吳讓之の如きに至つては却つて敵難いではなからうかと思はれる。

○掲載は張照の岳陽志記の一部。

何を極めるにはこれらのことも念頭に置いて考ふべきであると思ふ。清朝の書は晉唐のものに較ぶれば劣ること萬々であるけれども何れの時代に於ても時代特徴がある如く乾隆以後の篆隸の發達の如きは前代未聞である。唐の李冰陽は斯翁後直に小生に至ると豪語して篆書の妙を誇つたが、邵元

妥當なる見をなし得るのであるが、今は僅に代表的名家の得失を論じて暫く時代概説に代へる。

登、斯、權、也、則、有、去、國、懷、海、憂、讒、畏、識、滿、目、蕭、然、感、極、悲、一、者、矣。

男兒志 出關關。學若無成死不還。

一、隨意 臨書、自運何れにてもよろしい一人一枚。
一、條幅 小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。
一、送先 東京市品川區西品川三丁目八百三十一番地。

男兒志立出鄉關學若無成
死不還埋骨豈惟墳墓地人
間到處有青山

釋月性題壁白鳥書

埋骨豈惟墳墓地。人間到處有青山。
釋月性題壁。

高橋白鷗先生宛送付のこと。

第十三回競書募集

一、課題 四月號掲載の「手本揮毫のこと 一人一枚」

一、締切 五月五日。
一、發表 六月號本欄。
一、注意 級位あるものは級位、所屬氏名、雅號あるのは雅號等を明記せる小紙片を貼すること。新に應募するもの

選歌しつづ (四三)

歌の話 (4)

大翼

次に、「一口に「うた」(歌)とよばれる文學の中にもいろいろの形式が数へられる。従つて歌といふ詞の意味を廣く解することになると、これ等諸形式の文學のすべてを包容することになり、その擴りは詩歌とその範圍とを一つにすることになるのである。本居宣長の考へかたがこれであつて、宣長によると、三十一字の歌は勿論、神樂歌、催馬樂、連歌、今様、風俗、平家物語猿樂のうたひ物をはじめ、狂歌も俳諧も、小歌、淨瑠璃、童のうたふはやり歌、木びき歌のたぐひまで、「詞のよくと」のひ、あやありてうたはるゝものはすべて歌であるというて居るのは

であるが、私がこゝで言うとするのは、さうした廣い意味のものでなく、普通には和歌といはれ、短歌といはれる三十一音律の短詩形文學についてであつて、これを狭義の歌といふのである。

短詩形の文學といつても、國文學史の上では歌の外に俳句があるが、俳句と歌とでは其の文學の根本の性格、すなはち素材や觀照内容に自らなる相違があり、境地や領域の關係に於て兩者を一つに論じ得ないのであるから、ここでは特に狭義の歌と斷はつたので、形式に於いて歌や俳句に肖た狂歌や川柳の如きもこれを除外し、古く萬葉時代に於いて盛んに行はれた長歌(ながうた)もまたしばらくこれを省き、主として三十一字の和歌——短歌に限つて述べようと思ふ。

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠
締切 毎月五日限
用紙ハガキ一葉三首

白井大翼選

一 木の芽風吹き入る兎舎はひそかにて 宇都宮 高島
 二 手殿しくこらし來にける子のこが思ひ出されてこの夜眠れず 三 重 梶 田 草
 三 朝夕のわかかよひ路も春なればところ／＼に白はつし咲く 札 幌 來 生 忠 次 民 實

佳作
 東 拘 高 田 國 康
 横 濱 先 崎 寧 芳
 一日の勞働の汗ぬぐひつつ我か仰ぎ見る富士澄めりけり
 嵐は烈しかれとも今日をしも櫻咲きたり神武祭今日を 横 濱 井 上 忍
 轉職を策してならずこの春を寒く住ふ家古りにけり
 そくばくの菊の芽立ちの親しもよほのかに温む土觸れて見し 札 幌 來 生 忠 次 民 實
 豊平川ながるる水も匂ふなり圓山の花の咲き匂ふ日は 青 森
 眼鏡の女學徒の顔きびし奈良女高師の前に出で來つ 京 都 白 柏 大 盧
 なか／＼に男の意地はかなしかり老子を讀みて苦をやらむとす

緑立つ若葉あかるきこの里の家静かなり雞の聲 宮 城 志 賀 宮 童
 吾兒の骨抱きて戻る雪解坂火葬場遙かに黒煙吐けり 名 刑 高 島 政 夫
 今し征くますらをたちの顔々を涙ににじむ目もて送りつ 岡 山 中 野 惠 美 子
 早やも咲きてまひるかかよう牡丹花心盡ししきぞしおもほゆ 浦 和 齋 藤 義 雄
 椰子ゆるる小蔭に肌の入墨はチャム口娘の春化粧哉 尾 道 堤 磯 の 子
 朝風に深く澄みたる山の池翡翠とびて小魚あらはる 海 州 内 大 久 保 榮 藏
 東海の仄かに明るる雲間には残れる月の影うすれたる 名 刑 鞍 田 陽 明
 鳶高く舞ひて立春暖かく銃後の護り麥の施肥忙し 前 橋 須 藤 比 敏
 南海に静かにねむる友の碑に名知らぬ花を捧げて歸りぬ 弘 前 鷹 星
 靴の音に父歸れるをはや知るや笑顔迎ふる吾子の可愛さ 名 刑 鞍 田 陽 明
 獄園のしだれ柳もみどりして胡蝶飛び交ふ春ぞ來にけり 横 濱 柳 澤 若 男
 垂れこめし空灰色の野邊遠く一輪車の音淡く消え行く 青 森 奈 良 健 藏
 久方に山より來りし父の顔しげ／＼と見て酒買ひに行く 神 戸 藤 原 キ タ エ
 古傳多き須磨のあたりの海山に我か残す夢も少しとせじ

櫻貝の句その他

花 蓑

櫻貝ちりばめ去りぬ走り浪 白鳥園
渚に打ち上げて来た浪の穂先がさら／＼と砂の上を走つて、さつと引いて行つたあとは鏡のやうに濡れ輝いてゐます、そこには櫻貝がちりばめたやうに點々と散らばつてゐます、それは今の浪が持つて来て置き去りにして行つたものです、美しい光景が眼さめるやうに鮮かに叙されてゐます。

春月の面をよぎる鉄の列 同
日が暮れて田圃からあがつて来る百姓が鉄を擔いで一列になつて畦道を通つて行く、恰かも東の空に春の月がさしのほつて、その月の面を鉄の列がよぎつて行くやうに見えたのです、映畫を見てあつと感嘆させられるやうな興味を覚えます。

植替てはや落椿ありそめぬ 松 石
この作者は椿を愛するところから此頃百姓家から一本の椿を買つて庭に移植したといふことです、この句はその時の寫生句でありませう、その椿がまだ植替をしたばかりだといふのにもう二つ三つ土の上に花を落し始めてゐるのです、椿の精が——この

落花の風情を見て下さい——と言はんばかりに主人の心に迎合してゐるやうにも思はれます。

驚翔ちてより湖の初明り 順 資
夜明け前のうす闇の中を白々と驚が一羽飛んで行くが見えた、湖畔の芦の中からでも飛び立つたものらしい、その驚の活動を先駆として湖の空から初明りがさし始めたといふです、景色が生きてゐます。

梨花の棚煙れる雨の雫して 螺 堂
花の咲いてゐる梨棚の上に煙るやうな細かい雨がそぼ／＼降つてゐて、その雫が湖から滴つてゐるといふのです、煙れる雨の雫に一洞察があります。

著ぶくれて浄土往生うたがはず 初 枝
信心を得るといふことはむづかしいことであつて、いつまでたつても本當に疑ひの解けるといふところまでは行き難いといふのが念佛行者のいふところであるがこれは來世は浄土に生れるといふ堅い信心を得て最早疑はないといふのであつて作者自身の心境を言つたものでありませう、著ぶくれをして念佛三昧の安樂な日送りをしてゐる尊い姿を想像することが出来ます。

著ぶくれて一刀彫の如くあり 一 泉
一刀彫とは形容し得て妙です、著ぶくれ

毎月 募集 刑政能壇 題當季隨意 締切毎月五日限 用紙官私製葉書

いふともん選

凍てし野に地虫の如き囚徒かな 福岡 古田みのる
耕の鉄にもたれて老囚徒 同
目指圖に囚徒ひたすら耕せる 同
春曉の獄屋々々に祈る囚 横濱 先崎寧芳
獄園の櫻見るともなく見つゝ 同
曉の獄屋静かな櫻かな 同
獄園の櫻いつしか葉となりぬ 同
露の臺ほの匂ふ夜となりけり 同
霞たつ蝦夷の遠山緑に見る 函館 船山船風
野火のあと夕靄深く立單めて 同
閑ひ木の間に雪の残るあり 同
春愁の雲のとけてはひろごれる 名古屋 はつゑ
春愁の忘れがたなき悔あれば 同
紅椿悔ひごとありてわびしみぬ 同

水邊より生るゝ風や土筆狩 福岡 進藤了風
白桃や家の廻りは麥畑 同
城の影柳の影や水温む 同
松の花もたぬもありて庭ひろし 高松 いしろ
鶯や藪の日の出の美しく 東拘 高田夢幼子
春光のまぶしき艇庫うち開く 同
春宵を眠りて澄める金魚かな 松江 平儀野菫草
金屏にうすき日のさす餘寒かな 同
春寒や松くよりゆく茶室道 諫早 雅石
ビロ一樹の葉末にかゝり虹の橋 同
待つ筈の人に待たれし梅の宮 同
大山の裾霞して駒の聲 青森 一葉
炎上の空に映りし夜半寒し 同
春雨や遠近の山濃く淡く 新義州 濱田青村
對岸の灯の美しく春の闇 同
雉子啼くや朝煙立つ木樵小屋 小田原 大木舟波
春風に吹かれて軽き袂かな 同
遠山は雪あるまゝに霞みけり 前橋 向井良子
妙義山石門見えて霞みけり 同
暁夜の人美しき祇園かな 京都 白柏大虚
囀や炭焼き山を出づる日に 同
風越山は暁飯田の灯は霧らふ 松本 市川紅東
裸桐花の綿芽の育ちつゝ 同

をしてゐる老爺の風貌が如實に描かれてゐるのみならずその人柄までが分るやうな氣がします。

雨はれて紫烟を放つ牡丹の芽 里 水
牡丹の芽から雨上りの陽炎が立のほつてゐるのでせうが陽炎と言つたのでは作者には満足出來ず之を紫烟を放つと言つたところに詩心の躍動があります。

この句は深大寺へ吟行したときの句です、境内に小さい池があつてその水は法の庭にふさはしく清浄な透き通つた水でその上に水が浅いので蝌蚪の動靜が密さに見て取ることの出来る程でした。句の上には寺の境内といふことは現はれてみませんが一句の情趣を味ふ上にはそれを必要としません、實景を見ない人にもこの情趣は十分に分ることと思ひます。

彼岸寺緋衣僧の出で在す 香 蔭
彼岸のことであるから寺の坊さんは紫、緋 青とそれ／＼に打榮えた衣をまとふてゐます、偶々その中の緋衣の僧が放散の間を庭に出でゐたのでありませう、緋衣の僧が庭に出でゐるといふことも彼岸なればこそ見らるゝ寺の光景であつて思ひもよらぬ尊いものを明らさまに見るやうな美趣をそこに感じたのでありませう。

雪解や裾汚れして里程標
苗代の水を湛へて月のあり
陽炎や盥の水に日のうつり
早春の雲滿々と雪ふくむ
朝露の山の中より雉子の聲
春雨にけむれる如き淡路島
櫓の音のして湖の霞みけり
讀み耽る背にしみ／＼と日のぬくし
鶯の鳴きさうな藪暖かし
雪の夜の焚火を圍む露營かな
桃さびしわれに愁のあればなほ
佩刀の音さへ輕き初歸省
春うらゝ、鶺鴒の來て鳴く御陵杉
降る雪の清らかにして神詣
赤椿ぼたく落ちて涅槃西風
朝窓に春日さし入る免囚日
水仙の窓の埃に夕日して
黒潮やてら／＼として椰子の月
口笛に鶯眞似て庭うら／＼
乗合のバスにも桃の挿してあり
夕暮の雨間の空の雲雀かな
春灯對座の人の眉匂ふ
堺越にさし出て芽ぐむ櫻かな
椿日々さそひ咲けるに父は病む

水戸 見川錦港
同 赤尾茂草
長野 同
名古屋 鞍田 陽
大阪 道本青村
滋賀 木村霞峰
宇都宮 高島筍雄
神戸 和田櫻枝
横濱 内堀龍男
滋賀 杉浦謙昭
名古屋 清孝生
富山 あきを
弘前 鷹折越人
富山 馬場玉風
金泉 高橋きよし
新義州 堤 磯の子
尾道 堤 磯の子
福岡 宗 霞舟
名古屋 挺屋藤市
前橋 手島彌平
横濱 井上しのぶ
千葉 小川太一
名古屋 尙 子

叙任辭令

三月二十日	村岡喜久(千葉)	同	池田詮季(横濱)	同	佐々木昇三(札幌)
同	小室利市(宮城)	同	前田寛一(滋賀)	同	補 敏一(高田支)
三月二十四日	山田祐悟(横濱)	同	鈴木長次郎(前橋)	同	永岡三市(小倉支)
同	山田政雄(盛岡)	同	前坂源三郎(八王子)	同	長谷川鐘太郎(松山)
同	山口政雄(少)	同	柏原平助(宮城)	同	泉 英 斌(綱走)
同	富山藤男(綱走)	同	佐藤平兵衛(青森)	同	岡部 常(大野)
同	青木宣吉(八日市)	同	大島市三郎(高松支)	同	神本直助(高松)
同	吉井直城(若狭)	同	荒木 悟(岡崎支)	同	永田正之助(静岡)
同	太田卯八(甲府)	同	田淵繁一(米子支)	同	吉田綱紀(神戸)
同	南 德 三(奈良)	同	市原福馬(岡山)	同	青柳彌録(沖繩)
同	喜多義一(松本)	同	松本稻城(栃木支)	同	齋藤信一(名古屋)
同	福島三治(岐阜)	同	西村 勇(新潟)	同	山本 銓 吉(大分支)
同	佐藤久次郎(京都)	同	松崎豊三郎(名古屋)	同	嶋田 幸 治(神戸)
同	藤 澤 清(宮津支)	同	江口 堅(長崎)	同	石澤 信 次(豊多摩)
同	西野十介(佐世)	同	高橋 龜 貴(津山支)	同	村松萬壽治(山形支)
同	後藤孝治(岩見澤)	同	久米 爲 市(松山)	同	木村元吉(東拘)
同	吉田 正(宮城)	同	渡邊 進(岐阜)	同	飛田 昭 正(新潟)
同	小澤義親(鳥取)	同	高野染太郎(吳文)	同	補 良 讓(金澤)
同	同	同	熊野染太郎(吳文)	同	櫻田 芳 雄(東拘)
同	同	同	久保井覺治(下妻支)	同	安永秀雄(山口)
同	同	同	三浦秀文(函館)	同	松本敏夫(東拘)
同	同	同	高橋 龜 治(河津支)	同	室口十四人(若狭支)
同	同	同	戸谷清助(上田支)	同	古堀繁造(滋賀)
同	同	同	大塚勝馬(福岡)	同	三角義則(東拘)
同	同	同	山田八百吉(佐賀支)	同	廣渡恒緒(福岡)
同	同	同	同	同	菱山辰男(小菅)
同	同	同	同	同	額 末 雄(神戸)

法學新報

第五十一卷 第五號
昭和十六年五月

中央大學法學部門機關

商業帳簿の基本概念

主要なる共同海損行為に就ての研究(二)

國民優生法とその文化的意義(七)

特に優生的斷種を中心として

おびた・でいくた

(十三)アメリカ法の法源

ザウアー・法律學方法論史批判

超實證的基準、自然法

刑事判例研究

刑の減免事由記載の準備書面と判斷の要否(安平政吉)

犯(佐瀬昌三) 詐欺罪と騙取額(小玉治行)

民事判例研究

法律事務取扱の取締に關する法律違反行為と法人の目的(丁野曉春)

生ずる貸借の内容(岩田新) 小切手支拂と民法第百十條(岩田新)

比較法制研究

精神病遺傳の刑事政策的意義(池見猛)

標記ノ件左記ノ通一定致候條御了知相成度候

一、月別欄三月ノ次行ヲ四月トシ決算年度所屬ノ收入、支出金ヲ四月中ニ處理シタルモノアルトキ之カ出納事項ヲ記載スルコト

二、差引殘高欄ハ各日毎ニ計算シ收入合計額ヨリ支出合計額ノ過多ナル月ノ殘高ハ朱記スルコト

三、收入ノ區別欄ノ右欄ヲ「其ノ他」欄トスルコト

收入、支出金ノ「其ノ他」欄金額ハ更ニ其ノ再掲トシテ左ノ様式ニ依ル内譯書ヲ作成シ添付スルコト

下ニ「何年度最終」ト括弧朱記スルコト而シテ其ノ收入ノ區別越金ノ欄金額ハ三月分殘額合計額ヲ掲記シ右ヲ除ク收入、支出及殘額調ノ各欄金額ハ前號第二項ノ收支無カリシモノトシテ計上スルコト

前號第二項ノ場合ニ於ケル四月分收支報告書ハ新年度所屬分ヲ記載シ其ノ收入ノ區別越金ノ欄金額ハ前項ノ報告書殘額合計額ヲ掲記スルコト

三、四月分收支ニ關スル證憑書類ハ新舊兩年度ラ區分シ編綴スルコト

四、四月三十日迄ニ前年度所屬收入金ノ受入又ハ支出金ノ支拂ヲ了セサルモノアルトキハ左ノ様式ニ依ル收入支出未済金調書ヲ作成シ收支決算書ニ添付シ報告スルコト

昭和何年度收入支出未済金調書 名

一、收入未済金 圓

内譯

組合員掛金 譯

三月末日迄ノ預金 利子

銀行特別當座預金 利子

郵便普通貯金 利子

郵便振替貯金 利子

何々

一、支出未済金 圓

内譯

醫療給與金 譯

何々

◇刑務共濟組合收支決算書記載方ノ件

(司法部 行刑局 行甲第五八〇號)

昭和十六年四月十日

昭和何年度收支決算書

事項	月別												計	
	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三		
收入ノ區別ノ他欄														
內譯														
醫療給與金														
過渡戻入金														
脫退給與金														
誤拂戻入金														
何々														
支出ノ區別ノ他欄														
內譯														
過徵掛金還付金														
郵便振替貯金拂出														
(又ハ振替等)料金														
郵便振替貯金諸用紙代														
何々														

司法省刑事局編纂

經濟統制法令 質疑回答例

標準規格B・6
總頁二百七十一頁

定價一圓三十錢

送外料內
地外四十二錢
地內五十二錢

事變勃發以來發布せられた經濟統制法令の数は、殆んど無數と言ふも過言にあらざる程度に達してゐる。而して是等諸法令を見るに、概ね複雑多岐、難解微妙なる規定を包含し、之が解釋運用に際つてその歸趨に迷ふもの決して尠くないであらう。

本書は如上諸法令に關して簇出する凡百の疑義に對し當局が下した標準的解釋の集積であつて、昭和十三年九月から本年二月に至る迄の間に於ける司法省刑事局及大審院檢事局の質疑問答並に大審院判例の要旨を各法令別に類輯したるものを、當局が部内實務の参考に資する爲め編纂せられ、本會が特に請ふて發行するに至つたものである。従つて、現行經濟統制諸法令の解釋運用に對する唯一の指針たるのみならず、非常時局下益々擴大強化を必至とする將來の立法に付ても亦多大の示唆を與ふるものとも言へやう。敢て法律人に限らずひろく經濟人の机上に一書を推奨する。

東京市麹町區
目一關ヶ

法財
人團

會曹法

振替東京一五六一
電話座銀二四二
〇七六五二
〇二七二二
〇〇一一二

昭和三十六年三月中入出監並月末在監人員

Prison Population during the Month of March 1941.

受刑者 刑疑者 刑被告人 勞役場留置者 乳兒	越員	入監	出監	現員	前月末日在		前年同月現在		増	前月比較	減	前年比較
					現	在	現	在				
38,081	4,103	4,231	37,958	38,081	39,658	△	1,577	△	1,694	62	906	
222	1,302	1,249	275	222	213	△	53	△	757	12	757	
4,029	2,852	2,586	4,295	4,029	3,538	△	206	△	757	12	757	
189	188	169	208	189	196	△	19	△	12	12	12	
8	2	4	6	8	5	△	2	△	1	1	1	
41,789	8,228	8,024	41,993	41,789	42,899	△	204	△	906	1	906	
740	224	215	749	740	705	△	9	△	44	44	44	
42,529	8,452	8,239	42,742	42,529	43,604	△	213	△	862	862	862	
備考	受刑者現員中ニ朝鮮人			1,987								
				男								
				女	11							

本表中外國人ヲ區別スレハ左ノ如シ

國名	性別	受刑者	被疑者	刑被告人	勞役場留置者	計	國名		性別	受刑者	被疑者	刑被告人	勞役場留置者	計
							露	西						
英國	男	1	—	—	—	1	露	男	—	—	—	—	—	—
滿洲	女	2	—	—	—	2	西	女	—	—	—	—	—	—
中華民國	男	16	—	7	1	24	印度	男	1	—	—	—	1	1
澳洲	女	1	—	—	—	1	領	女	—	—	—	—	—	—
吉利	男	—	—	21	—	21	奈	男	—	—	—	—	—	—
英	女	—	—	1	—	1	陀	女	—	—	—	—	—	—
							計							50
							總							2

編輯後記

- 何處の場面でも同じであると思ふが、行刑に於ても一つには根本的なところ、二つには打ち樹てられた根本的なものの上に如何に具體的に、技術的に嚴密に築き上げて行くかといふところが問題になつて來たと思ふ。
- われわれの明治初年の先輩はこの二つのことを極めて短時日のうちに成し遂げたと思ふ。星移り月變り、われわれの視野が抽象的には世界的なるものにまで延び、そして又今民族、東洋といふものに具體的に凝固しようとしてゐるとき、この二つのことを成し遂げることはわれわれに負荷せられた大なる任務である。
- 前數號に連載の正木博士の玉稿によつてわれわれは第一の根本的なものに觸れた。これを契機としてわれわれはこの課題に検討を續ける積りで居る。
- 本月號掲載の典獄鷺津愛十郎氏の論文は第二の課題に歩を進めるものである。先人の残した法律解釋は生半可なよい加減のものではない。それはどんな場合でも無批判に取り捨て、よいものではない。
- 編輯子の叢にお約束した泉二先生と行刑なる話題は幸ひに玖波文一郎先生の御快諾を得て、いろいろな意味で興味深い好讀物を掲載することを得た。
- 戦争がつゞいても東京のものは皆元氣で、五月の風は爽かである。

(おがわ)

定規文注	告廣	表價定
●御注文は總て前金のこと ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局 ●御注文の御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局 ●御注文の御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局 ●御注文の御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局	一 等 一頁 金五圓十 二 等 一頁 金四圓十 普 通 一頁 金三圓十	一 冊 (稅共) 金三十錢 六 冊 (稅共) 金一圓八十錢 十二 冊 (稅共) 金三圓六十錢

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十六年四月二十八日印刷本
昭和十六年五月一日發行

編輯 東京市葛飾區小菅町一丁目一番地 大原虎夫
印刷 東京市葛飾區小菅町二丁目八番地 大河内恭三
發行 東京市葛飾區小菅町二丁目八番地 大河内恭三

電話 銀座 二二四七
振替口座 東京 〇〇二二五番

